

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 補足-017 改6
提出年月日	2020年10月12日

工事計画に係る説明資料

(その他発電用原子炉の附属施設のうち緊急時対策所)

2020年10月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料

添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

資料 No.	添付書類名称	補足説明資料（内容）	備考
1	緊急時対策所の機能に関する説明書	1. 緊急時対策所に収容する要員の考え方について	
		2. 資機材等について	
2	緊急時対策所の居住性に関する説明書	1. 審査ガイドへの適合状況	
		2. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価に係る適用法令	
		3. 緊急時対策所換気空調系の運転について	
		4. 陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することによる影響について	
		5. 陽圧化装置(対策本部)及び陽圧化装置(待機場所)の空気ポンベの必要個数について	
		6. 気象資料の代表性について	
		7. 希ガス放出継続時間について	
		8. 二次遮蔽壁における入射線量の設定方法について	
		9. 要員の交代における被ばく線量について	
		10. 地表面への沈着速度の設定について	
		11. エアロゾル粒子の乾性沈着速度について	
		12. 緊急時対策所の高気密室構造及び遮蔽設計の見直しについて	
		13. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置について	
		14. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)の構造について	

注： 「(2) 緊急時対策所の機能に関する説明書(有毒ガス防護について)」に関しては、「KK7 補足-009-6 中央制御室の機能に関する説明書及び緊急時対策所の機能に関する説明書に係る補足説明資料(有毒ガス防護に係る補足説明資料)」に記載。

別紙 工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係

工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係

(工事計画に係る説明資料（その他発電用原子炉の附属施設のうち緊急時対策所）)

工認添付資料	設置許可まとめ資料			引用内容
緊急時対策所の機能に関する説明書	DB	第34条	緊急時対策所	資料の一部を引用
	SA	第61条	緊急時対策所	資料の一部を引用
緊急時対策所の居住性に関する説明書	DB	第34条	緊急時対策所	資料の一部を引用
	SA	第61条	緊急時対策所	資料を概ね引用

緊急時対策所の機能に関する説明書に係る補足説明資料

目 次

1. 緊急時対策所に収容する要員の考え方について	1
1.1 重大事故時に必要な指示を行う要員	1
2. 資機材等について	5
2.1 放射線管理用資機材	5
2.2 その他資機材等	7
2.3 放射線計測器について	10

1. 緊急時対策所に収容する要員の考え方について

1.1 重大事故時に必要な指示を行う要員

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（6,7号機共用,5号機に設置）（以下「緊急時対策所」という。）は、事故対応において6号機及び7号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（6,7号機共用,5号機に設置）（以下「緊急時対策所（対策本部）」という。）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（6,7号機共用,5号機に設置）（以下「緊急時対策所（待機場所）」という。）を共用化し、必要な情報を共有・考慮しながら総合的な管理を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。また、放射性雲通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、図1-1及び図1-2に示すとおり、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号機及び7号機対応要員）に加え、1～5号機対応要員2名をあわせた54名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。

重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の考え方を表1-1に、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員の考え方を表1-2に示す。

表1-1 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の考え方

要員	考え方	人数	合計
本部長・統括他	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長、本部長を補佐する計画・情報統括,6号統括,7号統括,対外対応統括,総務統括,原子炉主任技術者2名,本部付2名,1～5号統括は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	11名	54名
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。 その際、各班長の業務を必要に応じその上司である統括が兼務する。	16名	
交替要員	上記、本部長、各統括、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については11名、班長、班員クラスの交替要員については16名を確保する。	27名	

表 1-2 原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員の考え方

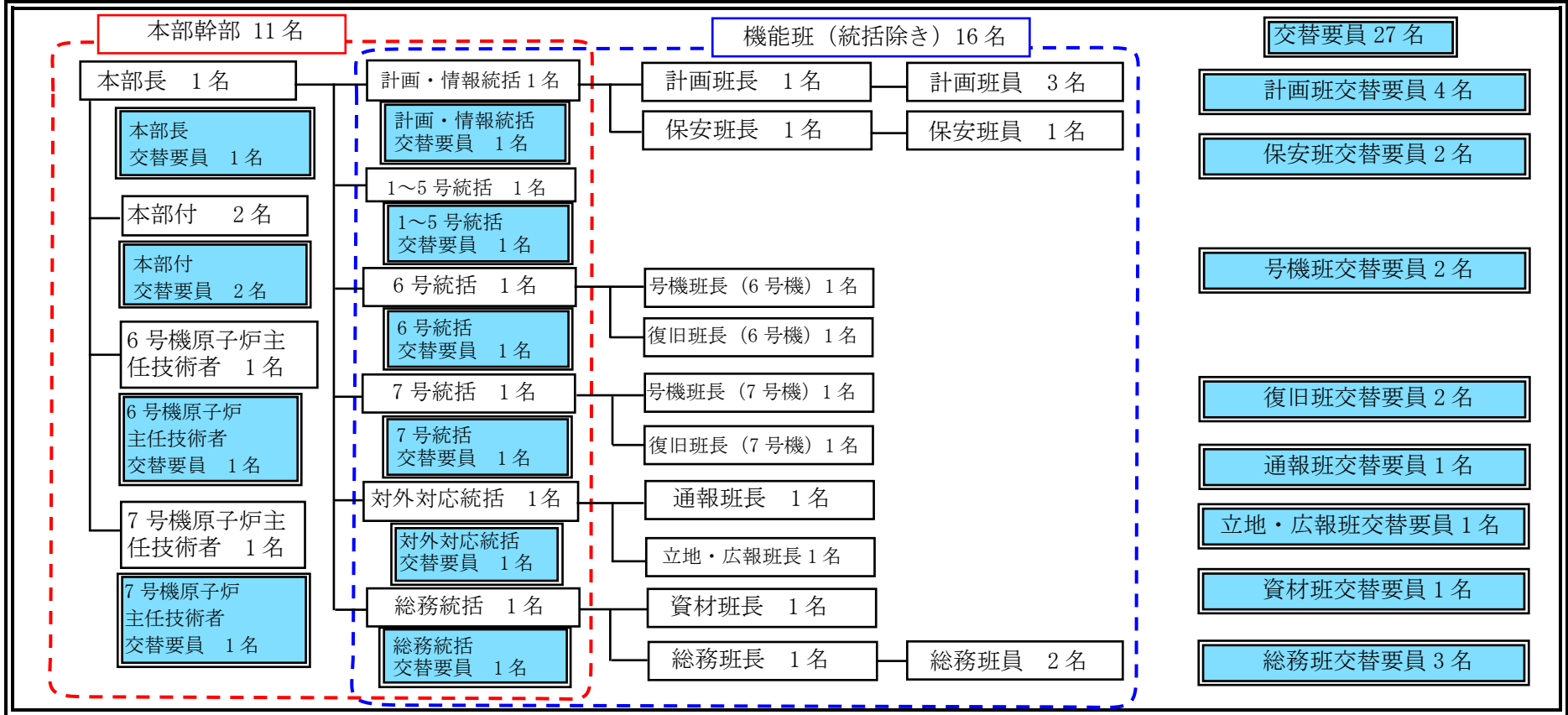
要員	作業項目	作業に必要な人数	人数*1	合計	
運転員 (当直)	放射性雲通過時には、運転員については中央制御室待避室に待避する。	—	18名	18名	
復旧班要員	事故後の設備監視、給油作業等	6号機及び7号機ガスタービン発電機の運転監視	2名/ (6号機及び7号機)	2名	32名
		可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への注水監視	2名/ (6号機及び7号機)	2名	
		燃料補給(燃料タンクからタンクローリへの軽油移し替え、可搬型代替注水ポンプへの燃料補給)	4名/ (6号機及び7号機)	4名	
		放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開)	4名/ (6号機及び7号機)	4名	
		格納容器圧力逃がし装置対応 フィルタ装置排水ポンプ水張り	2名/ (6号機及び7号機) *2	2名	
		フィルタ装置の排水	4名/ (6号機及び7号機) *2	2名	
		フィルタ装置への薬液注入	12名/ (6号機及び7号機)	12名	
		フィルタ装置の排水ラインの窒素パージ	4名/ (6号機及び7号機)	4名	
	設備故障等の不測事態への対応	可搬型代替注水ポンプの予備機への交換(1台故障を想定)	3名/台	3名	22名
		代替原子炉補機冷却系の予備機への交換(1台故障を想定)	13名/台	13名	
ガスタービン発電機等の電源復旧(1基故障を想定)		6名/基	6名		
保安班要員	作業現場の放射線モニタリング	3名	3名	3名	

注記*1: 要員数については、今後の訓練の結果より人数を見直す可能性がある。

*2: フィルタ装置排水ポンプ水張り(以下「作業A」という。)は、格納容器ベント実施前の作業で、フィルタ装置の排水(以下「作業B」という。)は、格納容器ベント実施後の作業であるため、各号機単位で同時に発生することがない。加えてこれら二つの作業は作業時間帯に十分な間隔があるため、作業A完了後に作業Bを実施することとし、作業Aと作業B合計で緊急時対策所(対策本部)内に4名の現場要員を確保するものとした。

重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。

① 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 54名



② 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員 75名



注： 上記①, ②の要員については, 今後の訓練の結果により人数を見直す可能性がある。

図 1-1 放射性雲通過時 緊急時対策所及び中央制御室にとどまる要員

場所	事故前 (地震等)	事故発生, 拡大	炉心露出, 損傷, 溶融	放射性雲通過中 10 時間	放射性雲通過後
「居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間				⑤24 時間	⑥34 時間
防災対策		③ 第1次緊急時態勢 (10 条) ② 原子力警戒態勢	④ 第2次緊急時態勢 (15 条)		
重大事故等対策		①初動態勢			
6 号機及び7 号機中央制御室 (放射性雲通過中は待避室)		事故拡大防止, 炉心損傷防止活動, 原子炉格納容器の破損防止活動			運転操作, 監視
		運転員 (当直) (18)		運転員 (当直) (18)	運転員 (当直) (18)
5 号機中央制御室		運転員 (当直) (8)		待機場所へ(8)	
現場又は5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)	初動対応要員	炉心損傷防止活動, 原子炉格納容器の破損防止活動 (電源復旧, 注水等)			放射性雲通過後, 構外に待避していた要員が参集する。
		復旧班現場要員 (14/2*1)		対策本部へ(14)	
		構外へ退避 (2*1)			
	参集要員	炉心損傷防止活動, 原子炉格納容器の破損防止活動 (電源復旧, 注水等), 放射性物質拡散抑制活動			
		復旧班現場要員 (49)		復旧班現場要員 (40)	(54)
	構外へ退避 (9)				
モニタリング要員	モニタリングポスト発電機起動, 可搬型モニタリング設備設置				
	保安班現場要員 (2)		保安班現場要員 (15)	対策本部へ(3)	《計 48》
	構外へ退避 (12)				(3)
自衛消防隊 (初期消火対応)	自衛消防隊 (10)				自衛消防隊 (10)
	構外へ退避 (10)				
5 号機運転員	《計 90》			運転員 (当直) (8)	
5 号機原子炉建屋内 緊急時対策所 (対策本部)	本部要員 (28/4*1)		本部要員 (72/12*1) 運転検査官 (2)	《計 54》	本部要員 (72/12*1) 運転検査官 (2)
	《計 86》			本部要員 (26/1*1) 本部交替要員 (26/1*1) 復旧班現場要員 (14) 保安班現場要員 (3)	
	構外へ退避 (20/10*1)			《計 17》	
構外				運転検査官 (2)	交替・待機要員 参集 (必要に応じ)

注： 要員数については、今後の訓練の結果により人数を見直す可能性がある。

注記*1： 1～5号機に係る対応要員

*2： 6,7号機に係る対応要員/1～5号機に係る対応要員及び運転検査官の人数

図 1-2 緊急時対策所及び中央制御室の事故発生から放射性雲通過までの要員の動き

2. 資機材等について

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。また、放射性雲通過中に緊急時対策所（待機場所）から退出する必要がないように、余裕数を見込んでとどまる要員の1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所（待機場所）に保管する。

放射線防護具類を表2-1に示す。

また、放射線計測器を表2-2に、緊急時対策所チェンジングエリア用資機材を表2-3に示す。

2.1 放射線管理用資機材

表2-1 放射線防護具類

品名	配備数*	考え方
不織布カバーオール	1,890 着	180名（1～7号機要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕，以下同様）×7日×1.5倍
靴下	1,890 着	180名×7日×1.5倍
帽子	1,890 着	180名×7日×1.5倍
綿手袋	1,890 双	180名×7日×1.5倍
ゴム手袋	3,780 双	180名×7日×2倍（2双を1セットで使用）×1.5倍
ろ過式呼吸用保護具（以下内訳）	810 個	180名×3日（除染による再使用を考慮）×1.5倍
電動ファン付き全面マスク	80 個	80名（1～7号機対応の現場復旧班要員65名＋保安班要員15名，以下同様）
全面マスク	730 個	810個（ろ過式呼吸用保護具総数）－80個（電動ファン付き全面マスク）
チャコールフィルタ（以下内訳）	1,890 組	180名×7日×1.5倍
電動ファン付き全面マスク用	560 組	80名×7日
全面マスク用	1,330 組	1890組（チャコールフィルタ総数）－560組（電動ファン付き全面マスク用）
アノラック	945 着	180名×7日×1.5倍×50%（年間降水日数を考慮）
汚染区域用靴	40 足	80名×0.5（現場要員の半数）
高線量対応防護服（タンゴステンベスト）	14 着	14名（放射性雲通過直後に対応する現場復旧班要員14名）
セルフエアセット	4 台	初期対応用3台＋予備1台

注記*： 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）

表 2-2 放射線計測器

品名		配備数*	考え方
個人線量計	電子式線量計	180 台	180 名（1～7 号機要員 164 名＋自衛消防隊 10 名＋余裕）分
	ガラスバッチ	180 台	180 名（1～7 号機要員 164 名＋自衛消防隊 10 名＋余裕）分
GM 汚染サーベイメータ		5 台	チェンジングエリアにて使用
電離箱サーベイメータ		8 台	現場作業時に使用
可搬型エリアモニタ		3 台	各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設営と同時

注記*： 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）

表 2-3 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材

名称	数量 (6 号機及び 7 号機共用)	根拠
エアーテント(南側ルート)	1 式	チェンジングエリア設営に必要な数量
エアーテント(北東側ルート)	1 式	
養生シート	3 巻	
バリア	4 個	
フェンス	28 枚	
粘着マット	2 枚	
ヘルメット掛け	1 式	
ポリ袋	25 枚	
テープ	5 巻	
ウエス	2 箱	
ウェットティッシュ	10 巻	
はさみ	6 個	
マジック	2 本	
簡易シャワー	1 台	
簡易タンク	1 台	
トレイ	1 個	
バケツ	2 個	
可搬型空気浄化装置	3 台 (予備 1 台)	

2.2 その他資機材等

緊急時対策所には、居住性を確認するために必要な設備として、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保有する。

また、緊急時対策所内の要員が情報の共有を行うために、社内パソコンを配備する。

酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について表 2-4 に示すとともに、情報共有設備を表 2-5 に、その他資機材等を表 2-6 に示す。

表 2-4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計

名称	仕様	
酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式
	測定範囲	0.0～100.0vol%
	精 度	±0.5%
	電 源	電 源：電池式（交換により容易に電源が確保できるもの） 測定可能時間：約 1 年
	個 数	3 個（対策本部，待機場所，予備）
二酸化炭素濃度計	検知原理	NDIR（非分散型赤外線方式）
	検知範囲	0～10000ppm
	精 度	±3%F.S
	電 源	電 源：電池式（交換により容易に電源が確保できるもの） 測定可能時間：約 12 時間
	個 数	3 個（対策本部，待機場所，予備）

表 2-5 情報共有設備

品 名	考え方
社内パソコン (回線，機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため
一般テレビ (回線，機器)	報道や気象情報等を入手するため

表 2-6 その他資機材等

品 名	保管数	考え方
食料	3780 食	180 名 (1~7 号機対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) × 7 日 × 3 食
水	2520 本	180 名 (1~7 号機対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) × 7 日 × 2 本 (1.5 リットル / 本)
簡易トイレ	1 式	放射性雲通過中に緊急時対策所から退出する必要があるようにするため
よう素剤	1440 錠	180 名 (1~7 号機対応の緊急時対策要員 164 名 + 自衛消防隊 10 名 + 余裕) × (初日 2 錠 + 2 日目以降 1 錠 / 日 × 6 日)

注： 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)

原子力災害対策活動で使用する主な資料として, 緊急時対策所に以下の資料を保管する。
原子力災害対策活動で使用する主な資料について, 表 2-7 に示す。

表2-7 原子力災害対策活動で使用する主な資料

資料名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50000)
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各号機)
7. 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各号機)
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各号機)
10. プラント主要設備概要 (各号機)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各号機)
12. 規定類 ① 原子力施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画
13. 事故時操作基準

2.3 放射線計測器について

(1) 電子式線量計

a. 使用目的

要員の被ばく線量の測定に用いる。

b. 配備台数

要員の交替及び故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め 180 台配備する。

c. 測定範囲：

- ・ γ 線：0.00～999.99mSv
- ・ β 線：0.0～999.9mSv

d. 電源：ニッケル水素電池[連続 15 時間以上]



図 2-1 電子式線量計

(2) GM 汚染サーベイメータ

a. 使用目的

GM 汚染サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。

b. 配備台数

GM 汚染サーベイメータは、3 台に予備 2 台を含めた合計 5 台を緊急時対策所内に保管する。

c. 測定範囲：0～100kmin⁻¹

d. 電源：乾電池 4 本[連続 100 時間以上]



図 2-2 GM 汚染サーベイメータ

(3) 電離箱サーベイメータ

a. 使用目的

電離箱サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、放射線量率を計測して、その計測結果を監視するものである。

b. 配備台数

電離箱サーベイメータは、7台に予備1台を含めた合計8台を緊急時対策所内に保管する。

c. 測定範囲：0.001～1000mSv/h

d. 電源：乾電池4本[連続100時間以上]



図2-3 電離箱サーベイメータ

(参考) 電離箱サーベイメータの配備数根拠について

- ・電離箱サーベイメータは、屋内外の作業現場等の放射線測定を行い、要員の過剰な被ばくを防止するために使用する。
- ・電離箱サーベイメータは、線量が高くなることが想定される場所にて行う作業で使用できるよう屋外作業現場等及び緊急時対策所の環境測定用として、6号機及び7号機の同時発災を考慮しても十分な台数として計7台を配備するとともに、さらに、故障点検時の予備用の1台を配備する。
- ・なお、各要員の着用する電子式線量計の発する音により、要員周辺の線量率の上昇を把握することで、過剰な被ばくを防止することも可能である。

表 2-8 電離箱サーベイメータを携行する作業（例示）

作業	備考	配備台数
放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	・原子炉建屋近傍で行う作業	7台 (予備1台)
格納容器圧力逃がし装置スクラバ水pH調整	・格納容器圧力逃がし装置近傍作業（格納容器ベント実施に伴い高線量化することを想定）	
格納容器ベント後のタンクローリーへの給油作業	・タービン建屋近傍での作業	
屋外でのモニタリング作業	・港湾エリア等の屋外でのモニタリング作業	
緊急時対策所（チェンジングエリアを含む）の環境測定	・緊急時対策所の環境測定（居住性確保）	

(4) 可搬型エリアモニタ

a. 使用目的

緊急時対策所の放射線量率の監視、測定及び緊急時対策所の陽圧化バウンダリの陽圧化判断に用いる。

b. 配備台数

故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め2台配備する。

c. 測定範囲：0.001～99.99mSv/h

d. 電源：乾電池4本[連続300時間]



図 2-4 可搬型エリアモニタ

(5) 可搬型モニタリングポスト

a. 使用目的

緊急時対策所の陽圧化バウンダリの陽圧化判断に用いる。

b. 配備台数

故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め2台配備する。

c. 測定範囲：10～10⁹nSv/h

d. 電源：外部バッテリー（2個ずつ）により5日以上供給可能。5日後からは、予備の外部バッテリー（2個ずつ）と交換することにより継続して計測可能。



図 2-5 可搬型モニタリングポスト

(6) 可搬型ダスト・よう素サンプラ

a. 使用目的

緊急時対策所の空気中の放射性物質の濃度の測定のために用いる。

b. 配備台数

故障等により使用できない場合を考慮し、予備も含め2台配備する。

c. 流量：25L/min 以上

d. 電源：内部バッテリー[連続 50 分以上]



図 2-6 可搬型ダスト・よう素サンプラ

5号機原子炉建屋南側，北側アクセスルートを使用する場合

5号機原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合

5号機原子炉建屋3階

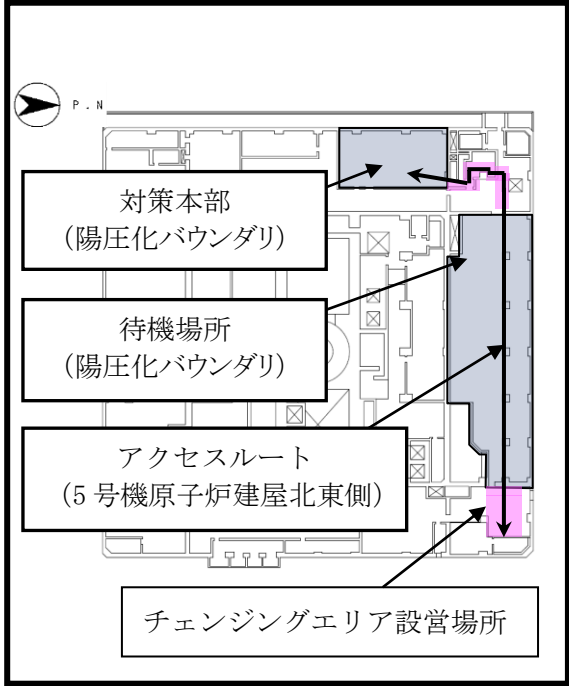
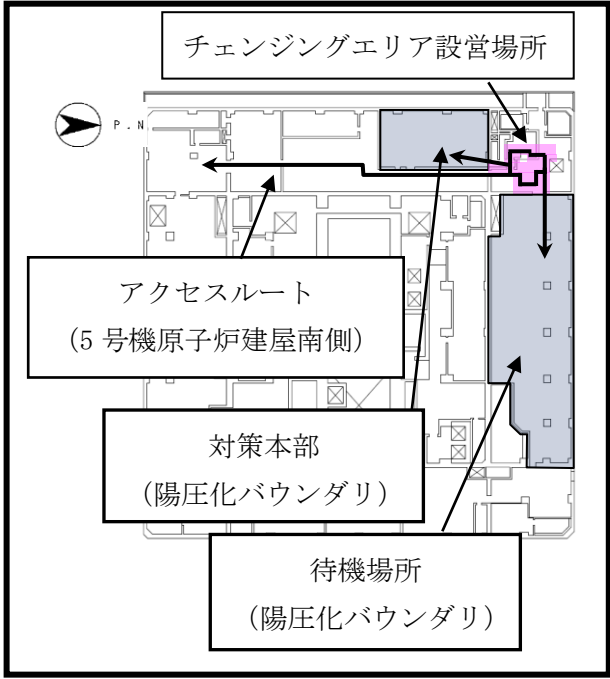


図 2-7 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート

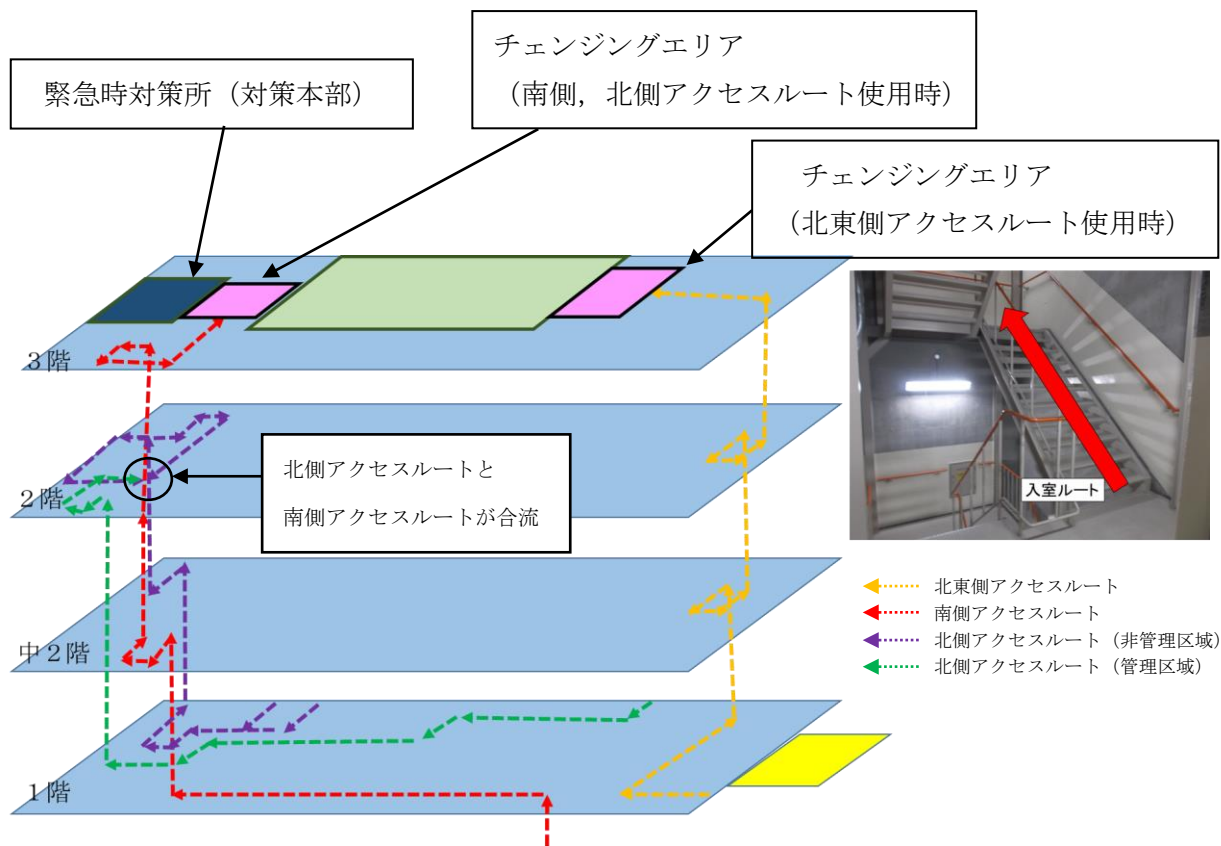


図2-8 緊急時対策所へのアクセスルート概要図

緊急時対策所の居住性に関する説明書に係る補足説明資料

目 次

1. 審査ガイドへの適合状況	1
2. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価に係る適用法令	33
3. 緊急時対策所換気空調系の運転について	36
4. 陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することによる影響について	63
5. 陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所） の空気ポンベの必要個数について	74
6. 気象資料の代表性について	76
7. 希ガス放出継続時間について	86
8. 二次遮蔽壁における入射線量の設定方法について	87
9. 要員の交代における被ばく線量について	88
10. 地表面への沈着速度の設定について	89
11. エアロゾル粒子の乾性沈着速度について	92
12. 緊急時対策所の高気密室構造及び遮蔽設計の見直しについて	100
13. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置について	105
14. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の構造について	111

1. 審査ガイドへの適合状況

1.1 はじめに

重大事故等時における緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（平成25年6月19日原規技発第13061918号原子力規制委員会決定）（以下「審査ガイド」という。）への適合状況について、表1-1に示す。

表 1-1 審査ガイドの適合状況

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況
<p>3. 制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価 (解釈より抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第76条 (緊急時対策所)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 </div>	<p>1e) → 審査ガイドの趣旨に基づき評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福島第一原子力発電所事故相当の放射性物質の放出を仮定している。放射性物質の放出割合は4.4(1)のとおり。 ② 要員はマスクの着用なしとして評価している。 ③ 交替要員体制：評価期間中の交替は考慮しない。 安定ヨウ素剤の服用：考慮しない。 ④ 要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないことを確認している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>4. 居住性に係る被ばく評価の標準評価手法</p> <p>4.1 居住性に係る被ばく評価の手法及び範囲</p> <p>① 居住性に係る被ばく評価にあたっては最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」を適用する。ただし、保守的な仮定及び条件の適用を否定するものではない。</p> <p>② 実験等を基に検証され、適用範囲が適切なモデルを用いる。</p> <p>③ 不確かさが大きいモデルを使用する場合や検証されたモデルの適用範囲を超える場合には、感度解析結果等を基にその影響を適切に考慮する。</p> <p>(1) 被ばく経路</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、次の被ばく経路による被ばく線量を評価する。図1に、原子炉制御室の居住性に係る被ばく経路を、図2に、緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく経路をそれぞれ示す。</p> <p>ただし、合理的な理由がある場合は、この経路によらないことができる。</p>	<p>4.1 →審査ガイドどおり</p> <p>① 最適評価手法を適用し、「4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件」に基づき評価している。</p> <p>② 実験等に基づき検証されたコードやこれまでの許認可で使用したモデルに基づき評価している。</p> <p>4.1(1) →審査ガイドどおり</p> <p>・緊急時対策所の居住性に係る被ばくは、図2の①～③の被ばく経路に対して評価している。評価期間中の要員の交替は考慮しないため、④⑤の経路は評価しない。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>① 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく</p> <p>原子炉建屋（二次格納施設（BWR型原子炉施設）又は原子炉格納容器及びアニュラス部（PWR型原子炉施設））内の放射性物質から放射されるガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく</p> <p>二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく</p> <p>② 大気中へ放出された放射性物質による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく</p> <p>大気中へ放出された放射性物質から放射されるガンマ線による外部被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <p>二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（グランドシャイン）</p>	<p>4.1(1) ① →審査ガイドどおり</p> <p>・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による緊急時対策所での外部被ばく線量を評価している。</p> <p>・原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による緊急時対策所での外部被ばく線量を評価している。</p> <p>4.1(1) ② →審査ガイドどおり</p> <p>・大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばく（クラウドシャイン）は、事故期間中の大気中への放射性物質の放出量を基に、大気拡散効果と建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価している。</p> <p>・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による緊急時対策所内での外部被ばく（グランドシャイン）は、事故期間中の大気中への放出量を基に、大気拡散効果、地表面沈着効果及び建屋によるガンマ線の遮蔽効果を踏まえて評価している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>③ 外気から取り込まれた放射性物質による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での被ばく</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質による被ばく線量を、次の二つの被ばく経路を対象にして計算する。</p> <p>なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価する。</p> <p>一 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく</p> <p>二 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく</p> <p>④ 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での被ばく</p> <p>原子炉建屋内の放射性物質から放射されるガンマ線による入退域での被ばく線量を、次の二つの経路を対象に計算する。</p> <p>一 原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線による外部被ばく</p> <p>二 原子炉建屋内の放射性物質からの直接ガンマ線による外部被ばく</p>	<p>4.1(1)③ →審査ガイドどおり</p> <p>・緊急時対策所に取り込まれた放射性物質は、緊急時対策所内に沈着せずに浮遊しているものと仮定して評価している。</p> <p>・緊急時対策所に取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく及び室内に浮遊している放射性物質からのガンマ線による外部被ばくの和として実効線量を評価している。</p> <p>4.1(1)④→評価期間中の要員の交替は考慮しない</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>⑤ 大気中へ放出された放射性物質による入退域での被ばく 大気中へ放出された放射性物質による被ばく線量を、次の三つの経路を対象に計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（クラウドシヤイン） 二 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく（グラウンドシヤイン） 三 放射性物質の吸入摂取による内部被ばく 	<p>4.1(1) ⑤→評価期間中の要員の交替は考慮しない</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>(2) 評価の手順</p> <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の手順を図3に示す。</p> <p>a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に用いるソースタームを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価では、格納容器破損防止対策の有効性評価^(※2)で想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員又は対策要員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（この場合、格納容器破損防止対策が有効に働くため、格納容器は健全である）のソースターム解析を基に、大気中への放射性物質放出量及び原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、放射性物質の大気中への放出割合が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算する。 <p>また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉施設内の放射性物質存在量分布を設定する。</p>	<p>4.1(2) →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性に係る被ばくは図3の手順に基づき評価している。ただし、評価期間中の要員の交替は考慮しない。 <p>4.1(2)a. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価は、放射性物質の大気中への放出割合が福島第一原子力発電所事故と同等と仮定した事故に対して、放射性物質の大気中への放出割合及び炉心内蔵量から大気中への放射性物質放出量を計算している。 <p>また、放射性物質の原子炉格納容器内への放出割合及び炉心内蔵量から原子炉建屋内の放射性物質存在量分布を設定している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>b. 原子炉施設敷地内の年間の実気象データを用いて、大気拡散を計算して相対濃度及び相対線量を計算する。</p> <p>c. 原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算する。</p> <p>d. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での運転員又は対策要員の被ばく線量を計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線（スカイシャインガンマ線、直接ガンマ線）による被ばく線量を計算する。 ・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による外部被ばく線量を計算する。 ・上記 a 及び b の結果を用いて、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量（ガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく）を計算する。 <p>e. 上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準を満たしているかどうかを確認する。</p>	<p>4.1(2)b. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく評価に用いる相対濃度及び相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いている。評価においては、柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月の 1 年間における気象データを使用している。 <p>4.1(2)c. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく線量を評価するために、原子炉施設内の放射性物質存在量分布から原子炉建屋内の線源強度を計算している。 <p>4.1(2)d. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 c の結果を用いて、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく線量を計算している。 ・上記 a 及び b の結果を用いて、大気中へ放出された放射性物質及び地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量を計算している。 ・上記 a 及び b の結果を用いて、緊急時対策所内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく線量（ガンマ線による外部被ばく及び吸入摂取による内部被ばく）を計算している。 <p>4.1(2)e. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記 d で計算した線量の合計値が、判断基準（要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと）を満足することを確認している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>4.2 居住性に係る被ばく評価の共通解析条件</p> <p>(1) 沈着・除去等</p> <p>a. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の非常用換気空調設備フィルタ効率</p> <p>ヨウ素類及びエアロゾルのフィルタ効率は、使用条件での設計値を基に設定する。</p> <p>なお、フィルタ効率の設定に際し、ヨウ素類の性状を適切に考慮する。</p> <p>b. 空気流入率</p> <p>既設の場合では、空気流入率は、空気流入率測定試験結果を基に設定する。</p> <p>新設の場合では、空気流入率は、設計値を基に設定する。(なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所設置後、設定値の妥当性を空気流入率測定試験によって確認する。)</p>	<p>4.2(1)a. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型陽圧化空調機はフィルタを有しており、フィルタを介した外気を緊急時対策所へ送気する。可搬型陽圧化空調機のフィルタ効率は、設計上期待できる値(ヨウ素については性状を考慮)として、ヨウ素及び放射性微粒子については99.9%として評価している。 <p>4.2(1)b. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入は防止される。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>(2) 大気拡散</p> <p>a. 放射性物質の大気拡散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の空气中濃度は、放出源高さ及び気象条件に応じて、空間濃度分布が水平方向及び鉛直方向ともに正規分布になると仮定したガウスプルームモデルを適用して計算する。 なお、三次元拡散シミュレーションモデルを用いてもよい。 ・風向、風速、大気安定度及び降雨の観測項目を、現地において少なくとも1年間観測して得られた気象資料を大気拡散式に用いる。 ・ガウスプルームモデルを適用して計算する場合には、水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針^(参3)における相関式を用いて計算する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性評価で特徴的な放出点から近距離の建屋の影響を受ける場合には、建屋による巻き込み現象を考慮した大気拡散による拡散パラメータを用いる。 	<p>4.2(2)a. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の空气中濃度は、ガウスプルームモデルを適用して計算している。 ・柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した1985年10月から1986年9月の1年間の気象資料を大気拡散式に用いている。 ・水平及び垂直方向の拡散パラメータは、風下距離及び大気安定度に応じて、気象指針における相関式を用いて計算している。 ・建屋による巻き込みを考慮し、建屋の影響がある場合の拡散パラメータを用いている。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋の建屋後流での巻き込みが生じる場合の条件については、放出点と巻き込みが生じる建屋及び評価点との位置関係について、次に示す条件すべてに該当した場合、放出点から放出された放射性物質は建屋の風下側で巻き込みの影響を受け拡散し、評価点に到達するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 放出点の高さが建屋の高さの2.5倍に満たない場合 二 放出点と評価点を結んだ直線と平行で放出点を風下とした風向nについて、放出点の位置が風向nと建屋の投影形状に応じて定まる一定の範囲（図4の領域An）の中にある場合 三 評価点が、巻き込みを生じる建屋の風下側にある場合 <p>上記の三つの条件のうちの一つでも該当しない場合には、建屋の影響はないものとして大気拡散評価を行うものとする^(参4)。</p> ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。 ・放射性物質の大気拡散の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」^(参1)による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一～三の全ての条件に該当するため、建屋による巻き込みを考慮して評価している。 ・放出点が地上であるため建屋高さの2.5倍に満たない。 ・放出点（地上）の位置は図4の領域Anの中にある。 ・評価点（緊急時対策所）は、巻き込みを生じる建屋（原子炉建屋）の風下側にある。 ・建屋による巻き込みを考慮し、図5に示されたように、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象としている。 ・放射性物質の大気拡散については、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づき評価している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>b. 建屋による巻き込みの評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻き込みを生じる代表建屋 <ol style="list-style-type: none"> 1) 原子炉建屋の近辺では、隣接する複数の建屋の風下側で広く巻き込みによる拡散が生じているものとする。 2) 巻き込みを生じる建屋として、原子炉格納容器、原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、コントロール建屋及び燃料取り扱い建屋等、原則として放出源の近隣に存在するすべての建屋が対象となるが、巻き込みの影響が最も大きいと考えられる一つの建屋を代表建屋とすることは、保守的な結果を与える。 ・放射性物質濃度の評価点 <ol style="list-style-type: none"> 1) 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の代表面の選定 <p>原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内には、次の i) 又は ii) によって、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面から放射性物質が侵入するとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> i) 事故時に外気取入を行う場合は、主に給気口を介しての外気取入及び室内への直接流入 ii) 事故時に外気の入りを遮断する場合は、室内への直接流入 	<p>4.2(2)b. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋の巻き込みによる拡散を考慮している。 ・6号機原子炉建屋及び7号機原子炉建屋を代表建屋としている。 ・緊急時対策所は、事故時において、可搬型陽圧化空調機によりフィルタを介した外気を取り入れるとして評価している。なお、緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入は防止される。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>2) 建屋による巻き込みの影響が生じる場合、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の近辺ではほぼ全般にわたり、代表建屋による巻き込みによる拡散の効果が及んでいると考えられる。</p> <p>このため、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所換気空調設備の非常時の運転モードに応じて、次の i) 又は ii) によって、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面の濃度を計算する。</p> <p>i) 評価期間中も給気口から外気を取入れることを前提とする場合は、給気口が設置されている原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の表面とする。</p> <p>ii) 評価期間中は外気を遮断することを前提とする場合は、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の各表面（屋上面又は側面）のうちの代表表面（代表評価面）を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間中に可搬型陽圧化空調機によるフィルタを経由した外気取り入れを実施する。可搬型陽圧化空調機の吸気口は5号機原子炉建屋内に存在することから、5号機原子炉建屋の屋上面を代表表面として選定している。 ・陽圧化装置により緊急時対策所を陽圧化している期間は、外気の流入は防止される。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>3) 代表面における評価点</p> <p>i) 建屋の巻き込みの影響を受ける場合には、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の属する建屋表面での濃度は風下距離の依存性は小さくほぼ一様と考えられるので、評価点は厳密に定める必要はない。</p> <p>屋上面を代表とする場合、例えば原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を評価点とするのは妥当である。</p> <p>ii) 代表評価面を、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の屋上面とすることは適切な選定である。</p> <p>また、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が屋上面から離れている場合は、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋の側面を代表評価面として、それに対応する高さでの濃度を対で適用することも適切である。</p> <p>iii) 屋上面を代表面とする場合は、評価点として原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の中心点を選定し、対応する風下距離から拡散パラメータを算出してもよい。</p> <p>また $\sigma_y=0$ 及び $\sigma_z=0$ として、σ_{y0}、σ_{z0} の値を適用してもよい。</p>	<p>・代表面として5号機原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は緊急時対策所の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ（地上）としている。</p> <p>・代表面として5号機原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は緊急時対策所の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ（地上）としている。</p> <p>・代表面として5号機原子炉建屋の屋上面を選定している。評価点は緊急時対策所の中心とし、高さは保守的に放出点と同じ高さ（地上）としており、その間の水平直線距離に基づき拡散パラメータを算出している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>・着目方位</p> <p>1) 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の被ばく評価の計算では、代表建屋の風下後流側での広範囲に及ぶ乱流混合域が顕著であることから、放射性物質濃度を計算する当該着目方位としては、放出源と評価点とを結ぶラインが含まれる1方位のみを対象とするのではなく、図5に示すように、代表建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象とする。</p> <p>評価対象とする方位は、放出された放射性物質が建屋の影響を受けて拡散すること及び建屋の影響を受けて拡散された放射性物質が評価点に届くことの両方に該当する方位とする。</p> <p>具体的には、全16方位について以下の三つの条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象とする。</p> <p>i) 放出点が評価点の風上にあること</p> <p>ii) 放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれるような範囲に、評価点が存在すること。この条件に該当する風向の方位m_1の選定には、図6のような方法を用いることができる。図6の対象となる二つの風向の方位の範囲m_{1A}、m_{1B}のうち、放出点が評価点の風上となるどちらか一方の範囲が評価の対象となる。放出点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図6のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m_1は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。</p> <p>iii) 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達するこ</p>	<p>・建屋による巻き込みを考慮し、i)～iii)の条件に該当する方位を選定し、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性のある複数の方位を対象としている。</p> <p>・放出点が評価点の風上にある方位を対象としている。</p> <p>・放出点から放出された放射性物質が、建屋の風下側に巻き込まれ評価点に達する複数の方位を対象としている。</p> <p>・図7に示された方法により、建屋の後流側の拡がりの影響が評価点に及ぶ可能性の</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>と。この条件に該当する風向の方位m_2の選定には、図7に示す方法を用いることができる。評価点が建屋に接近し、0.5Lの拡散領域(図7のハッチング部分)の内部にある場合は、風向の方位m_2は放出点が評価点の風上となる180°が対象となる。</p> <p>図6及び図7は、断面が円筒形状の建屋を例として示しているが、断面形状が矩形の建屋についても、同じ要領で評価対象の方位を決定することができる。</p> <p>建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順を、図8に示す。</p> <p>2) 具体的には、図9のとおり、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所が属する建屋表面において定メータ評価点から、原子炉施設の代表建屋の水平断面を見込む範囲にあるすべての方位を定める。</p> <p>幾何学的に建屋群を見込む範囲に対して、気象評価上の方位とのずれによって、評価すべき方位の数が増加することが考えられるが、この場合、幾何学的な見込み範囲に相当する適切な見込み方位の設定を行ってもよい。</p>	<p>ある複数の方位を評価対象方位として選定している。</p> <p>・「着目方位1)」の方法により、評価対象の方位を選定している。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>・ 建屋投影面積</p> <p>1) 図 10 に示すとおり、風向に垂直な代表建屋の投影面積を求め、放射性物質の濃度を求めるために大気拡散式の入力とする。</p> <p>2) 建屋の影響がある場合の多くは複数の風向を対象に計算する必要があるため、風向の方位ごとに垂直な投影面積を求める。ただし、対象となる複数の方位の投影面積の中で、最小面積を、すべての方位の計算の入力として共通に適用することは、合理的であり保守的である。</p> <p>3) 風下側の地表面から上側の投影面積を求め大気拡散式の入力とする。方位によって風下側の地表面の高さが異なる場合は、方位ごとに地表面高さから上側の面積を求める。また、方位によって、代表建屋とは別の建屋が重なっている場合でも、原則地表面から上側の代表建屋の投影面積を用いる。</p>	<p>・ 原子炉建屋の垂直な投影面積を大気拡散式の入力としている。</p> <p>・ 原子炉建屋の最小投影面積を用いている。</p> <p>・ 原子炉建屋の地表面から上面の投影面積を用いている。</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>c. 相対濃度及び相対線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対濃度は、短時間放出又は長時間放出に応じて、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間を基に評価点ごとに計算する。 ・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデルに適用して評価点ごとに計算する。 ・評価点の相対濃度又は相対線量は、毎時刻の相対濃度又は相対線量を年間について小さい方から累積した場合、その累積出現頻度が 97%に当たる値とする。 ・相対濃度及び相対線量の詳細は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」^(参1)による。 <p>d. 地表面への沈着</p> <p>放射性物質の地表面への沈着評価では、地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着濃度を計算する。</p> <p>e. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋の表面空気中から、次の二つの経路で放射性物質が外気から取り込まれることを仮定する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の非常用換気空調設備によって室内に取り入れること（外気取入） 二 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に直接流入すること（空気流入） 	<p>4.2(2)c. →審査ガイドの趣旨に基づき評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対濃度は、毎時刻の気象項目（風向，風速，大気安定度）及び実効放出継続時間を基に、長時間放出の場合の評価方法に従って評価している。 ・相対線量は、放射性物質の空間濃度分布を算出し、これをガンマ線量計算モデルに適用している。 ・相対濃度及び相対線量は、大気拡散の評価に従い実効放出継続時間を基に計算した値を年間について小さい方から順に並べた累積出現頻度 97%に当たる値を用いている。 ・相対濃度及び相対線量は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」に基づき評価している。 <p>4.2(2)d. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面への乾性沈着及び降雨による湿性沈着を考慮して地表面沈着速度を設定し、地表面沈着濃度を評価している。 <p>4.2(2)e. →審査ガイドの趣旨に基づき評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機によりフィルタを介した外気を取り入れるものとしている。 ・緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気的直接流入は防止される。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内の雰囲気中で放射性物質は、一様混合すると仮定する。 <ul style="list-style-type: none"> なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内への外気取入による放射性物質の取り込みについては、非常用換気空調設備の設計及び運転条件に従って計算する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれる放射性物質の空気流入量は、空気流入率及び原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所バウンダリ体積（容積）を用いて計算する。 <p>(3) 線量評価</p> <p>a. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内では放射性物質は一様に混合するとし、室内での放射性物質は沈着せず浮遊しているものと仮定している。 ・外気取入による放射性物質の取り込みは、可搬型陽圧化空調機の運転流量、フィルタの除去効率に従って計算している。 ・緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置により陽圧を維持するため、外気の直接流入が防止される。 <p>4.2(3)a. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャインによる外部被ばく線量については、空気中濃度から評価された相対線量及び遮蔽効果等を考慮し計算している。 ・緊急時対策所の壁、床及び天井によるガンマ線の遮蔽効果を考慮している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>b. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での外部被ばく（グラウンドシャイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグラウンドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内にいる運転員又は対策要員に対しては、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の建屋によって放射線が遮へいされる低減効果を考慮する。 <p>c. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内での内部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、室内の空气中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。 ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内でマスク着用を考慮する。その場合は、マスク着用を考慮しない場合の評価結果も提出を求める。 	<p>4.2(3)b. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドシャインによる外部被ばく線量については、地表面沈着濃度及び遮蔽効果を考慮し計算している。 ・建屋によるガンマ線の遮蔽効果を考慮している。 <p>4.2(3)c. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所における内部被ばく線量については、室内の放射性物質の濃度、呼吸率及び内部被ばく換算係数の積を積算して計算している。 ・緊急時対策所内では、放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。 ・マスクを着用しないものとして評価している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>d. 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質のガンマ線による外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内へ外気から取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、室内の空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・なお、原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質は、c項の内部被ばく同様、室内に沈着せずに浮遊しているものと仮定する。 <p>e. 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく（クラウドシャイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、空気中時間積分濃度及びクラウドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。 <p>f. 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく（グラウンドシャイン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量は、地表面沈着濃度及びグラウンドシャインに対する外部被ばく線量換算係数の積で計算する。 	<p>4.2(3)d. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内に取り込まれた放射性物質からのガンマ線による外部被ばく線量については、室内の放射性物質濃度等を考慮し計算している。 ・緊急時対策所では、室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊しているものと仮定している。 <p>4.2(3)e. →評価期間中の要員の交替は考慮しない</p> <p>4.2(3)f. →評価期間中の要員の交替は考慮しない</p>

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>g. 放射性物質の吸入摂取による入退域での内部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の吸入摂取による内部被ばく線量は、入退域での空气中時間積分濃度、呼吸率及び吸入による内部被ばく線量換算係数の積で計算する。 ・入退域での放射線防護による被ばく低減効果を考慮してもよい。 <p>h. 被ばく線量の重ね合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ敷地内に複数の原子炉施設が設置されている場合、全原子炉施設について同時に事故が起きたと想定して評価を行うが、各原子炉施設から被ばく経路別に個別に評価を実施して、その結果を合算することは保守的な結果を与える。原子炉施設敷地内の地形や、原子炉施設と評価対象位置の関係等を考慮した、より現実的な被ばく線量の重ね合わせ評価を実施する場合はその妥当性を説明した資料の提出を求める。 	<p>4.2(3)g. →評価期間中の要員の交替は考慮しない</p> <p>4.2(3)h. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6号機及び7号機からの寄与を被ばく経路毎に個別に評価を実施し、その結果を合算している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>4.4 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要解析条件等</p> <p>(1) ソースターム</p> <p>a. 大気中への放出割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定する^(参5)。 <p>希ガス類：97%</p> <p>ヨウ素類：2.78%</p> <p>(CsI：95%、無機ヨウ素：4.85%、有機ヨウ素：0.15%)</p> <p>(NUREG-1465^(参6)を参考に設定)</p> <p>Cs類：2.13%</p> <p>Te類：1.47%</p> <p>Ba類：0.0264%</p> <p>Ru類：7.53×10⁻⁸%</p> <p>Ce類：1.51×10⁻⁴%</p> <p>La類：3.87×10⁻⁵%</p> <p>(2) 非常用電源</p> <p>緊急時制御室又は緊急時対策所の独自の非常用電源又は代替交流電源からの給電を考慮する。</p> <p>ただし、代替交流電源からの給電を考慮する場合は、給電までに要する余裕時間を見込むこと。</p>	<p>4.4(1) →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故直前の炉心内蔵量に対する放射性物質の大気中への放出割合は、原子炉格納容器が破損したと考えられる福島第一原子力発電所事故並みを想定している。なお、核種の崩壊及び娘核種の生成を考慮している。 <p>4.4(2) →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の非常用電源の給電は考慮するものの放出開始時間が事故発生 24 時間後のため、放出開始までに電源は復旧している。

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>(3) 沈着・除去等</p> <p>a. 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備 緊急時制御室又は緊急時対策所の非常用換気空調設備は、上記(2)の非常用電源によって作動すると仮定する。</p> <p>(4) 大気拡散</p> <p>a. 放出開始時刻及び放出継続時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の大気中への放出開始時刻は、事故（原子炉スクラム）発生 24 時間後と仮定する^(参 5)（福島第一原子力発電所事故で最初に放出した 1 号機の放出開始時刻を参考に設定）。 ・放射性物質の大気中への放出継続時間は、保守的な結果となるように 10 時間と仮定する^(参 5)（福島第一原子力発電所 2 号機の放出継続時間を参考に設定）。 <p>b. 放出源高さ</p> <p>放出源高さは、地上放出を仮定する^(参 5)。放出エネルギーは、保守的な結果となるように考慮しないと仮定する^(参 5)。</p>	<p>4.4(3) →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の放出開始までに緊急時対策所の可搬型陽圧化空調機の電源供給は復旧している。 <p>4.4(4)a. →審査ガイドの趣旨に基づき設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の大気中への放出開始時間は、事故発生 24 時間後と仮定している。 ・放射性物質の大気中への放出継続時間は 10 時間としている。 <p>4.4(4)b. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放出源高さは、地上放出を仮定している。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況																											
<p>(5) 線量評価</p> <p>a. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による緊急時制御室又は緊急時対策所内での外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故並みを想定する。例えば、次のような仮定を行うことができる。 ➤ NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合（被覆管破損放出～晩期圧力容器内放出）^(参6) を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>PWR</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希ガス類</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素類</td> <td>66%</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>Cs 類</td> <td>66%</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>Te 類</td> <td>31%</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>Ba 類</td> <td>12%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>Ru 類</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>Ce 類</td> <td>0.55%</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>La 類</td> <td>0.52%</td> <td>0.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>BWR については、MELCOR 解析結果^(参7) から想定して、原子炉格納容器から原子炉建屋へ移行する際の低減率は 0.3 倍と仮定する。</p> <p>また、希ガス類は、大気中への放出分を考慮してもよい。</p>		PWR	BWR	希ガス類	100%	100%	ヨウ素類	66%	61%	Cs 類	66%	61%	Te 類	31%	31%	Ba 類	12%	12%	Ru 類	0.5%	0.5%	Ce 類	0.55%	0.55%	La 類	0.52%	0.52%	<p>4.4(5)a. →審査ガイドどおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故並みを想定し、NUREG-1465 の炉心内蔵量に対する原子炉格納容器内への放出割合を基に原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定している。 ・原子炉格納容器から原子炉建屋へ移行する際の低減率は 0.3 倍と仮定している。
	PWR	BWR																										
希ガス類	100%	100%																										
ヨウ素類	66%	61%																										
Cs 類	66%	61%																										
Te 類	31%	31%																										
Ba 類	12%	12%																										
Ru 類	0.5%	0.5%																										
Ce 類	0.55%	0.55%																										
La 類	0.52%	0.52%																										

<p>実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の 居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド</p>	<p>緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況</p>
<p>➤ 電源喪失を想定した雰囲気圧力・温度による静的負荷の格納容器破損モードのうち、格納容器破損に至る事故シーケンスを選定する。</p> <p>選定した事故シーケンスのソースターム解析結果を基に、原子炉建屋内に放出された放射性物質を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この原子炉建屋内の放射性物質をスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源とする。 ・原子炉建屋内の放射性物質は、自由空間容積に均一に分布するものとして、事故後7日間の積算線源強度を計算する。 ・原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、積算線源強度、施設の位置、遮へい構造及び地形条件から計算する。 <p>b. 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域での外部被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線の線源は、上記 a と同様に設定する。 ・積算線源強度、原子炉建屋内の放射性物質からのスカイシャインガンマ線及び直接ガンマ線による外部被ばく線量は、上記 a と同様の条件で計算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査ガイドどおり ・審査ガイドどおり ・審査ガイドどおり <p>4.4(5)b. →評価期間中の要員の交替は考慮しない</p>

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

緊急時制御室又は緊急時対策所居住性評価に係る被ばく経路

緊急時 制御室 又は 緊急時 対策所 内の被 ばく	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)
	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被ばく)
	③外気から緊急時制御室又は緊急時対策所内へ取り込まれた放射性物質による被ばく(吸入摂取による内部被ばく、室内に浮遊している放射性物質による外部被ばく(室内に取り込まれた放射性物質は沈着せずに浮遊しているものとして評価する))
入退域 での被 ばく	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく(クラウドシャインによる外部被ばく、グランドシャインによる外部被ばく、吸入摂取による内部被ばく)

ただし、合理的な理由がある場合は、この経路に限らない。

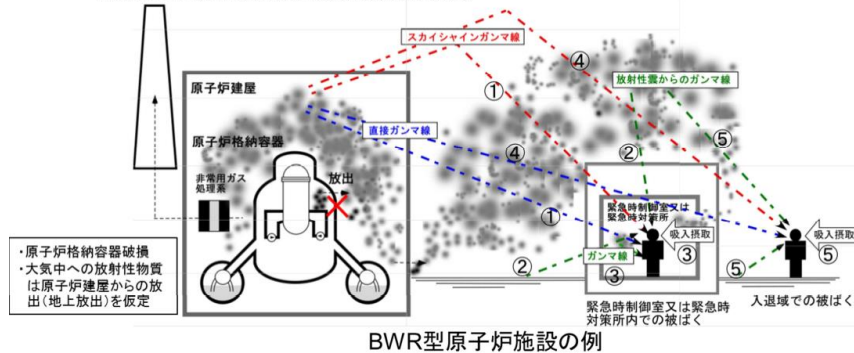


図2 緊急時制御室又は緊急時対策所の居住性評価における被ばく経路

図2 →審査ガイドの趣旨に基づき設定

緊急時対策所に関しては、要員の交替を考慮しないため、経路④、⑤の評価は実施しない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

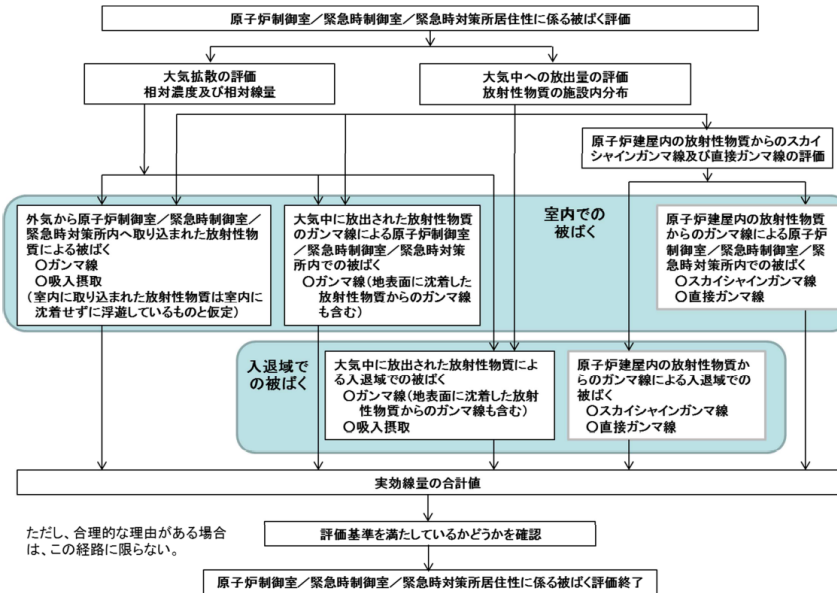


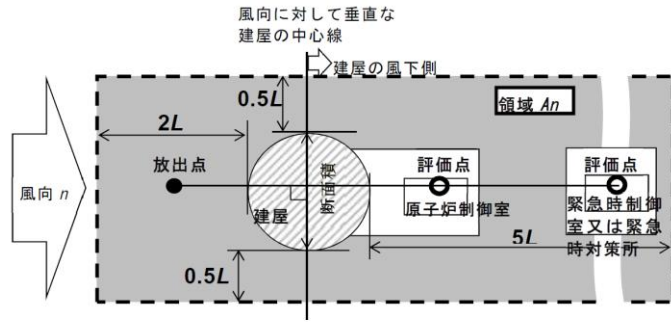
図3 原子炉制御室／緊急時制御室／緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価手順

図3 →審査ガイドの趣旨に基づき設定

緊急時対策所に関しては、要員の交替を考慮しないため、入退域での評価は実施しない。

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況



注: L 建屋又は建屋群の風向に垂直な面での高さ又は幅の小さい方

図4 建屋影響を考慮する条件 (水平断面での位置関係)

図4 →審査ガイドどおり

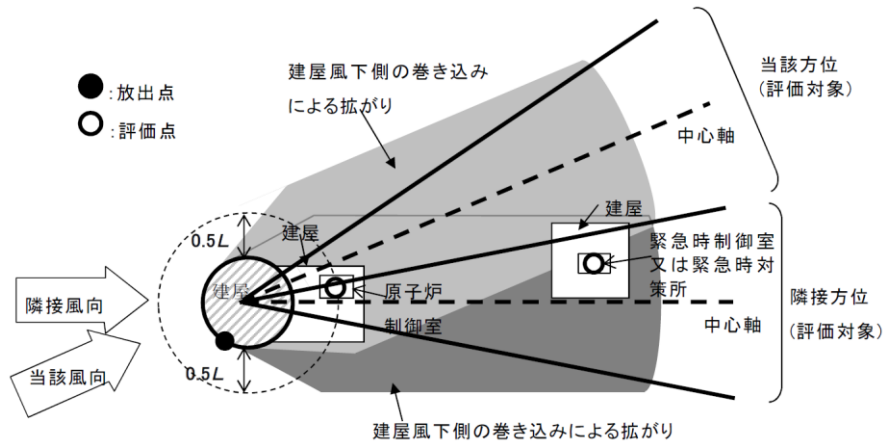
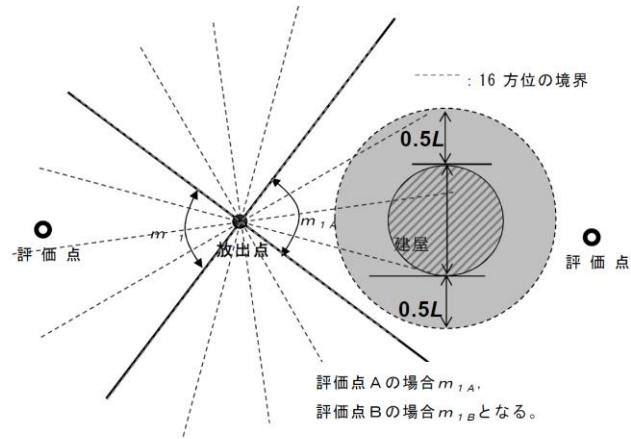


図5 建屋後流での巻き込み影響を受ける場合の考慮すべき方位

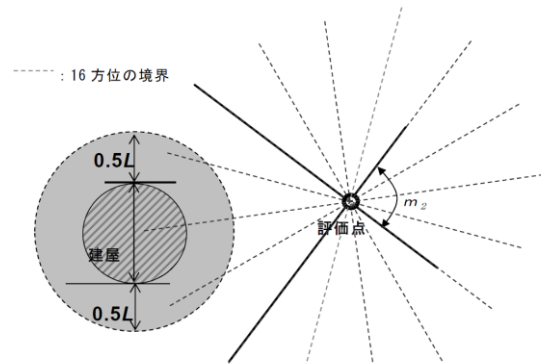
図5 →審査ガイドどおり

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況



注: Lは、風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方
図6 建屋の風下側で放射性物質が巻き込まれる風向の方位 m_1 の選定方法
(水平断面での位置関係)



注: Lは、風向に垂直な建屋の投影面の高さ又は投影面の幅のうちの小さい方
図7 建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達する
風向の方位 m_2 の選定方法(水平断面での位置関係)

図6 →審査ガイドどおり

図7 →審査ガイドどおり

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

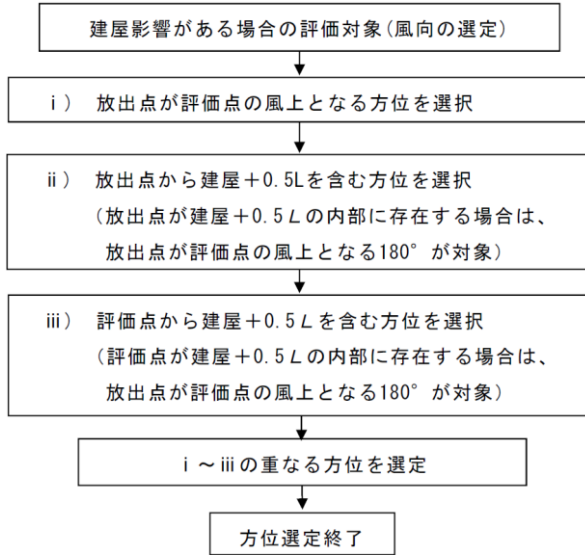


図8 建屋の影響がある場合の評価対象方位選定手順

図8 →審査ガイドどおり

実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の
居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の審査ガイドへの適合状況

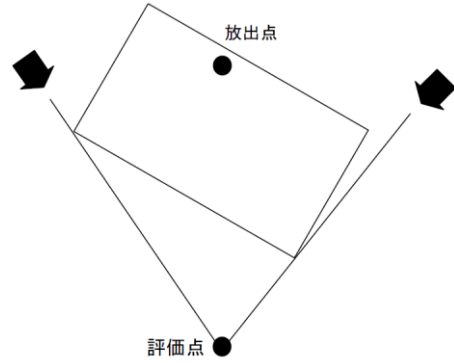


図9 評価対象方位の設定

図9 →審査ガイドどおり

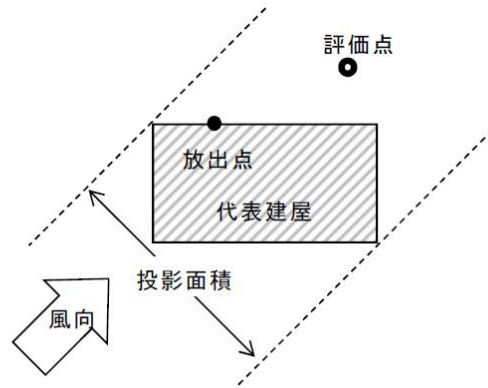


図10 風向に垂直な建屋投影面積の考え方

図10 →審査ガイドどおり

2. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価に係る適用法令

事務所衛生基準規則

(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号)

最終改正：平成二十六年七月三十日厚生労働省令第八十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、事務所衛生基準規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 事務室の環境管理（第二条―第十二条）

第三章 清潔（第十三条―第十八条）

第四章 休養（第十九条―第二十二條）

第五章 救急用具（第二十三条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令は、事務所（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について、適用する。

2 事務所（これに附属する食堂及び炊事場を除く。）における衛生基準については、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三編の規定は、適用しない。

第二章 事務室の環境管理

（換気）

第三条 事業者は、室においては、窓その他の開口部の直接外気に向かつて開放することができる部分の面積が、常時床面積の二十分の一以上になるようにしなければならない。ただし、換気が十分に行われる性能を有する設備を設けたときは、この限りではない。

2 事業者は、室における一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率（一気圧、温度二十五度とした場合の空气中に占める当該ガスの容積の割合をいう。以下同じ。）をそれぞれ百万分の五十以下及び百万分の五千以下としなければならない。

酸素欠乏症等防止規則

(昭和四十七年九月三十日労働省令四十二号)

最終改正：平成三十年六月十九日厚生労働省令第七十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき，及び同法を実施するため，酸素欠乏症等防止規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 一般的防止措置（第三条－第十七条）

第三章 特殊な作業における防止措置（十八条－第二十五条の二）

第四章 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（第二十六条－第二十八条）

第五章 雑則（第二十九条）

附則

第一章 総則

（事業者の責務）

第一条 事業者は，酸素欠乏症等を防止するため，作業方法の確立，作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（定義）

第二条 この省令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。
- 二 酸素欠乏等 前号に該当する状態又は空気中の硫化水素の濃度が百万分の十を超える状態をいう。
- 三 酸素欠乏症 酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- 四 硫化水素中毒 硫化水素の濃度が百万分の十を超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。
- 五 酸素欠乏症等 酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。
- 六 酸素欠乏危険作業 労働安全衛生法施行例（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所（以下「酸素欠乏危険場所」という。）における作業をいう。
- 七 第一種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険作業のうち，第二種酸素欠乏危険作業以外の作業をいう。
- 八 第二種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険場所のうち，令別表第六第三号の三，第九号又は第十二号に掲げる酸素欠乏危険場所（同号に掲げる場所にあつては，酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る。）における作

業をいう。

第二章 事務室の環境管理

(換気)

第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りではない。

2 事業者は、前項の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。

3. 緊急時対策所換気空調系の運転について

重大事故等の発生により、大気中に大量の放射性物質が放出された場合においても、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（以下「緊急時対策所」という。）にとどまる要員の居住性を確保するため、緊急時対策所換気空調系として5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機仮設ダクト（以下「可搬型陽圧化空調機（対策本部）」という。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）配管（以下「陽圧化装置（対策本部）」という。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機仮設ダクト（以下「可搬型陽圧化空調機（待機場所）」という。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）配管（以下「陽圧化装置（待機場所）」という。）を緊急時対策所に設置する。

放射性雲通過時の緊急時対策所の要員への被ばく防止対策として陽圧化装置（対策本部）により5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（以下「緊急時対策所（対策本部）」という。）を陽圧化することにより、緊急時対策所（対策本部）への放射性物質の流入を防止する。

また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（以下「緊急時対策所（待機場所）」という。）も同様に、陽圧化装置（待機場所）により陽圧化することにより、緊急時対策所（待機場所）への放射性物質の流入を防止する。

なお、緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）は、隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、居住性が維持されていることを確認する。緊急時対策所換気空調系等の設備構成図並びに緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）の陽圧化エリア図を図3-1に示す。

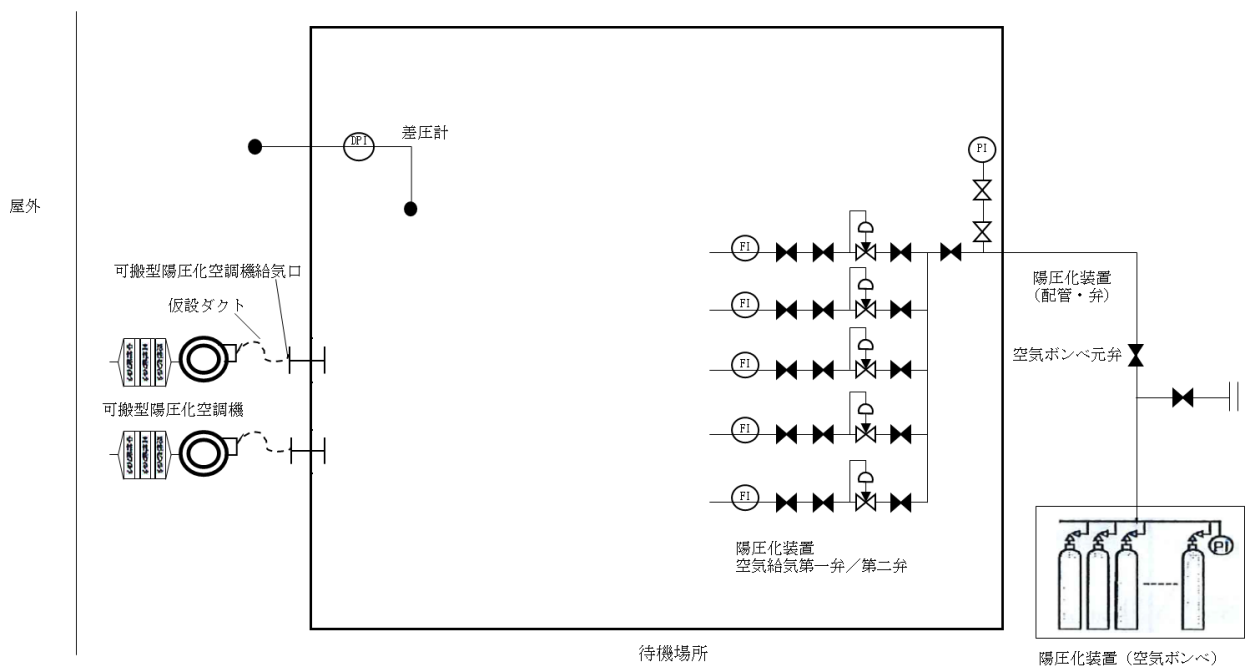
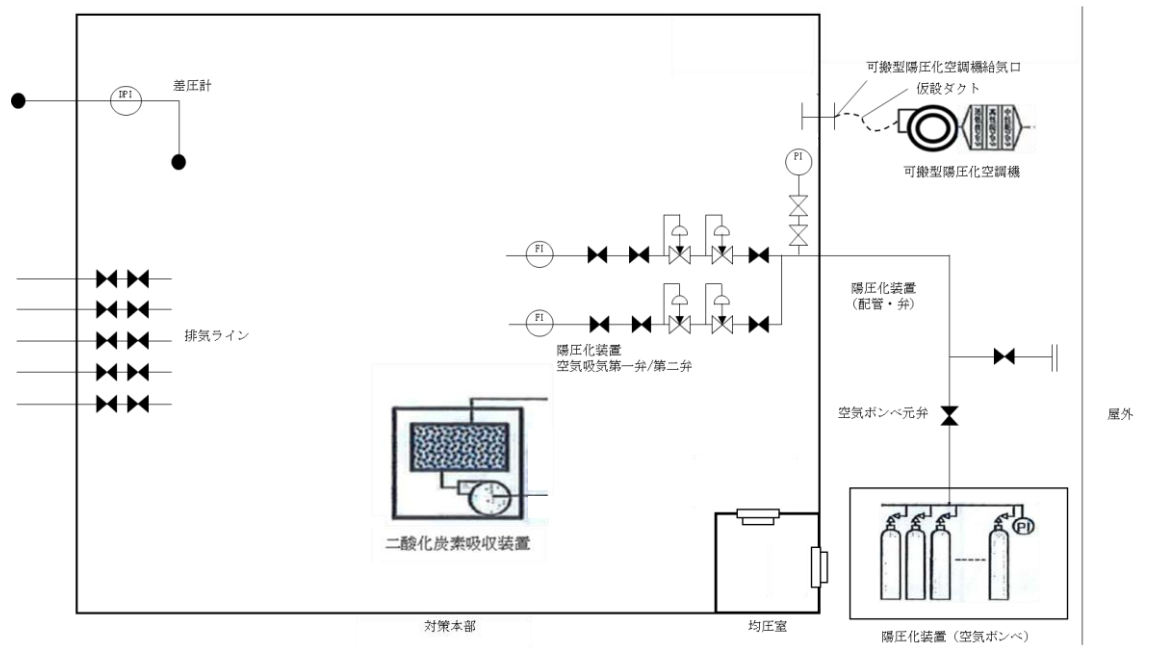


図 3-1 緊急時対策所換気空調系の設備構成図並びに緊急時対策所陽圧化エリア図 (1/2)

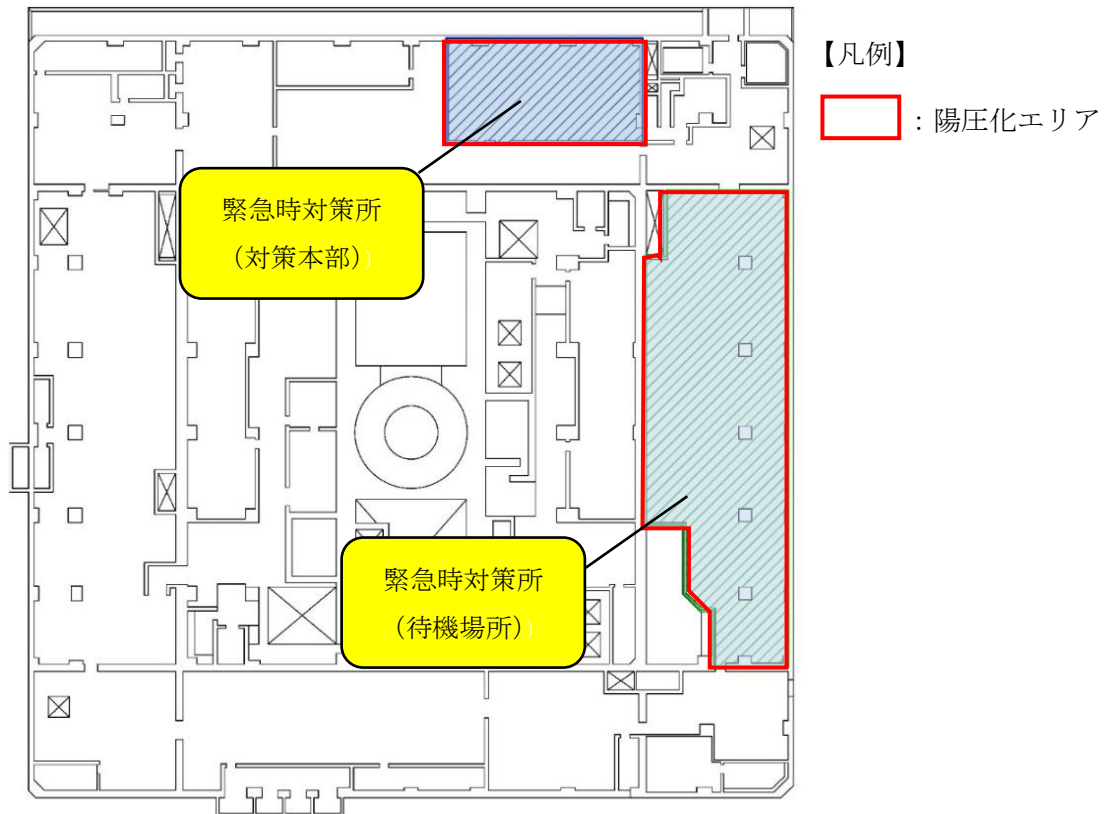


図 3-1 緊急時対策所換気空調系の設備構成図並びに緊急時対策所陽圧化エリア図 (2/2)

3.1 緊急時対策所換気空調系の設置概要

緊急時対策所換気空調系は、重大事故等発生により緊急時対策所の周辺環境が放射性物質により汚染したような状況下でも、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保できる設計とし、以下の設備で構成する。

また、緊急時対策所換気空調系の概略系統図を図3-2及び図3-3に示す。

- (1) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）
個数：1（予備1）
容量：600m³/h（1台当たり）
設置場所：5号機原子炉建屋3階，緊急時対策所（対策本部）付近
- (2) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）
個数：1（予備1）
効率：単体除去効率
99.97%以上（0.15μm粒子）／
99.9%以上（よう素）
総合除去効率
99.97%以上（0.15μm粒子）／
99.9%以上（よう素）
設置場所：5号機原子炉建屋3階，緊急時対策所（対策本部）付近
- (3) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機
個数：2（予備1）
容量：600m³/h（1台当たり）
設置場所：5号機原子炉建屋3階，緊急時対策所（対策本部）付近
- (4) 陽圧化装置（対策本部）
個数：123
保管場所：5号機原子炉建屋3階
- (5) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計
個数：2（予備1）
測定範囲：0～200Pa
設置場所：緊急時対策所（対策本部），緊急時対策所（待機場所）
- (6) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）
個数：2（予備1）
容量：600m³/h（1台当たり）
設置場所：5号機原子炉建屋3階，緊急時対策所（待機場所）付近

(7) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）

個数：2（予備1）

効率：単体除去効率

99.97%以上（ $0.15\mu\text{m}$ 粒子）／

99.9%以上（よう素）

総合除去効率

99.97%以上（ $0.15\mu\text{m}$ 粒子）／

99.9%以上（よう素）

設置場所：5号機原子炉建屋3階，緊急時対策所（待機場所）付近

(8) 陽圧化装置（待機場所）

個数：1792

保管場所：5号機原子炉建屋3階，5号機原子炉建屋2階

可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）の各風量は，緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）各々の二酸化炭素濃度抑制に必要な換気量から設定している。

また，陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の空気ポンベの個数は，放射性雲放出時間の10時間としているが，可搬型陽圧化空調機（対策本部）又は可搬型陽圧化空調機（待機場所）の起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し，放射性雲放出時間の10時間に加え，追加で30分の空気ポンベ陽圧化を考慮し設定している。緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）には5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計を設置し，緊急時対策所が陽圧化されていることを確認，把握可能な設計とする。

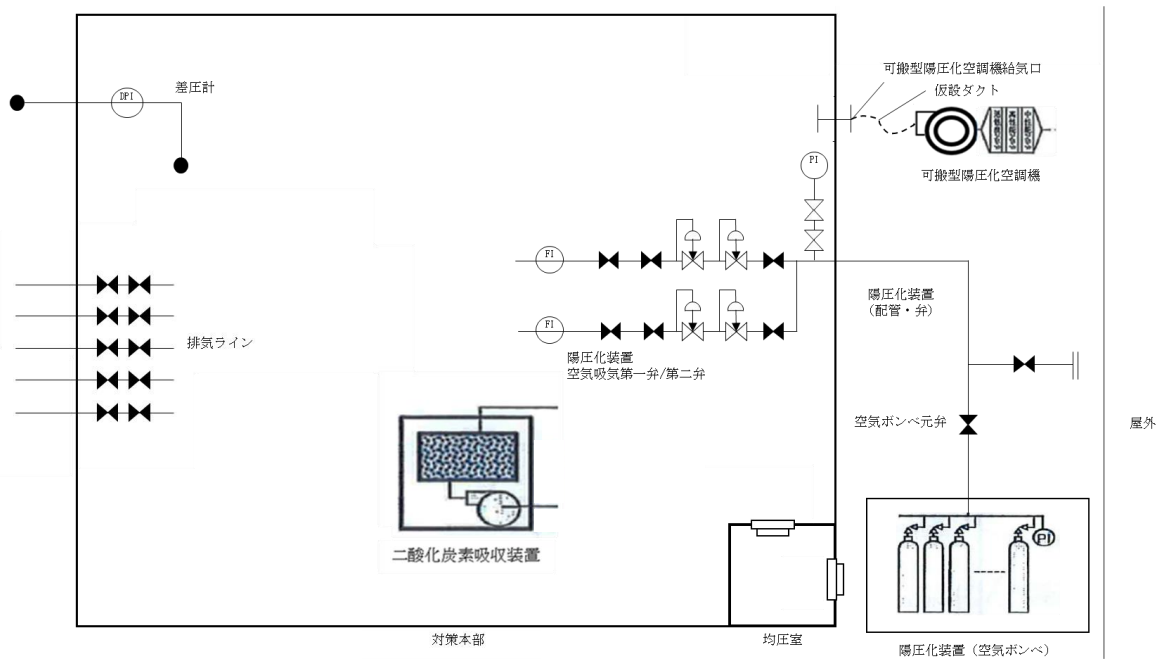


図 3-2 緊急時対策所（対策本部）の緊急時対策所換気空調系の概略系統図

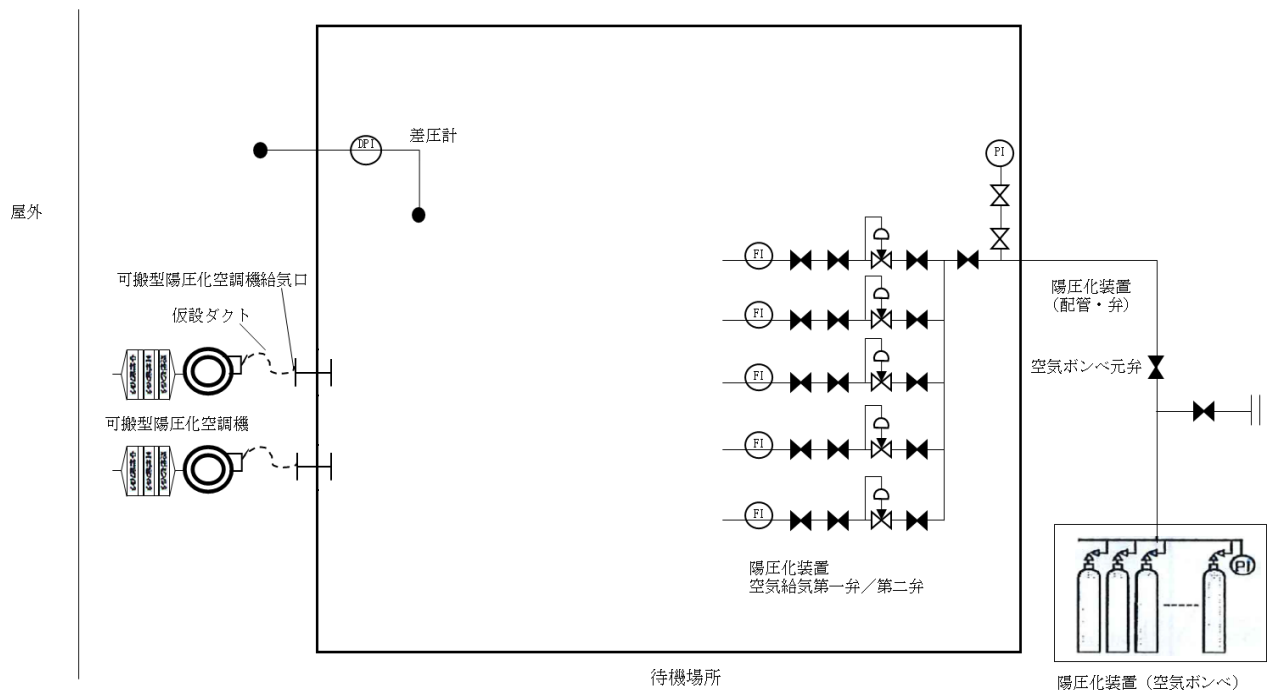


図 3-3 緊急時対策所（待機場所）の緊急時対策所換気空調系の概略系統図

3.2 緊急時対策所換気空調系等の目的

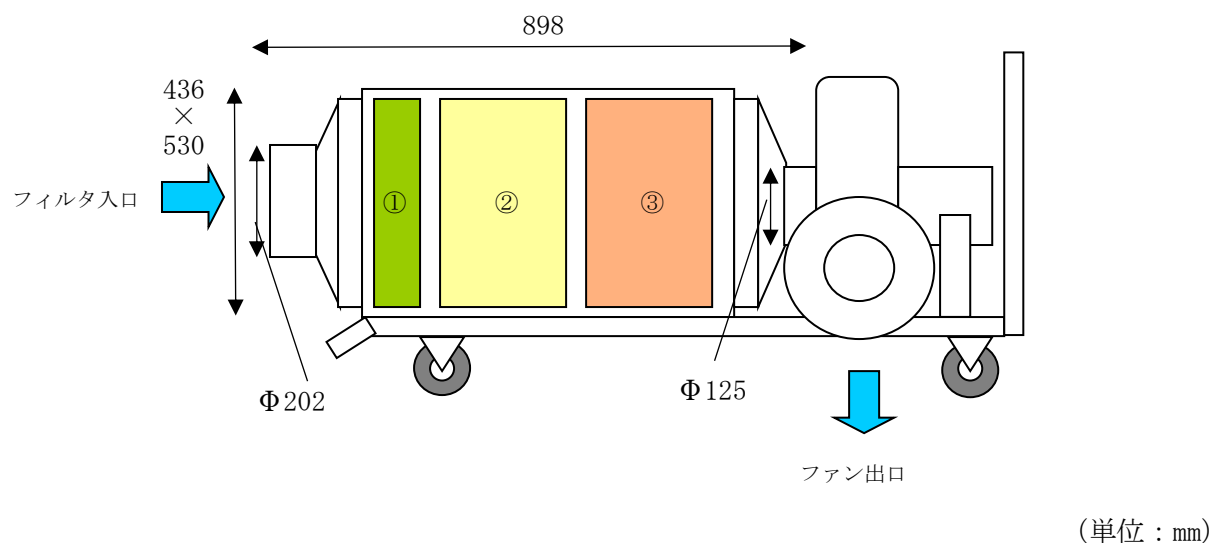
名称	目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型陽圧化空調機（対策本部） ・ 可搬型陽圧化空調機（待機場所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等の発生により、大気中に大量の放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）にとどまる要員の居住性を確保 ・ 可搬型陽圧化空調機（対策本部）のフィルタユニットについては、予備を含めた2台を緊急時対策所（対策本部）近傍に設置 可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニットについては、予備を含めた3台を緊急時対策所（待機場所）近傍に設置 ・ 放射性雲通過時に仮設ダクトを切離し、給気口に閉止板を取付けることで緊急時対策所への希ガス等の流入を防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5号機原子炉建屋内 緊急時対策所用差圧計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）が陽圧化（20Pa以上）されていることを確認、把握
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陽圧化装置（対策本部） ・ 陽圧化装置（待機場所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することによって、放射性雲通過時の緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）への希ガス等の流入を防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸素濃度計（対策本部） （測定範囲：0.0～100.0vol%） ・ 酸素濃度計（待機場所） （測定範囲：0.0～100.0vol%） ・ 二酸化炭素濃度計（対策本部） （測定範囲：0～10000ppm） ・ 二酸化炭素濃度計（待機場所） （測定範囲：0～10000ppm） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）への空気の取り込みを一時的に停止した場合でも、緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策等の活動に支障がない範囲（酸素濃度：18.0vol%以上、二酸化炭素濃度：0.5vol%以下）であることを把握

3.3 可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニット
希ガス以外の放射性物質への対応として、可搬型陽圧化空調機（対策本部）にフィルタユニットを設置する。また、可搬型陽圧化空調機（待機場所）も同様に、フィルタユニットを設置する。

(1) 可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニットの概要

可搬型陽圧化空調機（対策本部）のフィルタユニットは、大気中の塵埃を捕集するプレフィルタ、気体状の放射性よう素を除去低減する活性炭フィルタ及び放射性微粒子を除去低減する高性能フィルタで構成し、予備を含めた2台を設置する設計としている。また、可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニットも同様に、大気中の塵埃を捕集するプレフィルタ、気体状の放射性よう素を除去低減する活性炭フィルタ及び放射性微粒子を除去低減する高性能フィルタで構成し、予備を含めた3台を設置する設計としている。

可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニットの概要図を図3-4に示す。



- ① プレフィルタ
- ② 高性能フィルタ
- ③ 活性炭フィルタ

図3-4 可搬型陽圧化空調機（対策本部）のフィルタユニット及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）のフィルタユニット概略図

(2) フィルタの除去効率

活性炭フィルタ及び高性能フィルタの単体及び総合除去効率を以下に示す。

名称			可搬型陽圧化空調機 フィルタユニット	
種類			高性能フィルタ	活性炭フィルタ
効 率	単体除去効率	%	99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相対湿度 85%以下)
	総合除去効率*	%	99.97 以上 (0.15 μ m 粒子)	99.9 以上 (相対湿度 85%以下)

注記*： 総合除去効率とは、フィルタを可搬型陽圧化空調機のフィルタユニットに装着した使用状態での効率である。

(3) フィルタの除去性能

フィルタの除去性能（効率）については、高性能フィルタ及び活性炭フィルタの交換を定期的実施することで維持する。

(4) フィルタの使用期間

高性能フィルタの前にプレフィルタを設置することで、粉塵等の影響により活性炭フィルタの差圧が過度に上昇することを抑えることができるため、フィルタユニットは長期間の使用が可能である。

3.4 緊急時対策所換気空調系等の運用

炉心の著しい損傷が発生した際の放射性雲への対応は、可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）の仮設ダクトを切離し、給気口に閉止板を取付けることで緊急時対策所外との空気の流れを遮断し、緊急時対策所を陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）各々により陽圧化することによって、緊急時対策所への外気の流入を防止する。放射性雲通過時の対応の概要図を図3-5及び図3-6に示す。

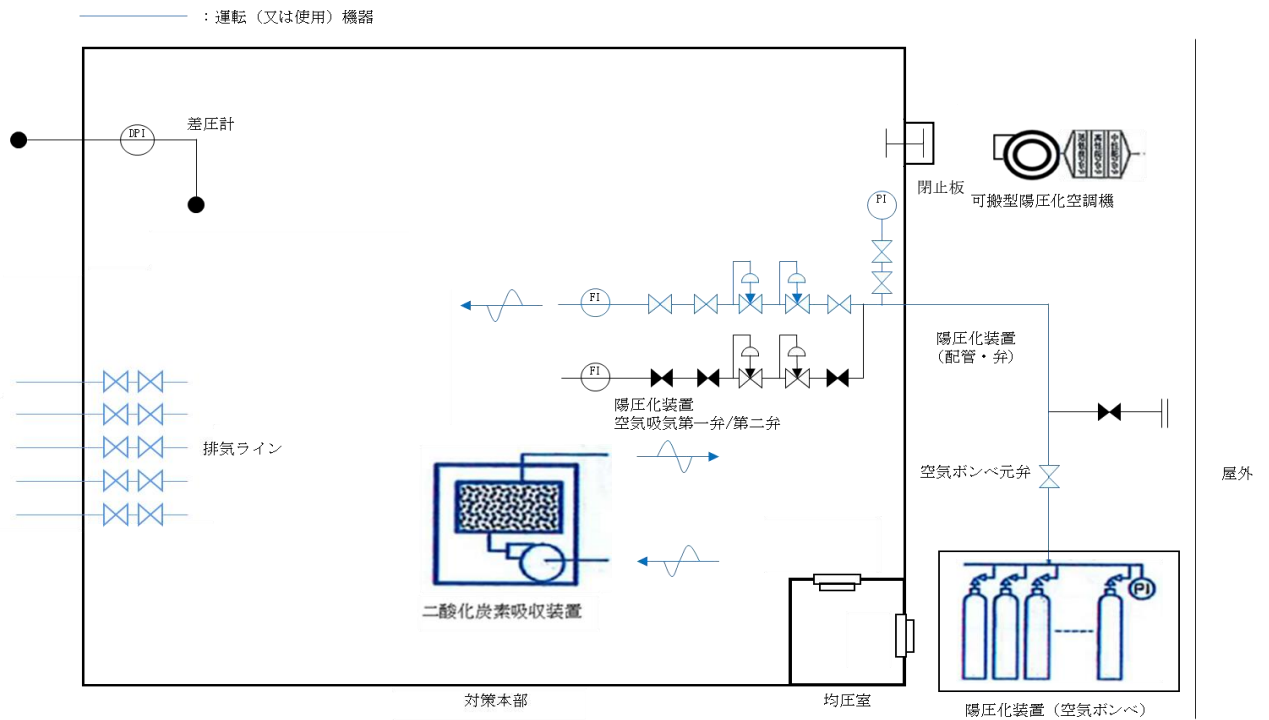


図3-5 緊急時対策所（対策本部）の放射性雲通過時における緊急時対策所換気空調系等の概要図

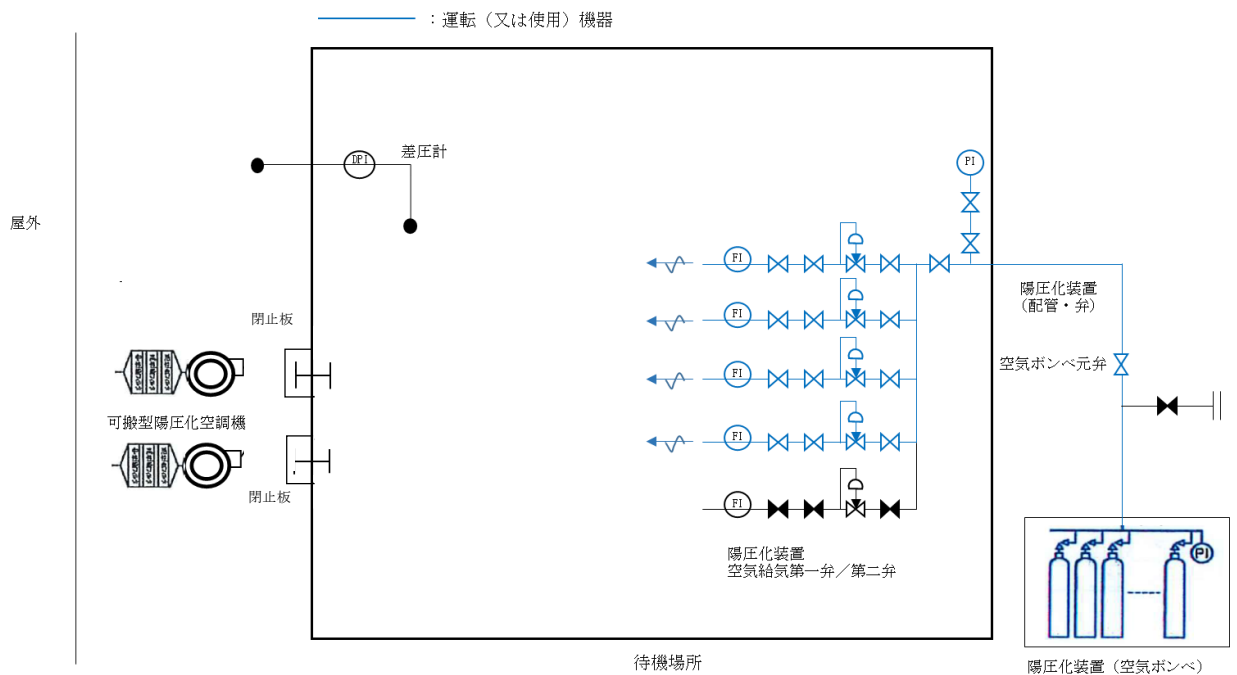


図 3-6 緊急時対策所（待機場所）の放射性雲通過時における
緊急時対策所換気空調系等の概要図

可搬型モニタリングポスト又は可搬型エリアモニタで放射性雲の放出を確認した場合には、可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）の仮設ダクトを切離し、給気口に閉止板を取付ける。

更に、可搬型モニタリングポスト又は可搬型エリアモニタの指示上昇を確認した場合には、陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）により緊急時対策所を陽圧化し、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止する。

原子炉格納容器の圧力が低下安定し、可搬型モニタリングポスト又は可搬型エリアモニタの指示値が放射性雲通過後減少に転じ、安定した段階で、仮設ダクトを敷設し、給気口の閉止板を取り外し可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）による給気を開始する。

緊急時対策所換気空調系の運用イメージを図 3-7 に示す。なお、「緊急時対策所の居住性評価に係る被ばく評価」では、審査ガイドに基づき、事故発生後 24 時間後から 10 時間放出が継続する評価条件としている。

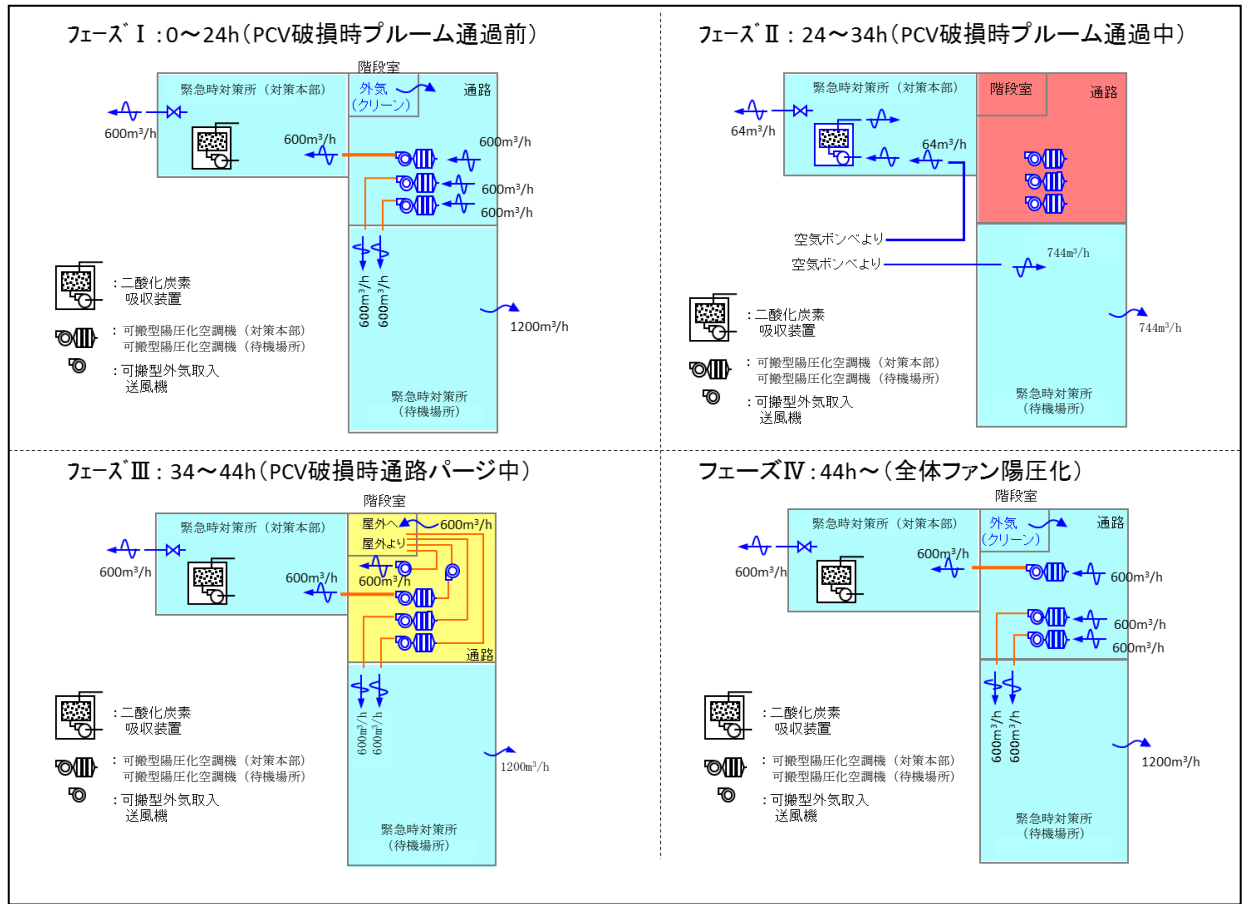
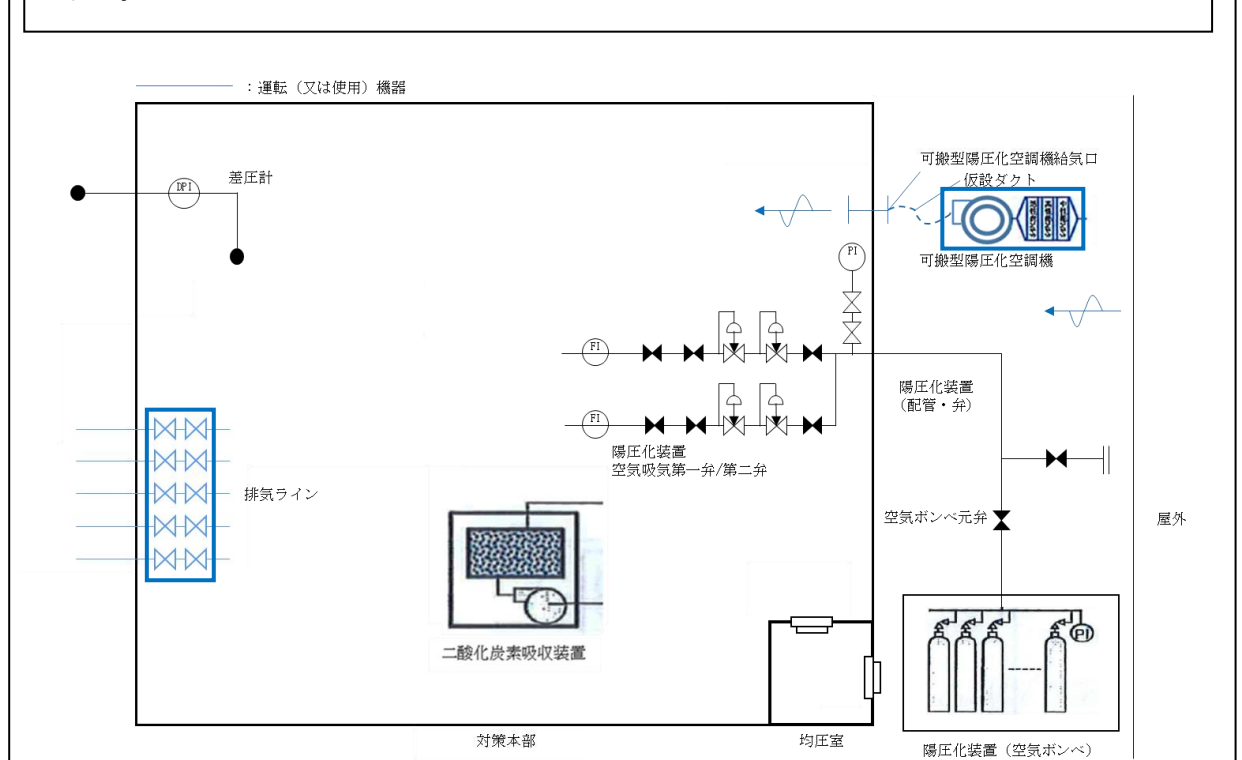


図 3-7 緊急時対策所換気空調系等の運用イメージ

3.5 緊急時対策所換気空調系等の運転状態

(1) 放射性雲通過前及び通過後運転（可搬型陽圧化空調機（対策本部）による陽圧化）

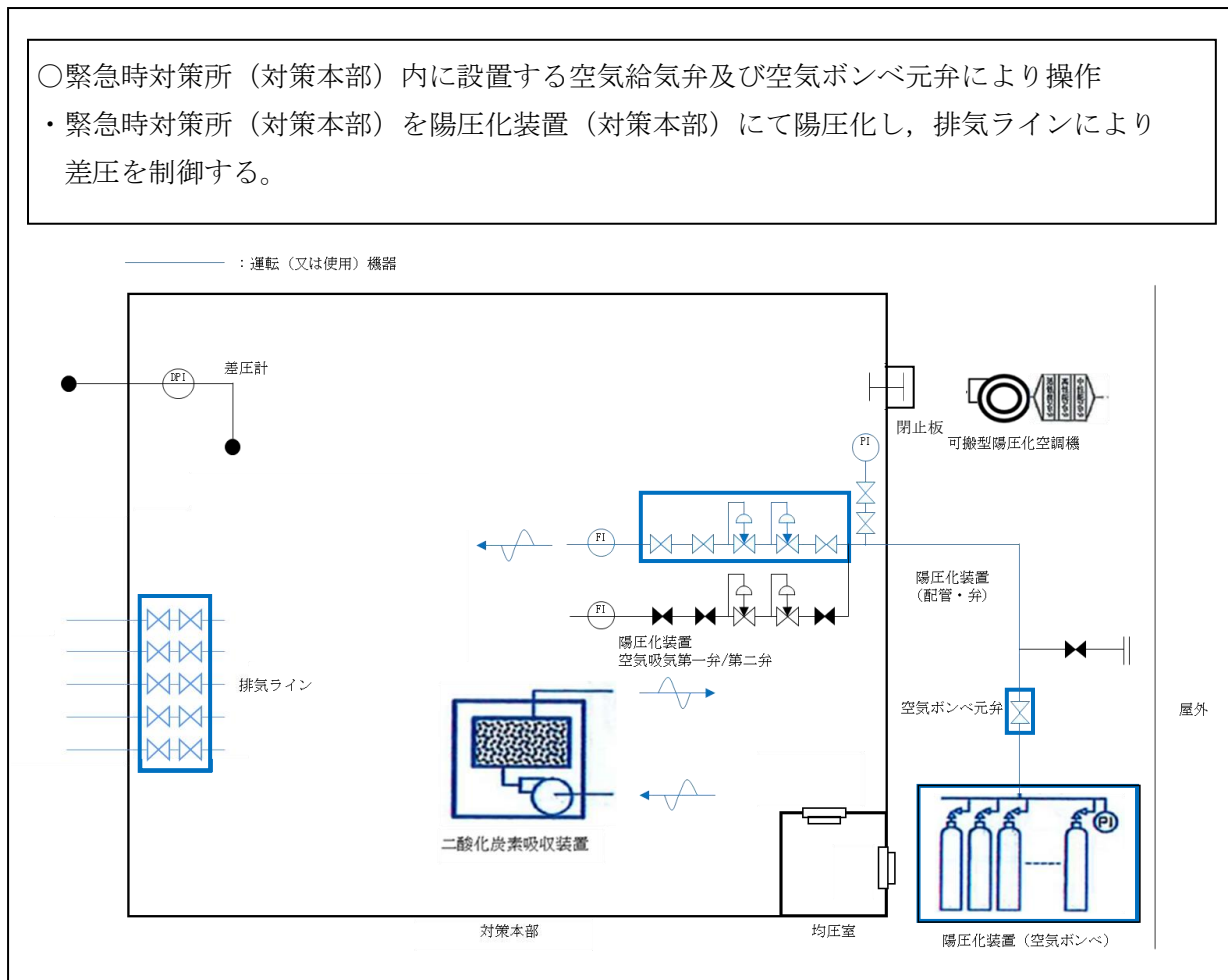
- 可搬型陽圧化空調機（対策本部）の本体に設置されたスイッチによる起動操作
- ・外気を可搬型陽圧化空調機（対策本部）のフィルタユニットにより浄化し、緊急時対策所（対策本部）へ送気する。排気は、排気ラインから緊急時対策所（対策本部）外に放出する。



- ：可搬型陽圧化空調機（対策本部）「起動」
- ：排気ライン「開」

図 3-8 緊急時対策所換気空調系等の概要系統図（放射性雲通過前及び通過後）

(2) 放射性雲通過中（陽圧化装置（対策本部）による陽圧化）



- : 陽圧化装置（対策本部）「使用」
- : 空気ポンベ元弁「開」，空気給気弁「開」
- : 排気ライン「開」

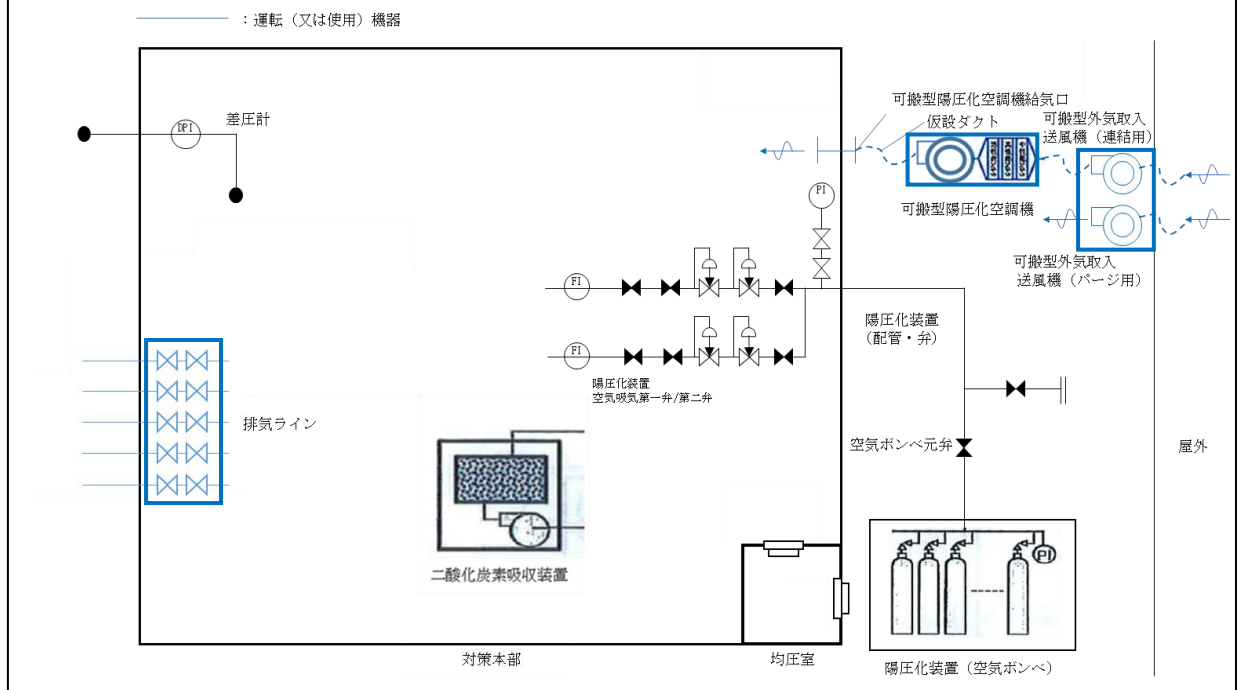
図 3-9 緊急時対策所換気空調系の概要系統図（放射性雲通過中）

(3) 放射性雲通過直後に建屋内の放射性物質が屋外より高い場合

(5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機(対策本部)の連結運用による外気取り入れ陽圧化、並びに建屋内空気置換)

○可搬型外気取入送風機本体及び可搬型陽圧化空調機(対策本部)に設置されたスイッチによる起動操作

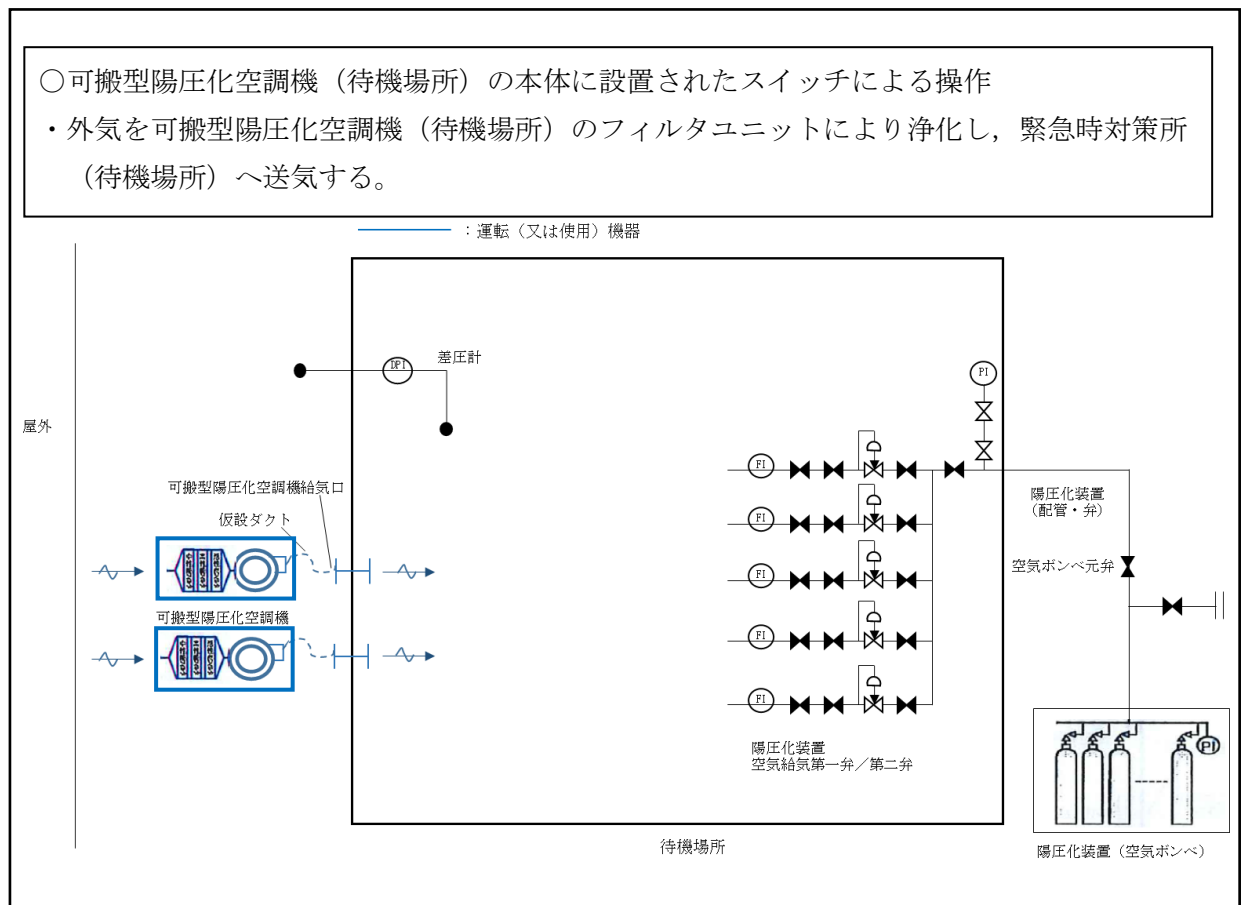
- ・放射性雲通過直後に5号機原子炉建屋附属棟内の放射性物質濃度が屋外より高い場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機を用いて屋外からの外気を給気し、5号機原子炉建屋附属棟内の空気を置換する。
- ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機と可搬型陽圧化空調機(対策本部)を連結して運用することで、5号機原子炉建屋の屋上から外気を給気する。



□ : 可搬型外気取入送風機「起動」、可搬型陽圧化空調機(対策本部)「起動」
 — : 排気ライン「開」

図3-10 緊急時対策所換気空調系の概要系統図
 (放射性雲通過直後に建屋内の放射性物質が屋外より高い場合)

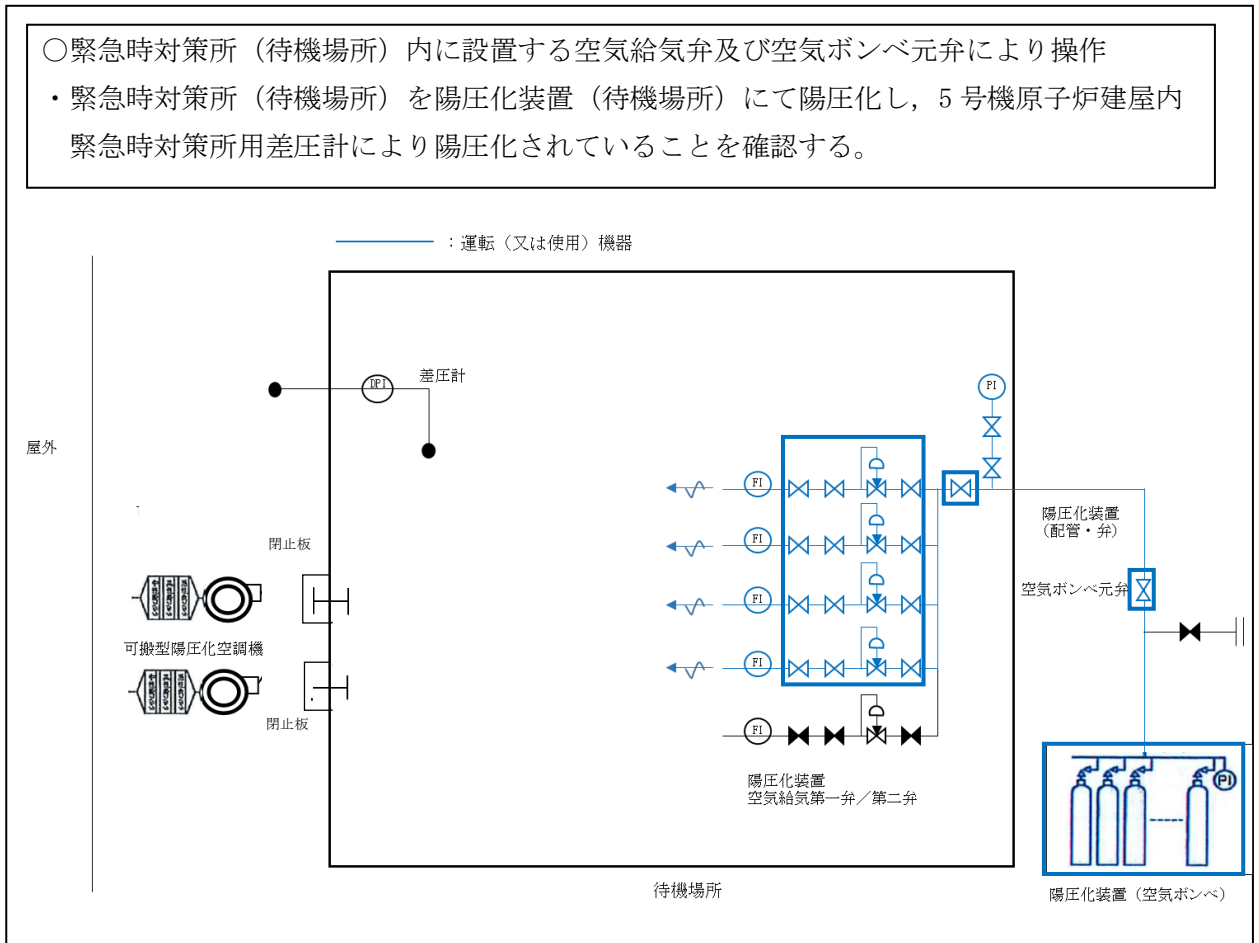
(4) 放射性雲通過前及び通過後（可搬型陽圧化空調機（待機場所）による陽圧化）



: 可搬型陽圧化空調機（待機場所）「起動」

図 3-11 緊急時対策所換気空調系の概要系統図（放射性雲通過前及び通過後）

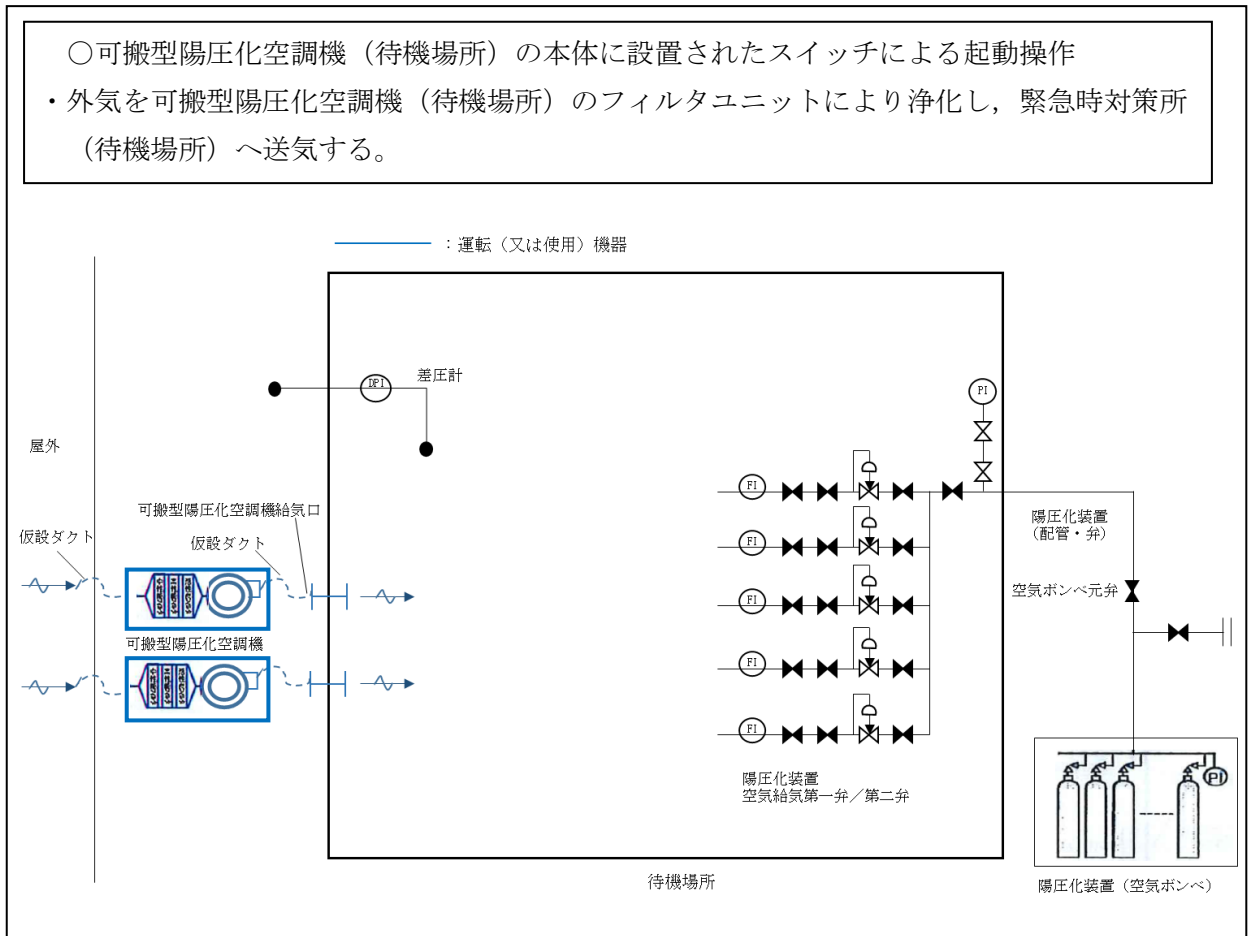
(5) 放射性雲通過中（陽圧化装置（待機場所）による陽圧化）



- : 陽圧化装置（待機場所）「使用」
- : 空気ポンベ元弁「開」、空気給気弁「開」

図 3-12 緊急時対策所換気空調系の概要系統図（放射性雲通過中）

- (6) 放射性雲通過直後に建屋内の放射性物質が屋外より高い場合
 (可搬型陽圧化空調機 (待機場所) による陽圧化)



: 可搬型陽圧化空調機 (待機場所) 「起動」

図 3-13 緊急時対策所換気空調系の概要系統図
 (放射性雲通過直後に建屋内の放射性物質が屋外より高い場合)

3.6 陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の概要

放射性雲通過時の10時間及び放射性雲通過後の陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）から可搬型陽圧化空調機（対策本部）及び可搬型陽圧化空調機（待機場所）への切替時間は、陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）を運転し緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）を陽圧化維持することで放射性物質の流入を防ぎ、要員の被ばくを低減する。

陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の空気ポンベの個数は、緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）の収容想定最大人数を収容した場合において必要となる個数以上を設置する。

(1) 系統構成

5号機原子炉建屋内に設置した陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）は、圧力調整器で圧力を調整することにより、一定流量を緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）へ供給する。

緊急時対策所（対策本部）は、排気ラインの排気弁によって陽圧化を維持するよう調整する。

陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の概略系統図を図3-14に示す。

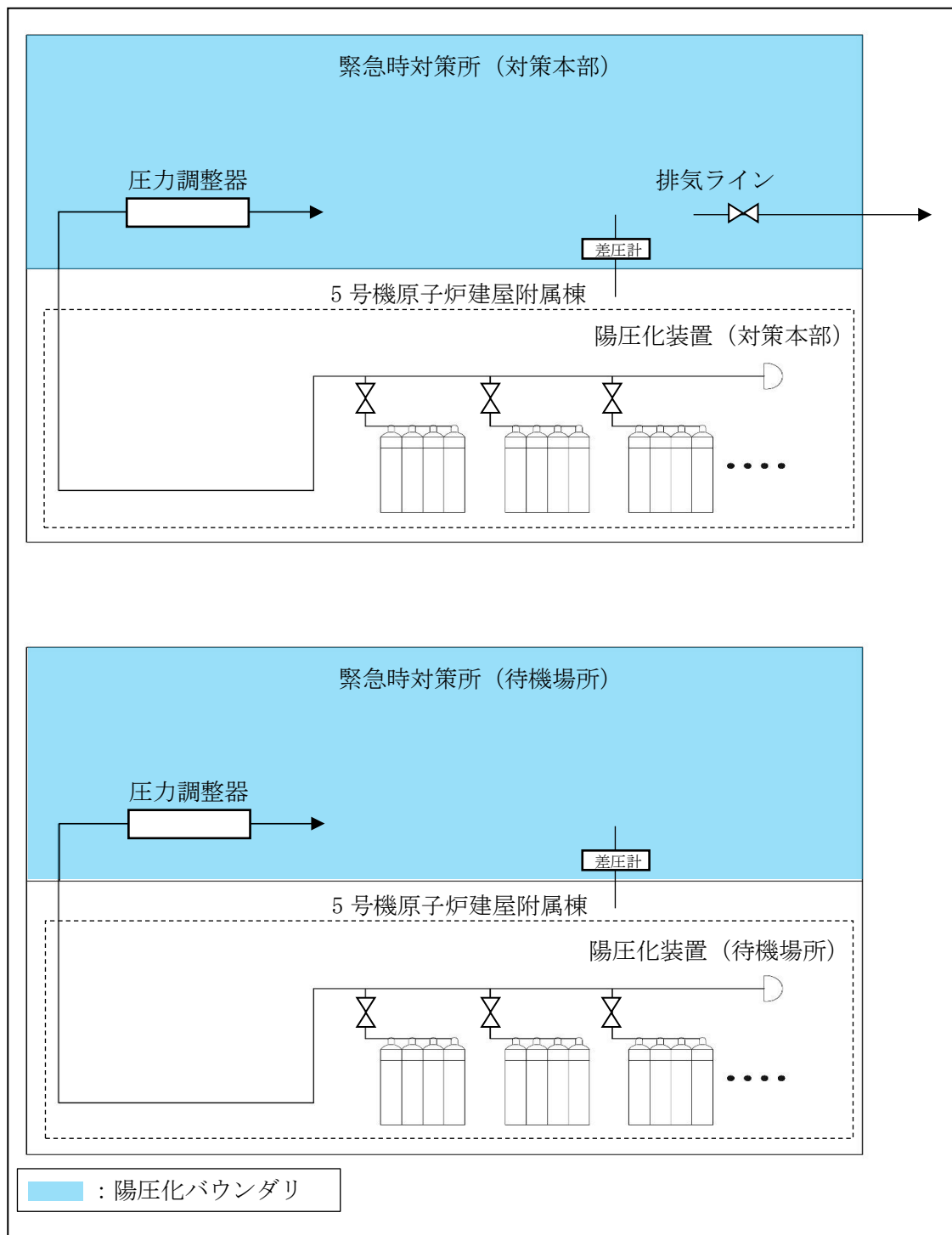


図3-14 陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の概略系統図

(2) 陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視

緊急時対策所を隔離して陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）各々による陽圧化運転に切替えた際、緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を濃度計により監視し、正常範囲内にあることを確認する。

3.7 緊急時対策所の気密性，陽圧化に関する試験・検査性について

緊急時対策所の気密性，陽圧化に関する点検及び検査は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 緊急時対策所の気密性，陽圧化機能に関する試験・検査性

プラント状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観検査	外観確認
	機能・性能試験	気密性，陽圧化機能の確認 運転性能の確認

可搬型陽圧化空調機（対策本部），可搬型陽圧化空調機（待機場所），5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計各々の点検を行うと共に，これら設備を組み合わせた状態で緊急時対策所（対策本部）及び緊急時対策所（待機場所）の気密性，陽圧化機能・性能が正常であることを確認する。

緊急時対策所の機能・性能検査は，緊急時対策所（対策本部）に対して，可搬型陽圧化空調機（対策本部）の定格流量により緊急時対策所（対策本部）内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。なお，緊急時対策所（待機場所）も同様に，緊急時対策所（待機場所）に対して，可搬型陽圧化空調機（待機場所）の定格流量により緊急時対策所（待機場所）内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。

また，放射性雲通過時において緊急時対策所（対策本部）にて使用する陽圧化装置（対策本部）は，機能・性能検査として空気ポンベからの規定流量の空気を緊急時対策所（対策本部）内に供給した場合，緊急時対策所（対策本部）内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。

なお，緊急時対策所（待機場所）も同様に，陽圧化装置（待機場所）の機能・性能検査として空気ポンベからの規定流量の空気を緊急時対策所（待機場所）内に供給した場合，緊急時対策所（待機場所）内を規定差圧に陽圧化できることを確認する。

3.8 緊急時対策所換気空調系の操作に係る判断等

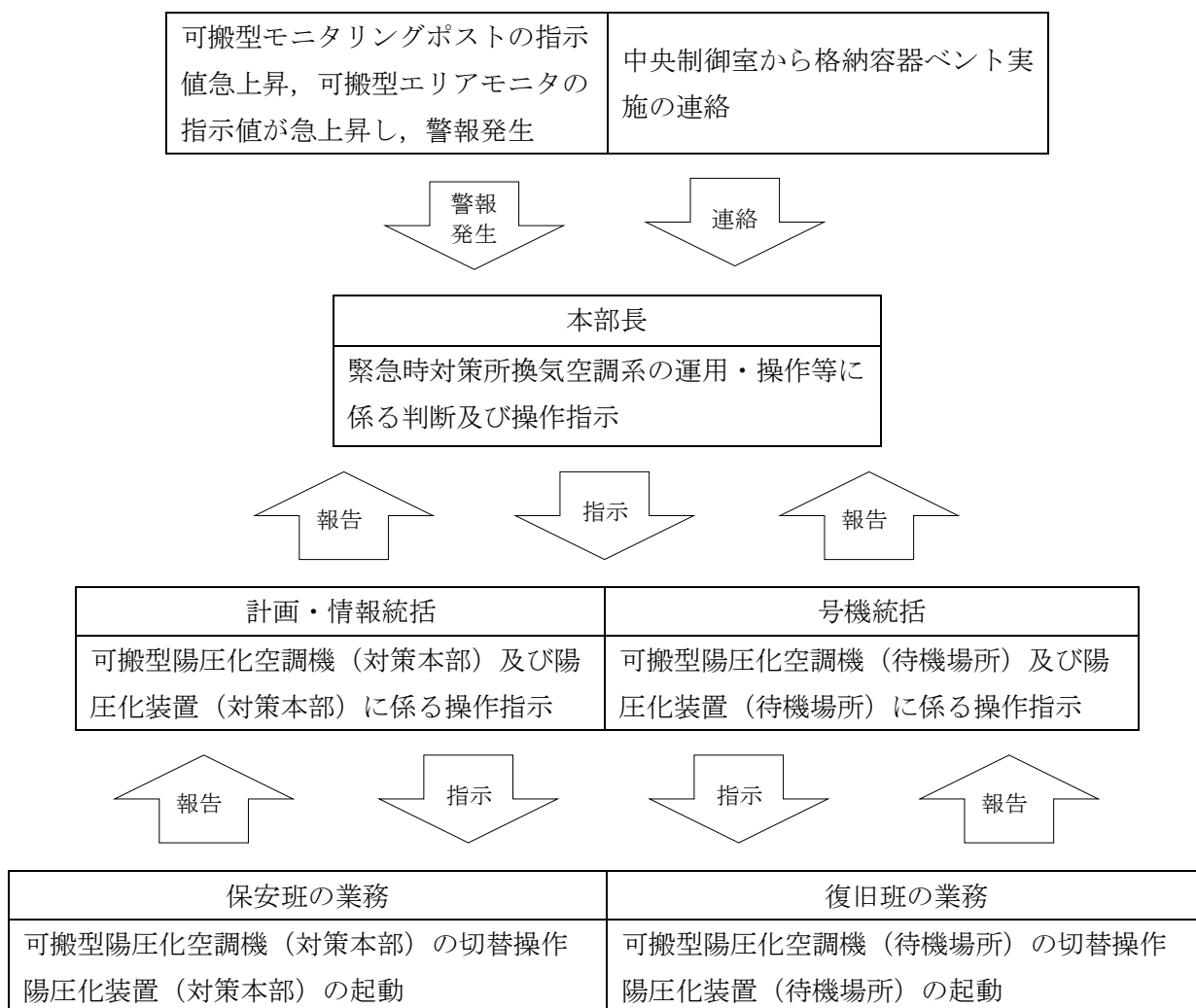
緊急時対策所換気空調系の操作は、原子炉の状況、緊急時対策所内の線量率等を確認し、本部長の判断及び指示に従い実施する。

放射性雲放出後において、陽圧化装置による陽圧化への切替えの判断基準に到達した場合、緊急時対策所は、可搬型陽圧化空調機による陽圧化から陽圧化装置による陽圧化に切替え、緊急時対策所への希ガスを含む放射性物質の侵入を防止し、要員の被ばくを低減する。

陽圧化装置による陽圧化及び可搬型陽圧化空調機への切替えに当たっては、主に緊急時対策所近傍の屋外に設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所内に設置する可搬型エリアモニタのパラメータを用い判断する。

以下に、緊急時対策所換気空調系の操作判断に係る体制、パラメータ、判断基準等を示す。

(1) 緊急時対策所換気空調系の操作判断等に係る体制



(2) 判断に用いる各パラメータ

項 目	備 考
可搬型モニタリングポスト	緊急時対策所近傍の屋外に設置し,線量当量率の測定により放射性雲の通過を把握することができる。
可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内に設置し,線量当量率の測定により放射性雲の通過を把握することができる。
炉心損傷及び格納容器破損の評価に必要なパラメータ	炉心損傷に伴う格納容器内雰囲気放射線レベルの上昇等を確認し,原子炉等の状況を把握することができる。
モニタリングポスト,可搬型モニタリングポスト(緊急時対策所近傍に設置するものを除く)	緊急時対策所近傍に設置しないため参考扱いとするが,空間線量率の測定により放射性雲の通過を把握することができる。
可搬型気象観測設備(風向等)	放射性雲の通過を把握することができないため参考扱いとするが,放射性雲の進行方向を推定することができる。

(3) 陽圧化装置に係る操作等の判断基準

判断	操作等	状況	監視パラメータ	判断基準	備考
事前準備	パラメータの監視強化及び陽圧化装置による陽圧化に係る準備	炉心が損傷し、放射性物質が大気に放出される可能性がある	—	監視パラメータとは別に中央制御室から炉心損傷判断の連絡があった場合	—
			格納容器内雰囲気放射線モニタ	格納容器内雰囲気放射線モニタで格納容器内の線量当量率が、設計基準事故相当の線量当量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。	—
			原子炉圧力容器温度	—	—
使用開始	緊急時対策所を陽圧化装置にて陽圧化	放射性雲放出・接近	—	監視パラメータとは別に中央制御室から格納容器ベント実施の連絡があった場合	—
			可搬型モニタリングポスト	約20mGy/h以上	監視パラメータを参考値とし、総合的な判断を実施した上で操作を実施する。
			可搬型エリアモニタ	約0.5mGy/h以上	
停止	陽圧化装置による陽圧化の停止(可搬型陽圧化空調機による陽圧化への切替え)	・可搬型モニタリングポストの指示値低下 ・放射性雲の放出が収束	可搬型モニタリングポスト	約0.2mGy/h以下*1	監視パラメータを参考値とし、総合的な判断を実施した上で操作を実施する。
			フィルタ装置出口放射線モニタ	約3.2mSv/h以下*2	

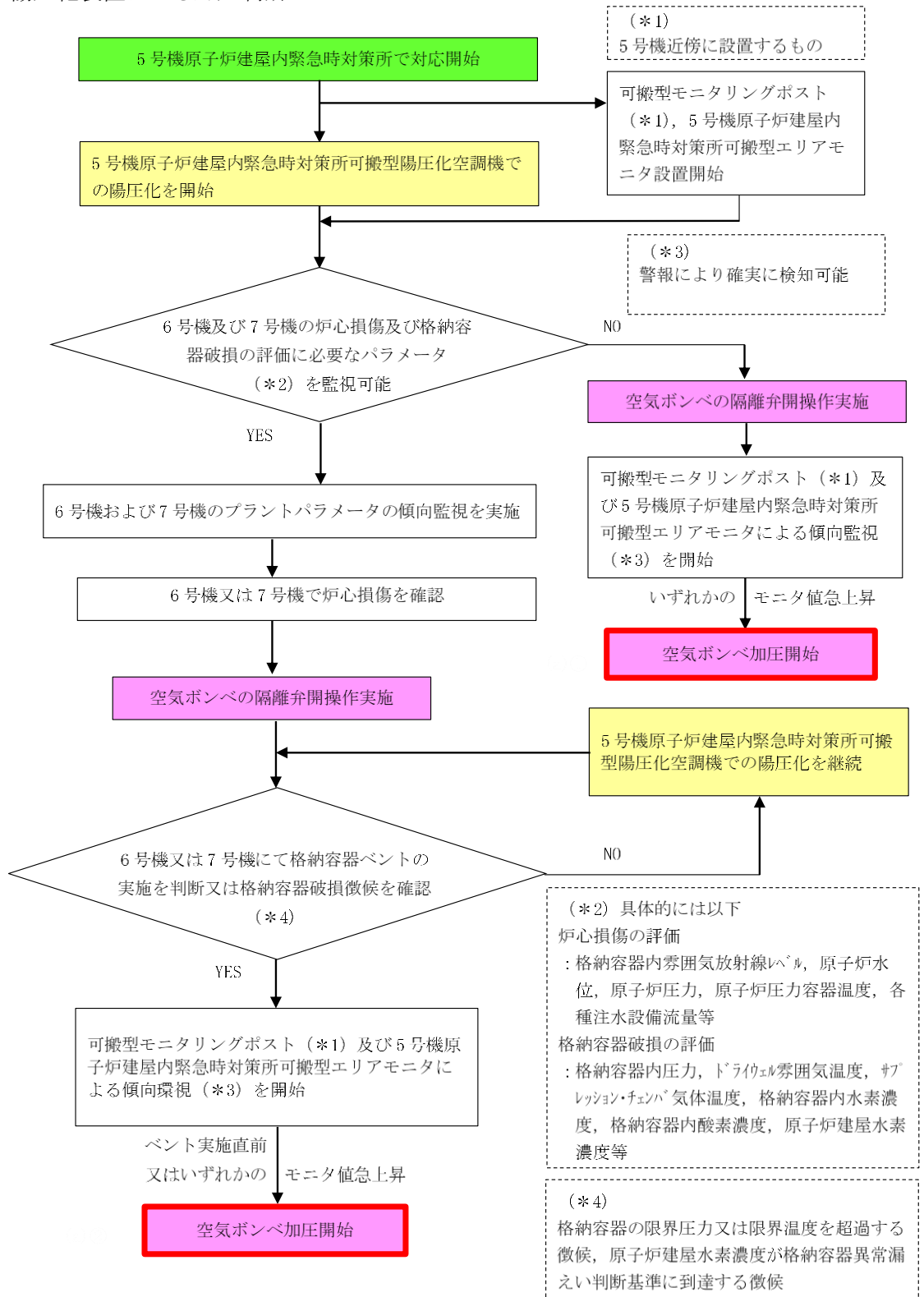
注記*1： 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号機 設置許可申請時資料 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。

注記*2： 「工事計画に係る説明資料(原子炉格納施設) 資料4 原子炉格納施設的设计条件に関する説明書に係る補足説明資料(格納容器圧力逃がし装置的设计)」参照。

(4) 可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタの判断基準値の考え方

判断基準値		考え方
可搬型モニタリングポスト	約 20mGy/h 以上	<ul style="list-style-type: none"> 陽圧化装置による陽圧化を開始するための指標として設定する。 原子炉格納容器破損に伴い緊急時対策所周辺に放射性雲が通過した場合、緊急時対策所周辺の線量当量率は、最大数 Sv/h 程度となることから、それよりも十分に低い値として約 20mGy/h を設定する。なお、原子炉格納容器が健全の場合において、5号機原子炉建屋付近の線量当量率は最大でも約 10mSv/h であり、それよりも高い値とすることで、原子炉格納容器破損に伴う放射性雲通過時の線量当量率の上昇を判断できることから、誤判断を防止する。(添付1参照)。
可搬型エリアモニタ	約 0.5mGy/h 以上	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポストによる検知や判断が遅れた場合等において、陽圧化装置による陽圧化を開始するための指標として設定する。 要員の被ばく線量が7日間で100mSvを満足する基準として設定する(100mSv/(7d×24h))。 原子炉格納容器破損に伴う放射性雲通過前の5号機原子炉建屋付近の線量当量率は最大でも約10mSv/hであり、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線、放射性雲中の放射性物質からのガンマ線及び地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽により減衰され、緊急時対策所(対策本部)及び緊急時対策所(待機場所)内は十分低い線量当量率となっているため、放射性雲通過時の線量当量率の上昇を確実に判断できる。

(5) 陽圧化装置による加圧判断フロー*



注記* : 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号機 設置許可申請時資料 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」より抜粋

原子炉格納容器健全時における緊急時対策所近傍の屋外の線量率について

原子炉格納容器健全時における緊急時対策所近傍の屋外の線量率の評価として、格納容器ベント実施前を想定した評価を実施する。想定事象として「大破断 LOCA+全交流動力電源喪失+全 ECCS 機能喪失」シナリオにおいて、6号機及び7号機が代替循環冷却系を用いて事象収束する場合を想定する*1。放出量評価条件は、中央制御室の居住性評価と同様とする。評価点は、より発災号機に近い緊急時対策所（対策本部）を代表とする。相対濃度及び相対線量を表1に示す*2。線量率に寄与するガンマ線は、緊急時対策所近傍の屋外で支配的であると考えられる「クラウドシャインガンマ線」及び「グランドシャインガンマ線」を選定する。

格納容器ベント実施前の緊急時対策所近傍の屋外の線量率評価結果は、表2に示すとおり約7.8mSv/hとなり、格納容器ベント実施前の最大値としては10mSv/h程度になると考えられる。

注記*1： 炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室の居住性評価において、非常用ガス処理系が停止している場合、原子炉建屋の閉じ込め効果には期待せず、原子炉格納容器から漏えいした放射性物質は、大気中に直接放出されるものとしている。格納容器ベントを実施する場合は、格納容器ベント実施前に非常用ガス処理系を停止することから、評価上、非常用ガス処理系の停止と同時に、それまで原子炉建屋内に閉じ込められていた放射性物質は、瞬時に大気中に放出されることとなり、実際の事故時に考えられる線量率より過度に大きい線量率になると考えられる。したがって、本資料においてベント実施前の線量率を評価するに当たっては、より実際の事故時に近い線量率を与えると考えられる代替循環冷却系を用いて事象収束する場合を想定する。

*2： 主排気筒からの放出に対しても、放出点を原子炉建屋とした場合の大気拡散係数を適用する。なお、放出点を原子炉建屋とした場合の方が、大気拡散係数は大きい。

表1 緊急時対策所近傍の屋外の相対濃度及び相対線量

評価点	放出点	相対濃度 $\chi/Q(s/m^3)$	相対線量 $D/Q(Gy/Bq)$
緊急時対策所 (対策本部) 中心	6号機原子炉建屋中心	3.6×10^{-4}	1.7×10^{-18}
	7号機原子炉建屋中心	9.8×10^{-5}	8.1×10^{-19}

表2 格納容器ベント実施前の緊急時対策所近傍の屋外の最大線量率

経路	線量率(mSv/h)
クラウドシャインガンマ線	約 1.1×10^0
グランドシャインガンマ線	約 6.7×10^0
合計	約 7.8×10^0

4. 陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することによる影響について

緊急時対策所では、陽圧化装置の陽圧化開始の遅れ時間は最長でも2分となるよう設計する。陽圧化装置による陽圧化開始が遅延した場合、陽圧化装置による陽圧化が開始されるまでの間、緊急時対策所には可搬型陽圧化空調機により外気が取り込まれ、また、可搬型陽圧化空調機のフィルタに放射性物質が取り込まれて線源となる。ここでは、陽圧化装置による陽圧化の開始が遅延することによる被ばくへの影響を評価した。

評価の結果、遅延しない場合の被ばく線量に対して、陽圧化装置による陽圧化が2分間遅延した場合の上昇量は1mSv/7日間未満であると評価された。このことから、遅延時間を設計上の最長時間（2分間）と想定した場合に、ほかの被ばく経路からの被ばく線量と合算しても、要員の実効線量は7日間で100mSvを超えないことを確認した。

4.1 影響を受ける被ばく経路

陽圧化装置による陽圧化開始が遅延することにより影響を受ける被ばく経路は以下のとおり。

- ・室内に取り込まれた放射性物質による被ばく
- ・可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質による被ばく

4.2 各被ばく経路からの被ばく線量

(1) 室内に取り込まれた放射性物質による被ばく

室内に取り込まれた放射性物質による被ばくの評価方法は、V-1-9-3-2「緊急時対策所の居住性に関する説明書」の「4.1.2 線量計算」の「d. 被ばく経路④（室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく）」と概ね同じであり、差異となる「室内の放射性物質濃度の評価」の部分について以下に示す。

a. 放射性物質の濃度

緊急時対策所内の放射性物質の濃度は、可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置の効果を考慮し、以下の式で評価する。なお、パージ開始前の通路部の放射性物質濃度は、放射性雲通過中の屋外の濃度と同じとする。評価条件を表4-1に、空調スケジュールを図4-1に示す。

$$m_k(t) = \frac{N_k(t)}{V_N}$$

$$C_O(t) = Q_k(t) \cdot \chi / Q$$

(a) 可搬型陽圧化空調機の吸気位置を通路部にしている場合

$$\frac{dN_k(t)}{dt} = -\lambda_k \cdot N_k(t) - \frac{G_1}{V_N} \cdot N_k(t) + (1 - E_k) \cdot \frac{G_1}{V_M} \cdot M_k(t)$$

$$\frac{d M_k(t)}{d t} = -\lambda_k \cdot M_k(t) - \frac{G_3}{V_M} \cdot M_k(t) - \frac{G_1}{V_M} \cdot M_k(t) + G_4 \cdot C_O(t)$$

(b) 陽圧化装置で陽圧化をしている場合

$$\frac{d N_k(t)}{d t} = -\lambda_k \cdot N_k(t) - \frac{G_2}{V_N} \cdot N_k(t)$$

(c) 可搬型陽圧化空調機の吸気位置を屋外にしている場合

$$\frac{d N_k(t)}{d t} = -\lambda_k \cdot N_k(t) - \frac{G_1}{V_N} \cdot N_k(t)$$

$$\frac{d M_k(t)}{d t} = -\lambda_k \cdot M_k(t) - \frac{G_3}{V_M} \cdot M_k(t)$$

$m_k(t)$: 時刻 t における核種 k の室内の放射能濃度 (Bq/m³)

$N_k(t)$: 時刻 t における核種 k の室内の放射能量 (Bq)

V_N : 緊急時対策所の空調バウンダリ内体積 (m³)

$\lambda_k(t)$: 核種 k の崩壊定数 (1/s)

G_1 : 可搬型陽圧化空調機の風量 (m³/s)

G_2 : 陽圧化装置の風量 (m³/s)

E_k : 可搬型陽圧化空調機のフィルタの除去効率 (-)

V_M : 体積 (通路部) (m³)

$M_k(t)$: 時刻 t における核種 k の通路部の放射能量 (Bq)

G_3 : 通路部からのアウトリーク量 (m³/s)

G_4 : 通路部への外気インリーク量 (m³/s)

$C_O(t)$: 時刻 t における核種 k の外気の放射能濃度 (Bq/m³)

$Q_k(t)$: 時刻 t における大気への核種 k の放出率 (Bq/s)

χ/Q : 相対濃度 (s/m³)

b. 評価結果

室内に取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果を表 4-2 に示す。

(2) 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質による被ばく

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価方法を以下に示す。なお、評価対象としては、可搬型陽圧化空調機のフィルタからの距離が近い緊急時対策所 (対策本部) を代表として選定する。

a. 積算線源強度

フィルタ内の積算線源強度 (photons) は、核種ごとの積算崩壊数 (Bq・s) に核種ごとエネルギーごとの放出率を (photons/(Bq・s)) を乗ずることで評価する。積算線源強度の評価結果を表 4-3 に示す。

$$S_{\gamma} = \sum_k Q_k \cdot s_{k\gamma}$$

S_{γ} : エネルギー γ の photon の積算線源強度 (photons)

Q_k : 核種 k の積算崩壊数 (Bq・s)

$s_{k\gamma}$: 核種 k のエネルギー γ の photon の放出率 (photons/(Bq・s))

ここで、陽圧化装置による陽圧化開始が 2 分間遅れた場合の可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質の積算線源強度は以下の式により評価した。なお、本評価においては、希ガス以外の放射性物質に対するフィルタの捕集効率を保守的に 100% とする。

$$Q_k = \int_0^T (\chi/Q) \cdot q_k(t) \cdot \frac{G}{\lambda_k} \cdot (1 - \exp(-\lambda_k \cdot (T-t))) dt$$

Q_k : 核種 k の積算崩壊数 (Bq・s)

χ/Q : 相対濃度 (s/m³)

$q_k(t)$: 時刻 t における核種 k の大気中への放出率 (Bq/s)

G : 換気空調系による取込風量 (m³/s)

λ_k : 核種 k の崩壊定数 (1/s)

T : 評価期間 (s)

核種の大気中への放出率 (Bq/s) 及び相対濃度は、V-1-9-3-2 「緊急時対策所の居住性に関する説明書」の「4.1.2 線量計算」の「d. 被ばく経路④ (室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく)」の評価条件と同じとする。

核種ごとエネルギーごとの放出率 (photons/(Bq・s)) は、ベータ線放出核種の水中における制動放射を考慮した ORIGEN2 ライブラリ (gxh2obrm.lib) 値から求める。また、ORIGEN2 のガンマ線ライブラリの群構造 (18 群) は MATXSLIB-J33 (42 群) に変換し、変換方法は、「日本原子力学会標準 低レベル放射性廃棄物輸送容器の安全設計及び検査基準：2008」(2009 年 9 月 社団法人 日本原子力学会), 『附属書 H (参考) 遮へい設計におけるエネルギー群構造の取扱い (図 H.2)』の方法を用いる。

b. 評価体系

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価に当たり、想定した評価体系を図 4-2 に示す。線源（フィルタ）と評価点の距離は 5495 mm*，遮蔽厚さはコンクリートで 695 mm と仮定する。

注記*： 可搬型陽圧化空調機のフィルタと緊急時対策所（対策本部）の最近接距離。

c. 評価コード

QAD-CGGP2R コードを用いる*。

注記*： ビルドアップ係数は GP 法を用いて計算する。

d. 評価結果

可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価結果を表 4-4 に示す。

表 4-1 緊急時対策所内放射性物質濃度評価条件 (1/2)

項目	評価条件	選定理由
陽圧化装置の 空気供給量	陽圧化装置 (対策本部) 0h~24h2min : 0m ³ /h 24h2min~34h : 64m ³ /h 34h~168h : 0m ³ /h 陽圧化装置 (待機場所) 0h~24h2min : 0m ³ /h 24h2min~34h : 744m ³ /h 34h~168h : 0m ³ /h	設計値を基に設定。放射性雲通過中は、陽圧化装置により緊急時対策所を陽圧化し、外気の流入を防止できる設定としている。ただし、放射性雲通過タイミング (事故発生から 24 時間後) に対して、2 分間の遅れを考慮する。
可搬型陽圧化空調機の 風量	可搬型陽圧化空調機 (対策本部) 0h~24h2min : 600m ³ /h* ¹ 24h2min~34h : 0m ³ /h 34h~44h : 600m ³ /h* ² 44h~168h : 600m ³ /h* ¹ 可搬型陽圧化空調機 (待機場所) 0h~24h2min : 1200m ³ /h* ¹ 24h2min~34h : 0m ³ /h 34h~44h : 1200m ³ /h* ² 44h~168h : 1200m ³ /h* ¹	設計値を基に設定。陽圧化装置により緊急時対策所を陽圧化していない期間は、可搬型陽圧化空調機により、緊急時対策所を陽圧化する設計としている。
可搬型陽圧化空調機の 高性能フィルタの除去 効率	希ガス : 0% 無機よう素 : 0% 有機よう素 : 0% エアロゾル粒子 : 99.9%	設計値を基に設定
可搬型陽圧化空調機の 活性炭フィルタの除去 効率	希ガス : 0% 無機よう素 : 99.9% 有機よう素 : 99.9% エアロゾル粒子 : 0%	同上

表 4-1 緊急時対策所内放射性物質濃度評価条件 (2/2)

項目	評価条件	選定理由
緊急時対策所への外気流入量	0~168h : 0m ³ /h	重大事故等時には、陽圧化装置及び可搬型陽圧化空調機により緊急時対策所を陽圧化し、フィルタを経由しない外気の流入を防止できる設定としている。
緊急時対策所の空調バウンダリ体積	緊急時対策所 (対策本部) : 1000m ³ 緊急時対策所 (待機場所) : 3300m ³	設計値を基に、被ばく線量の観点から保守的に大きめに設定
通路部のページによる濃度評価条件	<p>通路部の体積 :</p> <p>0h~24h2min : 600m³ 24h2min~34h : 評価に関係しない 34h~168h : 1000m³</p> <p>通路部からのアウトリーク量 : (緊急時対策所 (対策本部) の評価時) 0h~24h2min : 1200m³/h 24h2min~34h : 評価に関係しない 34h~44h : 600m³/h 44h~168h : 1200m³/h</p> <p>通路部からのアウトリーク量 : (緊急時対策所 (待機場所) の評価時) 0h~24h2min : 600m³/h 24h2min~34h : 評価に関係しない 34h~44h : 600m³/h 44h~168h : 600m³/h</p> <p>通路部への外気インリーク量 : 0h~24h2min : 1800m³/h 24h2min~34h : 評価に関係しない 34h~44h : 600m³/h 44h~168h : 1800m³/h</p>	<p>通路部の体積は、0h~24h2minは保守的に小さめに(濃度変化が大きく放射性物質の取り込み量が大きくなる)、34h~168hは保守的に大きめに設定する(濃度変化が小さく放射性物質がより長時間残留する)。</p> <p>34h~44hは、通路部のページを実施することを想定する。</p> <p>緊急時対策所(待機場所)の評価では可搬型陽圧化空調機(対策本部)、緊急時対策所(対策本部)の評価では可搬型陽圧化空調機(待機場所)の吸気による換気が発生していると想定。</p>

注記*1 : 吸気位置は通路部

*2 : 吸気位置は屋外

表 4-2 室内に取り込まれた放射性物質による被ばくの評価結果
 (陽圧化装置による陽圧化が2分間遅延した場合)

評価対象	被ばく経路	実効線量(mSv/7日間) (6号機及び7号機による寄与の合計)
緊急時対策所 (対策本部)	内部被ばく	約 4.7×10^{-1}
	外部被ばく	約 4.8×10^{-1}
	合計	約 9.5×10^{-1}
緊急時対策所 (待機場所)	内部被ばく	約 1.3×10^{-1}
	外部被ばく	約 1.9×10^{-1}
	合計	約 3.2×10^{-1}

表 4-3 フィルタ内の積算線源強度 (陽圧化開始が 2 分間遅れた場合)

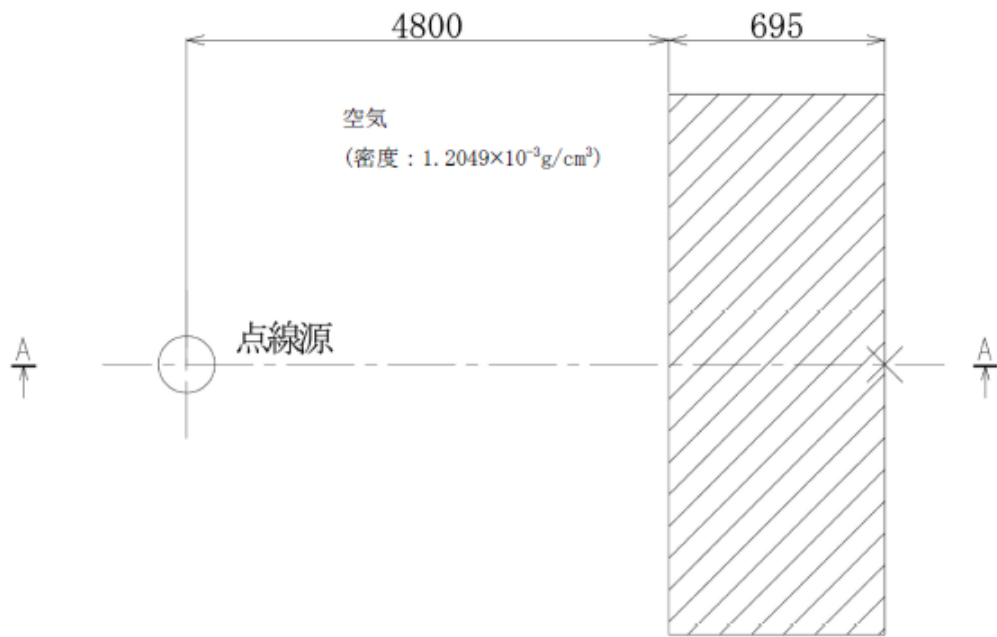
エネルギー (MeV)		積算線源強度 (photons) (事故発生から 168 時間後時点)	
下限	上限 (代表エネルギー)	6 号機	7 号機
—	1.00×10^{-2}	約 2.2×10^{14}	約 5.9×10^{13}
1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}	約 2.2×10^{14}	約 5.9×10^{13}
2.00×10^{-2}	3.00×10^{-2}	約 3.1×10^{15}	約 8.3×10^{14}
3.00×10^{-2}	4.50×10^{-2}	約 6.8×10^{14}	約 1.8×10^{14}
4.50×10^{-2}	6.00×10^{-2}	約 3.4×10^{14}	約 9.2×10^{13}
6.00×10^{-2}	7.00×10^{-2}	約 2.3×10^{14}	約 6.1×10^{13}
7.00×10^{-2}	7.50×10^{-2}	約 4.3×10^{13}	約 1.2×10^{13}
7.50×10^{-2}	1.00×10^{-1}	約 2.1×10^{14}	約 5.8×10^{13}
1.00×10^{-1}	1.50×10^{-1}	約 2.0×10^{14}	約 5.4×10^{13}
1.50×10^{-1}	2.00×10^{-1}	約 1.5×10^{15}	約 4.0×10^{14}
2.00×10^{-1}	3.00×10^{-1}	約 2.9×10^{15}	約 8.0×10^{14}
3.00×10^{-1}	4.00×10^{-1}	約 4.5×10^{15}	約 1.2×10^{15}
4.00×10^{-1}	4.50×10^{-1}	約 2.2×10^{15}	約 6.1×10^{14}
4.50×10^{-1}	5.10×10^{-1}	約 3.0×10^{15}	約 8.2×10^{14}
5.10×10^{-1}	5.12×10^{-1}	約 1.0×10^{14}	約 2.7×10^{13}
5.12×10^{-1}	6.00×10^{-1}	約 4.4×10^{15}	約 1.2×10^{15}
6.00×10^{-1}	7.00×10^{-1}	約 5.0×10^{15}	約 1.4×10^{15}
7.00×10^{-1}	8.00×10^{-1}	約 2.2×10^{15}	約 5.9×10^{14}
8.00×10^{-1}	1.00×10^0	約 4.3×10^{15}	約 1.2×10^{15}
1.00×10^0	1.33×10^0	約 1.0×10^{15}	約 2.8×10^{14}
1.33×10^0	1.34×10^0	約 3.1×10^{13}	約 8.4×10^{12}
1.34×10^0	1.50×10^0	約 5.0×10^{14}	約 1.3×10^{14}
1.50×10^0	1.66×10^0	約 3.9×10^{13}	約 1.1×10^{13}
1.66×10^0	2.00×10^0	約 8.4×10^{13}	約 2.3×10^{13}
2.00×10^0	2.50×10^0	約 7.9×10^{13}	約 2.2×10^{13}
2.50×10^0	3.00×10^0	約 1.7×10^{12}	約 4.7×10^{11}
3.00×10^0	3.50×10^0	約 1.5×10^7	約 4.0×10^6
3.50×10^0	4.00×10^0	約 1.5×10^7	約 4.0×10^6
4.00×10^0	4.50×10^0	約 2.8×10^1	約 7.7×10^0
4.50×10^0	5.00×10^0	約 2.8×10^1	約 7.7×10^0
5.00×10^0	5.50×10^0	約 2.8×10^1	約 7.7×10^0
5.50×10^0	6.00×10^0	約 2.8×10^1	約 7.7×10^0
6.00×10^0	6.50×10^0	約 3.3×10^0	約 8.9×10^{-1}
6.50×10^0	7.00×10^0	約 3.3×10^0	約 8.9×10^{-1}
7.00×10^0	7.50×10^0	約 3.3×10^0	約 8.9×10^{-1}
7.50×10^0	8.00×10^0	約 3.3×10^0	約 8.9×10^{-1}
8.00×10^0	1.00×10^1	約 1.0×10^0	約 2.7×10^{-1}
1.00×10^1	1.20×10^1	約 5.0×10^{-1}	約 1.4×10^{-1}
1.20×10^1	1.40×10^1	0	0
1.40×10^1	2.00×10^1	0	0
2.00×10^1	3.00×10^1	0	0
3.00×10^1	5.00×10^1	0	0

表 4-4 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からの
ガンマ線による被ばくの評価結果

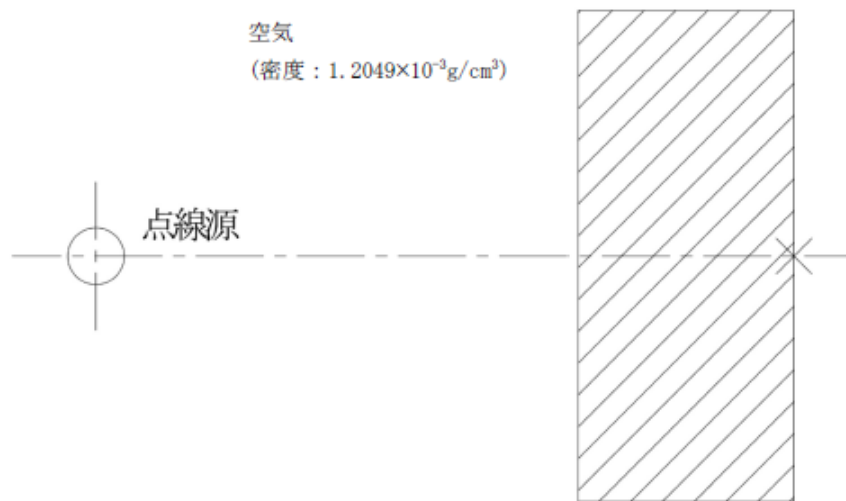
評価対象	実効線量(mSv/7日間) (6号機及び7号機によるの寄与の合計)
緊急時対策所 (対策本部)	約 3.5×10^{-2}

	Phase1 0h~24h ブルーム通過前	Phase2.0 24h~24h2min ブルーム通過中 (陽圧化装置による陽圧化遅延)	Phase2.1 24h2min~34h ブルーム通過中 (陽圧化装置による陽圧化)	Phase3 34h~44h 通路部パージ	Phase4 44h~168h
外気	1800[m ³ /h] フィルタ無し	1800[m ³ /h] フィルタ無し		対策本部:600[m ³ /h] 待機場所:1200[m ³ /h] フィルタ有り(99.9%)	1800[m ³ /h] フィルタ無し
通路部 0h~24h2min: 600[m ³] 24h2min~34h: - 34h~168h: 1000[m ³]	対策本部: 1200[m ³ /h] 待機場所: 600[m ³ /h]	対策本部: 1200[m ³ /h] 待機場所: 600[m ³ /h]	外気相当	600[m ³ /h]	対策本部: 1200[m ³ /h] 待機場所: 600[m ³ /h]
緊急時対策所 対策本部: 1000[m ³] 待機場所: 3300[m ³]	対策本部: 600[m ³ /h] 待機場所: 1200[m ³ /h] フィルタ有り (99.9%)	対策本部: 600[m ³ /h] 待機場所: 1200[m ³ /h] フィルタ有り (99.9%)	対策本部:64[m ³ /h] 待機場所:744[m ³ /h]	対策本部: 600[m ³ /h] 待機場所: 1200[m ³ /h]	対策本部: 600[m ³ /h] 待機場所: 1200[m ³ /h]
			ポンペ加圧 対策本部:64[m ³ /h] 待機場所:744[m ³ /h]		

図 4-1 緊急時対策所の空調スケジュール




平面図



断面 A-A

(単位 : mm)

 は計算上考慮した壁を示す。
コンクリート (密度 : 2.15g/cm^3)

× : 評価点を示す。

注 : 本図は公差を考慮した寸法を示す。

図 4-2 可搬型陽圧化空調機のフィルタに取り込まれた放射性物質からのガンマ線による被ばくの評価モデル

5. 陽圧化装置（対策本部）及び陽圧化装置（待機場所）の空気ポンベの必要個数について

5.1 陽圧化装置（対策本部）の空気ポンベの必要個数について

- (1) 空気ポンベの必要個数の算定時間は、放射性雲放出時間の10時間としているが、可搬型陽圧化空調機（対策本部）の起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し、放射性雲放出時間の10時間に加え、追加で30分の空気ポンベ陽圧化を考慮する。
- (2) 空気ポンベの使用可能量は、 $5.5\text{m}^3/\text{個}$ とする。
- (3) 緊急時対策所（対策本部）を陽圧化維持するために必要な最低換気流量及び酸素濃度維持に必要な最低換気流量は $64\text{m}^3/\text{h}$ であり、10時間に加え、追加の30分後の時点で二酸化炭素濃度が $0.5\text{vol}\%$ を超えない最低換気流量については、緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置により二酸化炭素を除去していることから、酸素濃度維持に必要な最低換気流量と同様の $64\text{m}^3/\text{h}$ となる。

以上より、10時間に加え、追加で30分の陽圧化を維持する場合に必要な個数は、下記計算のとおりであり、123個を確保する。

【空気ポンベ仕様】

- ・ポンベ標準初期充填圧力： 14.7MPa
- ・ポンベ内容積： $46.7\text{L}/\text{個}$
- ・ポンベ供給可能空気量： $5.5\text{m}^3/\text{個}$

【空気ポンベ必要個数】

$$\text{計算式： } 64 \times 10 / 5.5 \div 116.3 \rightarrow 117 \text{ 個}$$

$$64 \times 0.5 / 5.5 \div 5.8 \rightarrow 6 \text{ 個}$$

$$117 + 6 \rightarrow 123 \text{ 個}$$

5.2 陽圧化装置（待機場所）の空気ポンベの必要個数について

- (1) 空気ポンベの必要個数の算定時間は、放射性雲放出時間の10時間としているが、可搬型陽圧化空調機（待機場所）の起動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作も考慮し、放射性雲放出時間の10時間に加え、追加で30分の空気ポンベ陽圧化を考慮する。
- (2) 空気ポンベの使用可能量は、 $5.5\text{m}^3/\text{個}$ とする。
- (3) 緊急時対策所（待機場所）を陽圧化維持するために必要な最低換気流量は、JIS A 2201に基づく気密性能試験により確認を実施した結果、 $744\text{m}^3/\text{h}$ であり、酸素濃度維持に必要な最低換気流量は $73\text{m}^3/\text{h}$ 、10時間に加え、追加の30分後の時点で二酸化炭素濃度が $0.5\text{vol}\%$ を超えない最低換気流量は、 $638\text{m}^3/\text{h}$ であることから、必要最低換気流量は緊急時対策所（待機場所）を陽圧化維持するために必要な最低換気流量として、 $744\text{m}^3/\text{h}$ とする。

以上より、10時間に加え、追加で30分の陽圧化を維持する場合に必要な個数は、下記計算のとおり1421個となり、更に余裕を考慮して1792個を確保する。

【空気ポンベ仕様】

- ・ポンベ標準初期充填圧力： 14.7MPa
- ・ポンベ内容積： 46.7L/個
- ・ポンベ供給可能空気量： 5.5m³/個

【空気ポンベ必要個数】

$$\text{計算式： } 744 \times 10 / 5.5 \doteq 1352.7 \rightarrow 1353 \text{ 個}$$

$$744 \times 0.5 / 5.5 \doteq 67.6 \rightarrow 68 \text{ 個}$$

$$1353+68 \rightarrow 1421 \text{ 個}$$

5.3 空気ポンベの圧力監視

日常点検にて、空気ポンベの圧力を監視する。圧力が低下した場合には、ポンベの交換を行う。なお、圧力低下によるポンベの交換基準は、ポンベ運用個数から緊急時対策所を10時間陽圧化可能な残圧を算出し、適切な交換基準を定めるものとする。

6. 気象資料の代表性について

柏崎刈羽原子力発電所敷地内において観測した 1985 年 10 月から 1986 年 9 月までの 1 年間の気象データを用いて評価を行うに当たり、当該 1 年間の気象データが長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を F 分布検定により実施した。

以下に検定方法及び検討結果を示す。

6.1 検定方法

(1) 検定に用いた観測データ

気象資料の代表性を確認するに当たっては、通常は被ばく評価上重要な排気筒高風を用いて検定するものの、被ばく評価では保守的に地上風を使用することもあることから、排気筒高さ付近を代表する標高 85m の観測データに加え、参考として標高 20m の観測データを用いて検定を行った。

なお、検定には、申請時の最新気象データ（2004 年 4 月～2013 年 3 月）及び最新気象データ（2008 年 4 月～2018 年 3 月）を用いた。

(2) データ統計期間

検定年：1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年：①2004 年 4 月～2013 年 3 月（申請時の最新気象データ）

②2008 年 4 月～2018 年 3 月（最新気象データ）

(3) 検定方法

不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従って検定を行った。

6.2 検定結果

検定結果は表 6-1 に示すとおり、排気筒高さ付近を代表する標高 85m の観測データについては、有意水準 5%で棄却されたのは、統計年①及び統計年②において、それぞれ 3 項目であった。また、統計年①で棄却された 2 風向（E, SSE）及び統計年②で棄却された 3 風向（E, ESE, SSE）は、いずれも海側に向かう風であり、統計年①で棄却された風速（5.5～6.4m/s）は、棄却限界を僅かに超えた程度である。

以上のことから、評価に使用している気象データは、長期間の気象状態を代表しているものと判断した。

なお、標高 20m の観測データについては、有意水準 5%で棄却されたのは、統計年①では 10 項目、統計年②では 8 項目であったものの、排気筒高さ付近を代表する標高 85m の観測データにより代表性は確認できていることから、当該データの使用には特段の問題はないものと判断した。

棄却検定表を表 6-2 から表 6-9 に示す。

表 6-1 検定結果

統計年	棄却数	
	標高 85m	標高 20m
統計年① 2004 年 4 月～2013 年 3 月	3 個 (風向 2 個, 風速 1 個)	10 個 (風向 5 個, 風速 5 個)
統計年② 2008 年 4 月～2018 年 3 月	3 個 (風向 3 個)	8 個 (風向 1 個, 風速 7 個)

表 6-2 棄却検定表 (風向)

検定年：敷地内C点 (標高 85m, 地上高 51m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年①：敷地内A点 (標高 85m, 地上高 75m) 2004 年 4 月～2013 年 3 月

(%)

統計年 風向	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
												上限	下限	
N	5.69	5.93	6.42	6.24	6.96	7.84	4.80	5.14	6.46	6.16	5.73	8.40	3.93	○
NNE	2.37	2.67	2.64	2.52	2.71	2.71	1.81	2.64	2.59	2.52	2.05	3.21	1.82	○
NE	3.72	3.22	2.93	2.63	2.78	3.67	2.67	2.58	1.80	2.89	1.91	4.33	1.44	○
ENE	4.01	3.08	3.35	3.21	3.41	3.89	2.26	3.21	2.67	3.23	2.80	4.55	1.91	○
E	5.00	4.09	4.96	4.36	4.91	4.24	4.05	4.77	3.46	4.43	5.73	5.70	3.15	×
ESE	9.57	7.00	8.17	7.24	7.57	6.22	5.91	6.72	6.61	7.22	9.16	9.93	4.52	○
SE	12.55	11.46	15.22	14.10	16.82	14.55	14.59	16.25	16.02	14.62	15.18	18.86	10.38	○
SSE	9.61	10.11	11.19	11.20	10.09	12.53	13.86	12.30	11.71	11.40	7.24	14.71	8.08	×
S	3.94	5.28	4.47	4.64	3.53	4.94	5.03	4.38	4.19	4.49	4.26	5.84	3.14	○
SSW	2.77	3.13	2.26	2.75	2.23	2.74	2.40	2.33	2.10	2.52	2.09	3.34	1.70	○
SW	6.53	5.31	2.40	3.02	2.64	2.71	3.47	2.66	2.59	3.48	3.00	7.00	0.00	○
WSW	7.34	6.87	5.49	6.14	4.57	4.82	5.57	5.09	4.89	5.64	6.90	7.98	3.31	○
W	6.83	6.61	7.40	7.14	7.03	6.69	7.91	6.47	6.30	6.93	6.96	8.15	5.71	○
WNW	7.98	7.58	9.82	9.34	9.38	7.14	8.94	7.54	9.23	8.55	9.82	10.95	6.15	○
NW	7.25	11.76	8.16	9.98	10.21	8.06	10.81	11.02	12.59	9.98	10.97	14.38	5.58	○
NNW	4.37	5.38	4.54	4.59	4.37	4.94	5.46	6.03	5.81	5.05	5.30	6.60	3.51	○
CALM	0.47	0.53	0.58	0.89	0.80	2.31	0.47	0.86	1.00	0.88	0.91	2.26	0.00	○

表 6-3 棄却檢定表 (風速)

檢定年：敷地内C点 (標高 85m, 地上高 51m) 1985 年 10 月~1986 年 9 月

統計年①：敷地内A点 (標高 85m, 地上高 75m) 2004 年 4 月~2013 年 3 月

(%)

統計年 風速(m/s)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均值	檢定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
										上限		下限		
0.0~0.4	0.47	0.53	0.58	0.89	0.80	2.31	0.47	0.86	1.00	0.88	0.91	2.26	0.00	○
0.5~1.4	4.75	5.71	6.03	7.32	7.90	6.85	7.07	6.46	7.24	6.59	6.92	8.94	4.24	○
1.5~2.4	11.41	11.40	12.47	13.01	12.69	12.88	12.03	12.79	12.87	12.40	11.37	13.93	10.86	○
2.5~3.4	13.48	14.54	16.18	15.98	15.91	15.58	14.65	14.25	13.59	14.91	15.33	17.43	12.38	○
3.5~4.4	13.37	13.96	14.49	14.81	13.94	13.26	14.43	14.30	12.81	13.93	14.83	15.53	12.33	○
4.5~5.4	13.08	11.42	13.71	12.68	11.37	11.06	12.54	12.17	10.20	12.03	11.51	14.71	9.35	○
5.5~6.4	9.70	9.33	9.65	9.03	9.22	9.13	8.88	9.14	8.85	9.22	8.38	9.95	8.48	×
6.5~7.4	6.83	6.47	5.78	5.13	6.33	7.48	6.02	6.47	6.48	6.33	6.12	7.93	4.73	○
7.5~8.4	3.93	4.15	3.58	3.49	4.32	4.47	4.07	4.43	4.40	4.09	4.41	4.98	3.21	○
8.5~9.4	2.88	2.99	2.67	2.53	2.62	3.73	2.25	2.94	3.35	2.88	3.16	3.97	1.80	○
9.5 以上	20.11	19.50	14.87	15.12	14.90	13.26	17.59	16.18	19.20	16.75	17.07	22.68	10.81	○

表 6-4 棄却検定表 (風向)

検定年：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年①：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 2004 年 4 月～2013 年 3 月

(%)

統計年 風向	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
										上限		下限		
N	6.69	6.51	7.04	7.31	7.68	7.57	4.58	6.12	6.88	6.71	7.29	9.00	4.42	○
NNE	1.16	1.25	1.61	1.52	1.46	2.26	1.08	1.82	1.37	1.50	1.83	2.39	0.62	○
NE	2.05	2.04	2.54	2.44	2.71	2.92	2.23	2.69	1.85	2.38	1.76	3.27	1.50	○
ENE	2.23	1.98	2.39	1.87	2.22	2.69	2.21	2.87	2.03	2.28	3.37	3.07	1.48	×
E	7.67	7.29	8.01	7.76	9.52	10.10	9.25	9.08	9.49	8.68	5.30	11.13	6.24	×
ESE	11.24	9.56	9.53	8.74	8.87	8.91	9.27	9.60	10.55	9.59	12.40	11.60	7.58	×
SE	16.89	17.03	19.17	18.62	16.29	14.20	16.10	13.36	12.51	16.02	14.47	21.54	10.49	○
SSE	2.90	2.67	2.73	2.69	2.52	1.89	2.46	2.57	1.89	2.48	5.59	3.35	1.61	×
S	2.80	2.94	3.00	2.92	2.33	2.22	2.56	2.82	2.54	2.68	2.56	3.37	2.00	○
SSW	1.25	1.43	1.12	1.48	1.12	1.12	1.54	1.66	1.21	1.33	1.85	1.82	0.83	×
SW	2.56	3.19	2.76	3.57	2.81	2.86	3.23	3.19	2.97	3.02	2.93	3.76	2.27	○
WSW	7.22	6.41	5.70	5.69	5.24	5.80	5.88	5.30	5.25	5.83	6.56	7.39	4.28	○
W	8.17	9.30	10.30	9.31	9.11	8.53	10.63	7.79	8.87	9.11	8.66	11.35	6.87	○
WNW	8.14	9.96	7.98	7.75	8.04	7.21	8.33	7.40	9.02	8.20	9.11	10.25	6.15	○
NW	8.73	9.09	6.53	8.78	8.31	7.85	8.26	9.57	10.52	8.63	8.56	11.34	5.92	○
NNW	3.74	3.60	2.70	2.37	2.60	3.72	4.27	3.76	3.60	3.38	4.31	4.95	1.80	○
CALM	6.55	5.75	6.88	7.16	9.17	10.14	8.11	10.41	9.43	8.18	3.45	12.27	4.09	×

表 6-5 棄却検定表 (風速)

検定年：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年①：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 2004 年 4 月～2013 年 3 月

(%)

統計年 風速 (m/s)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	平均値	検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
										上限		下限		
0.0～0.4	6.55	5.75	6.88	7.16	9.17	10.14	8.11	10.41	9.43	8.18	3.45	12.27	4.09	×
0.5～1.4	44.91	45.66	49.32	47.96	47.40	47.44	48.83	49.05	46.74	47.48	28.26	51.17	43.80	×
1.5～2.4	16.53	15.25	16.39	15.74	16.31	15.49	15.64	13.87	14.91	15.57	30.49	17.60	13.53	×
2.5～3.4	7.82	8.12	7.90	8.26	8.39	8.26	7.15	8.02	7.74	7.96	10.11	8.87	7.05	×
3.5～4.4	4.93	6.14	4.78	4.98	4.44	5.04	4.55	5.68	5.27	5.09	6.12	6.41	3.77	○
4.5～5.4	4.74	4.30	3.34	3.96	3.60	3.55	3.80	4.39	4.43	4.01	4.34	5.17	2.86	○
5.5～6.4	3.65	3.58	2.93	3.55	2.77	2.77	3.57	3.31	3.27	3.27	4.00	4.14	2.40	○
6.5～7.4	3.67	3.67	2.75	3.29	2.27	1.99	2.90	2.54	2.86	2.88	3.16	4.30	1.47	○
7.5～8.4	3.06	3.08	1.95	2.40	2.13	1.89	2.45	1.51	2.30	2.31	3.21	3.57	1.04	○
8.5～9.4	1.85	1.97	1.17	1.39	1.75	1.43	1.52	0.66	1.36	1.46	2.39	2.41	0.50	○
9.5 以上	2.28	2.47	2.59	1.32	1.75	2.00	1.48	0.56	1.69	1.79	4.47	3.34	0.25	×

表 6-6 棄却検定表 (風向)

検定年：敷地内C点 (標高 85m, 地上高 51m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年②：敷地内A点 (標高 85m, 地上高 75m) 2008 年 4 月～2018 年 3 月

(%)

風向	統計年											検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均値		上限	下限	
N	6.96	7.84	4.80	5.14	6.46	5.20	5.59	5.54	6.40	4.93	5.89	5.73	8.24	3.53	○
NNE	2.71	2.71	1.81	2.64	2.59	2.76	3.06	3.68	5.13	2.76	2.98	2.05	5.08	0.89	○
NE	2.78	3.67	2.67	2.58	1.80	2.11	1.84	2.79	2.91	1.97	2.51	1.91	3.90	1.12	○
ENE	3.41	3.89	2.26	3.21	2.67	2.06	2.16	3.16	2.55	2.80	2.82	2.80	4.23	1.41	○
E	4.91	4.24	4.05	4.77	3.46	2.98	3.46	4.84	4.05	4.15	4.09	5.73	5.62	2.56	×
ESE	7.57	6.22	5.91	6.72	6.61	5.27	6.25	7.41	5.66	7.02	6.47	9.16	8.23	4.70	×
SE	16.82	14.55	14.59	16.25	16.02	15.85	15.55	16.07	15.46	15.44	15.66	15.18	17.34	13.98	○
SSE	10.09	12.53	13.86	12.30	11.71	12.09	11.92	11.72	10.96	10.93	11.81	7.24	14.25	9.37	×
S	3.53	4.94	5.03	4.38	4.19	4.41	4.26	3.72	4.19	4.26	4.29	4.26	5.39	3.20	○
SSW	2.23	2.74	2.40	2.33	2.10	2.49	2.53	2.12	2.04	2.41	2.34	2.09	2.86	1.82	○
SW	2.64	2.71	3.47	2.66	2.59	2.93	3.02	2.70	2.64	2.82	2.82	3.00	3.46	2.18	○
WSW	4.57	4.82	5.57	5.09	4.89	6.09	5.74	5.97	4.48	6.60	5.38	6.90	7.08	3.68	○
W	7.03	6.69	7.91	6.47	6.30	7.28	7.26	7.12	6.09	8.40	7.05	6.96	8.75	5.36	○
WNW	9.38	7.14	8.94	7.54	9.23	9.95	9.86	6.98	7.82	9.26	8.61	9.82	11.29	5.93	○
NW	10.21	8.06	10.81	11.02	12.59	12.26	11.04	9.49	11.58	9.82	10.69	10.97	13.90	7.48	○
NNW	4.37	4.94	5.46	6.03	5.81	4.97	5.21	5.57	7.04	4.91	5.43	5.30	7.20	3.66	○
CALM	0.80	2.31	0.47	0.86	1.00	1.28	1.23	1.12	1.01	1.54	1.16	0.91	2.34	0.00	○

表 6-7 棄却検定表 (風速)

検定年：敷地内C点 (標高 85m, 地上高 51m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年②：敷地内A点 (標高 85m, 地上高 75m) 2008 年 4 月～2018 年 3 月

(%)

統計年 風速 (m/s)	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均值	検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0～0.4	0.80	2.31	0.47	0.86	1.00	1.28	1.23	1.12	1.01	1.54	1.16	0.91	2.34	0.00	○
0.5～1.4	7.90	6.85	7.07	6.46	7.24	7.45	7.79	8.67	7.85	7.73	7.50	6.92	8.99	6.01	○
1.5～2.4	12.69	12.88	12.03	12.79	12.87	11.60	13.84	14.02	13.19	12.41	12.83	11.37	14.59	11.08	○
2.5～3.4	15.91	15.58	14.65	14.25	13.59	13.95	15.14	17.33	15.60	15.73	15.17	15.33	17.79	12.56	○
3.5～4.4	13.94	13.26	14.43	14.30	12.81	14.20	13.47	14.61	13.06	14.32	13.84	14.83	15.35	12.33	○
4.5～5.4	11.37	11.06	12.54	12.17	10.20	10.82	10.51	11.10	11.06	11.24	11.21	11.51	12.87	9.54	○
5.5～6.4	9.22	9.13	8.88	9.14	8.85	8.74	7.77	8.03	8.66	8.17	8.66	8.38	9.86	7.46	○
6.5～7.4	6.33	7.48	6.02	6.47	6.48	6.46	5.85	4.98	5.67	6.16	6.19	6.12	7.73	4.65	○
7.5～8.4	4.32	4.47	4.07	4.43	4.40	3.62	3.86	3.44	3.96	3.77	4.03	4.41	4.90	3.17	○
8.5～9.4	2.62	3.73	2.25	2.94	3.35	2.93	2.30	2.49	2.79	2.49	2.79	3.16	3.90	1.67	○
9.5 以上	14.90	13.26	17.59	16.18	19.20	18.93	18.25	14.22	17.16	16.45	16.61	17.07	21.37	11.86	○

表 6-8 棄却検定表 (風向)

検定年：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年②：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 2008 年 4 月～2018 年 3 月

(%)

風向	統計年											検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均値		上限	下限	
N	7.68	7.57	4.58	6.12	6.88	5.16	6.09	5.58	6.51	5.55	6.17	7.29	8.56	3.78	○
NNE	1.46	2.26	1.08	1.82	1.37	1.42	1.67	3.76	4.06	2.48	2.14	1.83	4.57	0.00	○
NE	2.71	2.92	2.23	2.69	1.85	1.42	1.18	2.18	2.05	1.60	2.08	1.76	3.46	0.70	○
ENE	2.22	2.69	2.21	2.87	2.03	2.46	2.38	2.65	2.13	2.18	2.38	3.37	3.04	1.72	×
E	9.52	10.10	9.25	9.08	9.49	8.31	6.80	5.80	5.19	4.95	7.85	5.30	12.53	3.17	○
ESE	8.87	8.91	9.27	9.60	10.55	12.77	12.57	10.15	9.91	9.76	10.24	12.40	13.53	6.95	○
SE	16.29	14.20	16.10	13.36	12.51	10.78	12.56	15.84	16.36	18.73	14.67	14.47	20.35	8.99	○
SSE	2.52	1.89	2.46	2.57	1.89	2.83	2.72	4.17	4.81	5.31	3.12	5.59	5.98	0.25	○
S	2.33	2.22	2.56	2.82	2.54	1.94	1.88	1.91	2.30	2.17	2.27	2.56	3.00	1.53	○
SSW	1.12	1.12	1.54	1.66	1.21	1.39	1.08	1.36	1.54	1.67	1.37	1.85	1.91	0.83	○
SW	2.81	2.86	3.23	3.19	2.97	2.22	2.59	1.62	1.86	2.08	2.54	2.93	3.88	1.20	○
WSW	5.24	5.80	5.88	5.30	5.25	7.69	6.38	6.44	4.75	6.62	5.94	6.56	7.99	3.88	○
W	9.11	8.53	10.63	7.79	8.87	8.64	7.93	7.88	8.06	9.36	8.68	8.66	10.76	6.60	○
WNW	8.04	7.21	8.33	7.40	9.02	10.16	9.29	6.56	8.57	7.76	8.23	9.11	10.78	5.69	○
NW	8.31	7.85	8.26	9.57	10.52	8.98	9.39	8.44	10.40	9.07	9.08	8.56	11.22	6.94	○
NNW	2.60	3.72	4.27	3.76	3.60	4.72	4.53	3.96	4.85	3.77	3.98	4.31	5.54	2.42	○
CALM	9.17	10.14	8.11	10.41	9.43	9.10	10.96	11.71	6.67	6.94	9.26	3.45	13.18	5.35	×

表 6-9 棄却検定表 (風速)

検定年：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 1985 年 10 月～1986 年 9 月

統計年②：敷地内A点 (標高 20m, 地上高 10m) 2008 年 4 月～2018 年 3 月

(%)

統計年 風速(m/s)	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	平均値	検定年 1985	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0～0.4	9.17	10.14	8.11	10.41	9.43	9.10	10.96	11.71	6.67	6.94	9.26	3.45	13.18	5.35	×
0.5～1.4	47.40	47.44	48.83	49.05	46.74	46.58	47.32	44.92	43.28	39.98	46.15	28.26	52.70	39.61	×
1.5～2.4	16.31	15.49	15.64	13.87	14.91	14.47	13.03	18.22	19.88	23.82	16.56	30.49	24.29	8.84	×
2.5～3.4	8.39	8.26	7.15	8.02	7.74	7.30	6.72	7.81	8.44	8.54	7.84	10.11	9.29	6.38	×
3.5～4.4	4.44	5.04	4.55	5.68	5.27	5.62	4.78	4.72	6.14	4.54	5.08	6.12	6.45	3.70	○
4.5～5.4	3.60	3.55	3.80	4.39	4.43	5.42	4.14	3.32	4.58	3.65	4.09	4.34	5.59	2.58	○
5.5～6.4	2.77	2.77	3.57	3.31	3.27	4.30	3.92	3.16	4.25	2.94	3.43	4.00	4.78	2.07	○
6.5～7.4	2.27	1.99	2.90	2.54	2.86	2.88	3.79	2.18	3.07	2.42	2.69	3.16	3.94	1.44	○
7.5～8.4	2.13	1.89	2.45	1.51	2.30	1.96	2.32	1.61	1.92	2.31	2.04	3.21	2.79	1.29	×
8.5～9.4	1.75	1.43	1.52	0.66	1.36	1.22	1.57	1.21	1.20	1.89	1.38	2.39	2.20	0.57	×
9.5 以上	1.75	2.00	1.48	0.56	1.69	1.16	1.45	1.14	0.57	2.96	1.48	4.47	3.15	0.00	×

7. 希ガス放出継続時間について

希ガスの大気への放出継続時間は、審査ガイドに基づき 10 時間と設定し評価している。

一方、原子炉格納容器が破損するような条件における放射性物質の大気への放出について、米国における緊急時対応技術マニュアル（NUREG/BR-0150, Vol.1, Rev.4 RTM-96 Response Technical Manual）においては、「壊滅的破損」を想定した場合の放出時間を 1 時間としている。

本資料では、希ガスの放出時間を 1 時間とした場合の影響について評価する。

評価対象として緊急時対策所（対策本部）、発災号機として 6 号機、被ばく経路として「クラウドシャインガンマ線による外部被ばく」を代表として選定する*1。

大気拡散評価において、希ガスの実効放出継続時間を 1 時間とした場合と 10 時間とした場合の相対線量の評価結果を表 7-1 に示す。この相対線量を用いて評価した、希ガスの放出時間を 1 時間及び 10 時間として評価したクラウドシャインガンマ線による外部被ばくの評価結果を表 7-2 に示す。なお、評価に当たっては、緊急時対策所（対策本部）の遮蔽（コンクリート mm）によるガンマ線の遮蔽効果を考慮した。

表 7-2 に示した結果より、希ガスの放出時間を 10 時間とした場合の被ばく線量に対して、希ガスの放出時間を 1 時間とした場合の評価結果は約 1.7 倍となった。しかしながら、被ばく線量の増分が約 1.3×10^{-1} (mSv/7 日間) と小さいことから分かるように、希ガスに起因する被ばく線量は、全被ばく経路による合計被ばく線量に対して占める割合が小さく、仮に希ガスの放出時間を 1 時間とした場合においても、緊急時対策所の居住性は判断基準（100mSv/7 日間）を満足すると言える。

注記*1： より近い評価対象及び発災号機を代表として選定。

表 7-1 相対線量 (D/Q) *2

評価点	放出点	実効放出継続時間	相対線量 (D/Q(Gy/Bq))
緊急時対策所 (対策本部) 中心	6 号機原子炉建屋 中心	1 時間	3.8×10^{-18}
		10 時間	1.7×10^{-18}

注記*2： 被ばく評価には有効数字 2 桁（3 桁目を四捨五入）の相対濃度及び相対線量を用いる。

表 7-2 クラウドシャインガンマ線による外部被ばく

放出時間	7 日間での実効線量 (mSv)		
	希ガス類	希ガス類以外*3	合計
1 時間	約 1.7×10^{-1}	約 1.7×10^{-1}	約 3.3×10^{-1}
10 時間	約 3.1×10^{-2}	約 1.7×10^{-1}	約 2.0×10^{-1}

注記*3： 希ガス類以外によるクラウドシャインガンマ線による外部被ばくは、実効放出継続時間 10 時間の相対線量を用いて、放出時間 10 時間の条件で評価した。

8. 二次遮蔽壁における入射線量の設定方法について

福島第一原子力発電所事故と同等の事故が発生した場合における二次遮蔽壁の熱除去の評価において、遮蔽体表面における入射線量の評価について図8-1に示す。

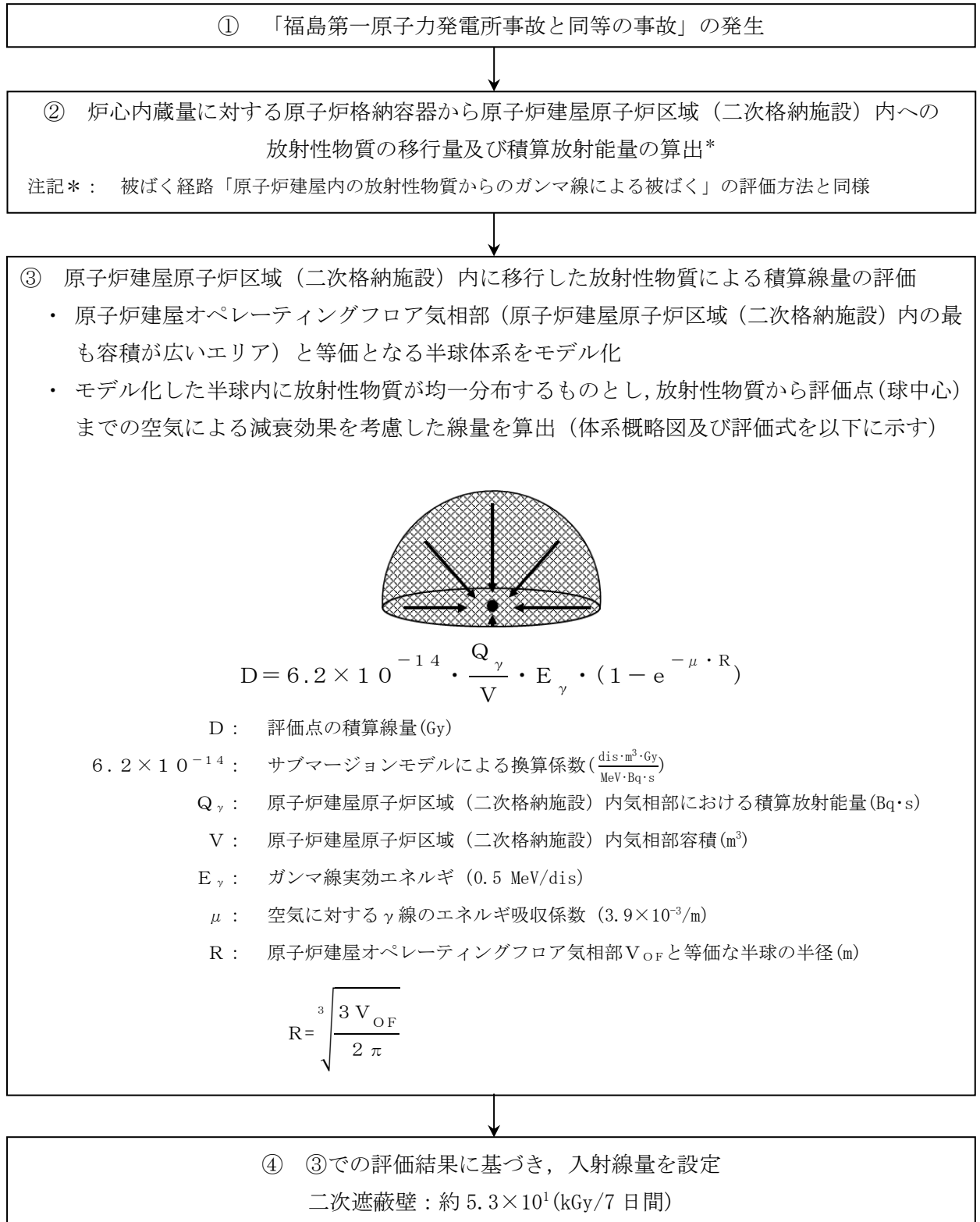


図8-1 二次遮蔽壁に対する入射線量評価のフロー図

9. 要員の交代における被ばく線量について

(1) 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、緊急時対策所が、重大事故等発生時に対処するための要員が7日間滞在したとしても100mSvを超えない設計であることを確認している。

審査ガイドでは、交代要員及び安定よう素剤の服用等の実施体制が整備されている場合は考慮してよいこととなっているが、緊急時対策所の設計としてはこれらの対策を考慮していない。

(2) 交代に伴う被ばく線量

事故発生初期から対策を行っていた要員が交代する時は、緊急時対策所から出て発電所構外へ移動することになるため、参考として、交代時の被ばく線量を以下のとおり概略評価した。

(3) 交代に伴う被ばく線量の概略評価

当社がホームページで公表している福島第一原子力発電所構内のサーベイメータ（福島第一原子力発電所サーベイマップ（建屋周辺））では、発電所敷地内の線量率（平成23年3月23日時点）は、0.6mSv/hから130mSv/hまでの範囲で分布している。

そこで、交代時の被ばく線量を、福島第一原子力発電所構内のサーベイデータのうち、最も高い線量率の値を基に、15分間移動したとして概略評価した。

評価の結果、外部被ばく線量は約33mSvとなる。なお、要員の交代は高線量放射性雲通過中には行わず、被ばく低減の観点からマスクを着用することから、交代に伴う内部被ばくの影響は十分小さいと考えられる。

10. 地表面への沈着速度の設定について

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価において、エアロゾル粒子及び無機よう素の地表面への沈着速度として、乾性沈着速度 0.3cm/s^* の4倍である 1.2cm/s を用いている。

「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和51年9月28日 原子力委員会決定、一部改訂 平成13年3月29日）の解説において、葉菜上の放射性よう素の沈着率を考慮するときに、「降水時における沈着率は、乾燥時の2~3倍大きい値となる」と示されている。これを踏まえ、湿性沈着を考慮した沈着速度は、乾性沈着による沈着も含めて乾性沈着速度の4倍と設定した。

湿性沈着を考慮した沈着速度を、乾性沈着速度の4倍として設定した妥当性の検討結果を以下に示す。

注記*： 乾性沈着速度の設定根拠については「11. エアロゾル粒子の乾性沈着速度について」を参照。

10.1 検討手法

湿性沈着を考慮した沈着速度の妥当性は、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度97%値の比が4倍を超えていないことによって示す。乾性沈着率及び湿性沈着率は以下のように定義される。

(1) 乾性沈着率

乾性沈着率は、「日本原子力学会標準 原子力発電所の確率論的安全評価に関する実施基準（レベル3PSA編）：2008」（社団法人 日本原子力学会）（以下「学会標準」という。）解説4.7を参考に評価した。「学会標準」解説4.7では、使用する相対濃度は地表面高さ付近としているが、ここでは「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（原子力安全・保安院 平成21年8月12日）[【解説5.3】(1)]に従い評価した、放出点高さの相対濃度を用いた。

$$(\chi/Q)_D(x, y, z)_i = V_d \cdot \chi/Q(x, y, z)_i \quad \dots \dots \textcircled{1}$$

$(\chi/Q)_D(x, y, z)_i$: 時刻 i での乾性沈着率 ($1/\text{m}^2$)

$\chi/Q(x, y, z)_i$: 時刻 i での相対濃度 (s/m^3)

V_d : 沈着速度 (m/s) (0.003 NUREG/CR-4551 Vol.2 より)

(2) 湿性沈着率

降雨時には、評価点上空の放射性核種の地表への沈着は、降雨による影響を受ける。湿性沈着率 $(\chi/Q)_w(x, y)_i$ は「学会標準」解説4.11より以下のように表される。

$$\begin{aligned}
& (\chi/Q)_w(x, y)_i \\
&= \Lambda_i \cdot \int_0^\infty \chi/Q(x, y, z)_i \, dz \\
&= \chi/Q(x, y, 0)_i \cdot \Lambda_i \sqrt{\frac{\pi}{2}} \Sigma_{z i} \exp\left(-\frac{h^2}{2 \Sigma_{z i}^2}\right) \dots \dots \dots \textcircled{2}
\end{aligned}$$

- $(\chi/Q)_w(x, y)_i$: 時刻 i での湿性沈着率(1/m²)
 $\chi/Q(x, y, 0)_i$: 時刻 i での地表面高さでの相対濃度(s/m³)
 Λ_i : 時刻 i でのウォッシュアウト係数(1/s)
(= $9.5 \times 10^{-5} \times P r_i^{0.8}$ 学会標準より)
 $P r_i$: 時刻 i での降水強度(mm/h)
 $\Sigma_{z i}$: 時刻 i での建屋影響を考慮した放射性雲の鉛直方向の拡散幅(m)
 h : 放出高さ(m)

乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度 97%値の比は以下で定義される。

$$\frac{\text{乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97\%値}}{\text{乾性沈着率の累積出現頻度 97\%値}}$$

$$= \frac{(V_d \cdot \chi/Q(x, y, z)_i + \chi/Q(x, y, 0)_i \cdot \Lambda_i \sqrt{\frac{\pi}{2}} \Sigma_{z i} \exp\left(-\frac{h^2}{2 \Sigma_{z i}^2}\right))_{97\%}}{(V_d \cdot \chi/Q(x, y, z)_i)_{97\%}} \cdot \textcircled{3}$$

10.2 評価結果

表 10-1 に緊急時対策所の評価点における評価結果を示す。

乾性沈着率に放出点と同じ高さの相対濃度を用いたとき、乾性沈着率と湿性沈着率を合計した沈着率の累積出現頻度 97%値と、乾性沈着率の累積出現頻度 97%値の比は 1.1 程度となった。

以上より、湿性沈着を考慮した沈着速度を乾性沈着速度の 4 倍と設定することは保守的であるといえる。

表10-1 沈着率評価結果

評価点	放出点	相对濃度 [s/m ³]	①乾性沈着率 [1/m ²]	②乾性沈着率 +湿性沈着率 [1/m ²]	比 (②/①)
緊急時対策所 (対策本部) 中心	6号機原子炉建屋 中心	3.6×10^{-4}	約 1.1×10^{-6}	約 1.2×10^{-6}	約 1.1
	7号機原子炉建屋 中心	9.8×10^{-5}	約 3.0×10^{-7}	約 3.3×10^{-7}	約 1.1
緊急時対策所 (待機場所) 中心	6号機原子炉建屋 中心	2.2×10^{-4}	約 6.7×10^{-7}	約 7.6×10^{-7}	約 1.1
	7号機原子炉建屋 中心	9.0×10^{-5}	約 2.7×10^{-7}	約 3.1×10^{-7}	約 1.1

11. エアロゾル粒子の乾性沈着速度について

11.1 はじめに

重大事故等時における緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関するエアロゾル粒子の乾性沈着速度の設定について示す。

11.2 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について

緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価では、エアロゾル粒子の地表面への沈着速度を乾性沈着速度の4倍と想定しており、乾性沈着速度として0.3cm/sを用いている。乾性沈着速度の設定の考え方を以下に示す。

エアロゾル粒子の乾性沈着速度は、NUREG/CR-4551*¹に基づき0.3cm/sと設定した。NUREG/CR-4551では郊外を対象としており、郊外とは道路、芝生及び木々で構成されるとしている。原子力発電所内は舗装面が多く、建屋屋上はコンクリートであるため、この沈着速度が適用できると考えられる。また、NUREG/CR-4551では0.5 μ m～5 μ mの粒径に対して検討されているが、原子炉格納容器内の除去過程で、相対的に粒子径の大きなエアロゾル粒子は原子炉格納容器内に十分捕集されるため、粒径の大きなエアロゾル粒子の放出はされにくいと考えられる。

また、W. G. N. Slinnの検討*²によると、草や水、小石といった様々な材質に対する粒径に応じた乾性の沈着速度を整理しており、これによると0.1 μ m～5 μ mの粒径では沈着速度は0.3cm/s程度(図11-1)である。以上のことから、緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価におけるエアロゾル粒子の乾性の沈着速度として0.3cm/sを適用できると判断した。

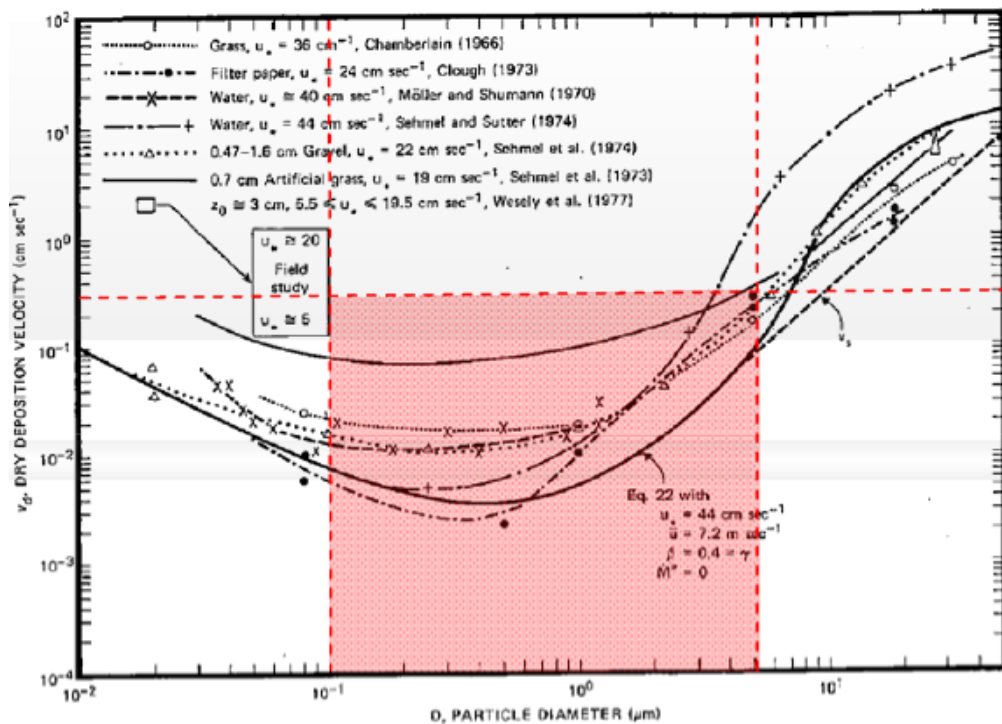


Fig. 4 Dry deposition velocity as a function of particle size. Data were obtained from a number of publications.¹⁷⁻²⁴ The theoretical curve appropriate for a smooth surface is shown for comparison. Note that the theoretical curve is strongly dependent on the value for u_* and that Eq. 22 does not contain a parameterization for surface roughness. For a preliminary study of the effect of surface roughness and other factors, see Ref. 5.

図 11-1 様々な粒径における乾性沈着速度 (Nuclear Safety Vol.19*²)

注記*1: J.L. Sprung 等: Evaluation of severe accident risks: quantification of major input parameters, NUREG/CR-4551 Vol.2 Rev.1 Part 7, 1990

*2: W.G.N. Slinn: Parameterizations for Resuspension and for Wet and Dry Deposition of Particles and Gases for Use in Radiation Dose Calculations, Nuclear Safety Vol.19 No.2, 1978

重大事故時のエアロゾル粒子の粒径について

重大事故時に原子炉格納容器内で発生する放射性物質を含むエアロゾル粒子の粒径分布として本評価で設定している「 $0.1\mu\text{m}$ 以上」は、粒径分布に関して実施されている研究を基に設定している。

重大事故時には原子炉格納容器内にスプレイ等による注水が実施されることから、重大事故時の粒径分布を想定し、「原子炉格納容器内でのエアロゾルの挙動」及び「原子炉格納容器内の水の存在の考慮」といった観点で実施された表1の②，⑤に示す試験等を調査した。更に、重大事故時のエアロゾル粒子の粒径に対する共通的な知見とされている情報を得るために、海外の規制機関（NRC等）や各国の合同で実施されている重大事故時のエアロゾルの挙動の試験等（表1の①，③，④）を調査した。以上の調査結果を表1に示す。

この表で整理した試験等は、想定するエアロゾル発生源、挙動範囲（原子炉格納容器，1次冷却材配管等），水の存在等に違いがあるが、エアロゾル粒子の粒径の範囲に大きな違いはなく、原子炉格納容器内環境でのエアロゾル粒子の粒径はこれらのエアロゾル粒子の粒径と同等な分布範囲を持つものと推定できる。

したがって、過去の種々の調査・研究により示されている範囲を包含する値として、 $0.1\mu\text{m}$ 以上のエアロゾル粒子を想定することは妥当である。

表1 重大事故時のエアロゾル粒子の粒径についての文献調査結果

番号	試験名又は報告書名等	エアロゾル粒子の粒径(μm)	備考
①	LACE LA2* ¹	約0.5~5 (図1参照)	重大事故時の評価に使用されるコードでの原子炉格納容器閉じ込め機能喪失を想定条件とした比較試験
②	NUREG/CR-5901* ²	0.25~2.5 (参考1)	原子炉格納容器内に水が存在し、熔融炉心を覆っている場合のスクラビング効果のモデル化を紹介したレポート
③	AECLが実施した実験* ³	0.1~3.0 (参考2)	重大事故時の炉心損傷を考慮した1次系内のエアロゾル挙動に着目した実験
④	PBF-SFD* ³	0.29~0.56 (参考2)	重大事故時の炉心損傷を考慮した1次系内のエアロゾル挙動に着目した実験
⑤	PHÉBUS FP* ³	0.5~0.65 (参考2)	重大事故時のFP挙動の実験(左記のエアロゾル粒子の粒径はPHÉBUS FP実験の原子炉格納容器内のエアロゾル挙動に着目した実験の結果)

注記*1: 参考文献 J. H. Wilson and P. C. Arwood, Summary of Pretest Aerosol Code Calculations for LWR Aerosol Containment Experiments (LACE) Test LA2

*2: 参考文献 D. A. Powers and J. L. Sprung, NUREG/CR-5901, A Simplified Model of Aerosol Scrubbing by a Water Pool Overlying Core Debris Interacting With Concrete

*3: 参考文献 STATE-OF-THE-ART REPORT ON NUCLEAR AEROSOLS, NEA/CSNI/R(2009)5

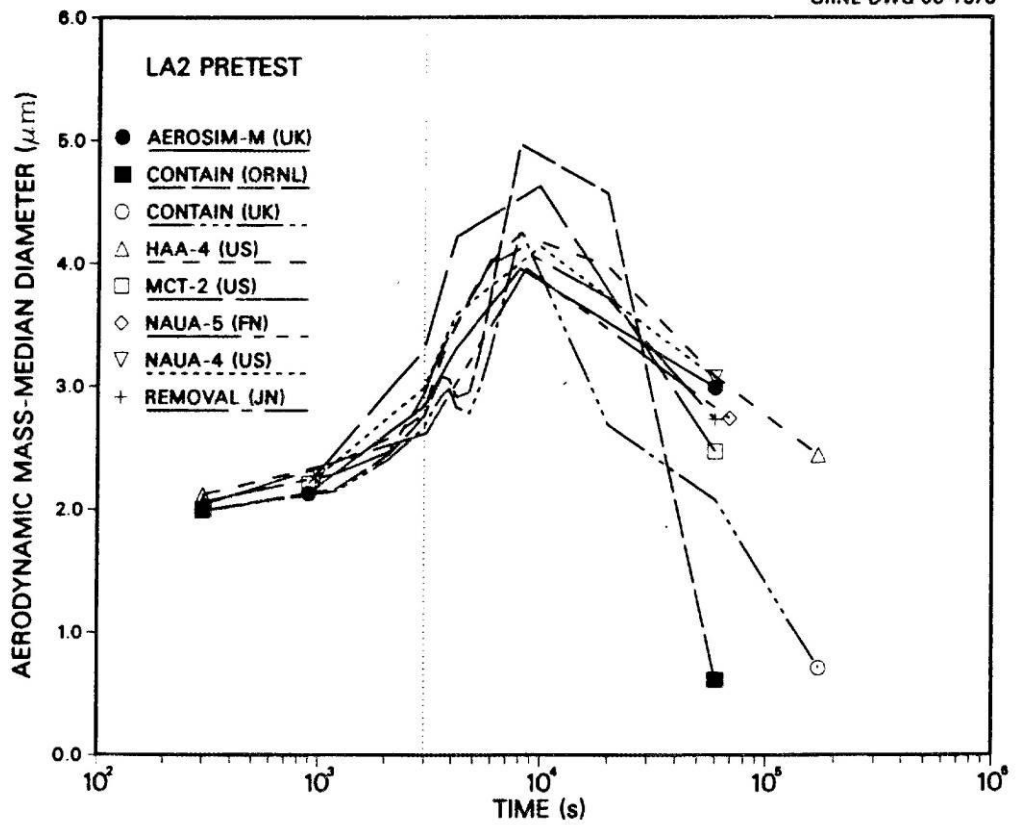


Fig. 11. LA2 pretest calculations — aerodynamic mass median diameter vs time.

図1 LACE LA2 でのコード比較試験で得られたエアロゾル粒子の粒径の時間変化グラフ

so-called "quench" temperature. At temperatures below this quench temperature the kinetics of gas phase reactions among CO, CO₂, H₂, and H₂O are too slow to maintain chemical equilibrium on useful time scales. In the sharp temperature drop created by the water pool, very hot gases produced by the core debris are suddenly cooled to temperatures such that the gas composition is effectively "frozen" at the equilibrium composition for the "quench" temperature. Experimental evidence suggest that the "quench" temperature is 1300 to 1000 K. The value of the quench temperature was assumed to be uniformly distributed over this temperature range for the calculations done here.

(6) Solute Mass. The mass of solutes in water pools overlying core debris attacking concrete has not been examined carefully in the experiments done to date. It is assumed here that the logarithm of the solute mass is uniformly distributed over the range of $\ln(0.05 \text{ g/kilogram H}_2\text{O}) = -3.00$ to $\ln(100 \text{ g/kilogram H}_2\text{O}) = 4.61$.

(7) Volume Fraction Suspended Solids. The volume fraction of suspended solids in the water pool will increase with time. Depending on the available facilities for replenishing the water, this volume fraction could become quite large. Models available for this study are, however, limited to volume fractions of 0.1. Consequently, the volume fraction of suspended solids is taken to be uniformly distributed over the range of 0 to 0.1.

(8) Density of Suspended Solids. Among the materials that are expected to make up the suspended solids are Ca(OH)₂ ($\rho = 2.2 \text{ g/cm}^3$) or SiO₂ ($\rho = 2.2 \text{ g/cm}^3$) from the concrete and UO₂ ($\rho = 10 \text{ g/cm}^3$) or ZrO₂ ($\rho = 5.9 \text{ g/cm}^3$) from the core debris or any of a variety of aerosol materials. It is assumed here that the material density of the suspended solids is uniformly distributed over the range of 2 to 6 g/cm³. The upper limit is chosen based on the assumption that suspended UO₂ will hydrate, thus reducing its effective density. Otherwise, gas sparging will not keep such a dense material suspended.

(9) Surface Tension of Water. The surface tension of the water can be increased or decreased by dissolved materials. The magnitude of the change is taken here to be $S\sigma(w)$ where S is the weight fraction of dissolved solids. The sign of the change is taken to be minus or plus depending on whether a random variable ϵ is less than 0.5 or greater than or equal to 0.5. Thus, the surface tension of the liquid is:

$$\sigma_1 = \begin{cases} \sigma(w) (1-S) & \text{for } \epsilon < 0.5 \\ \sigma(w) (1+S) & \text{for } \epsilon \geq 0.5 \end{cases}$$

where $\sigma(w)$ is the surface tension of pure water.

(10) Mean Aerosol Particle Size. The mass mean particle size for aerosols produced during melt/concrete interactions is known only for situations in which no water is present. There is reason to believe smaller particles will be produced if a water pool is present. Examination of aerosols produced during melt/concrete interactions shows that the primary particles are about 0.1 μm in diameter. Even with a water pool present, smaller particles would not be expected.

Consequently, the natural logarithm of the mean particle size is taken here to be uniformly distributed over the range from $\ln(0.25 \mu\text{m}) = -1.39$ to $\ln(2.5 \mu\text{m}) = 0.92$.

(11) Geometric Standard Deviation of the Particle Size Distribution. The aerosols produced during core debris-concrete interactions are assumed to have lognormal size distributions. Experimentally determined geometric standard deviations for the distributions in cases with no water present vary between 1.6 and 3.2. An argument can be made that the geometric standard deviation is positively correlated with the mean size of the aerosol. Proof of this correlation is difficult to marshal because of the sparse data base. It can also be argued that smaller geometric standard deviations will be produced in situations with water present. It is unlikely that data will ever be available to demonstrate this contention. The geometric standard deviation of the size distribution is assumed to be uniformly distributed over the range of 1.6 to 3.2. Any correlation of the geometric standard deviation with the mean size of the aerosol is neglected.

(12) Aerosol Material Density. Early in the course of core debris interactions with concrete, UO_2 with a solid density of around 10 g/cm^3 is the predominant aerosol material. As the interaction progresses, oxides of iron, manganese and chromium with densities of about 5.5 g/cm^3 and condensed products of concrete decomposition such as Na_2O , K_2O , Al_2O_3 , SiO_2 , and CaO with densities of 1.3 to 4 g/cm^3 become the dominant aerosol species. Condensation and reaction of water with the species may alter the apparent material densities. Coagglomeration of aerosolized materials also complicates the prediction of the densities of materials that make up the aerosol. As a result the material density of the aerosol is considered uncertain. The material density used in the calculation of aerosol trapping is taken to be an uncertain parameter uniformly distributed over the range of 1.5 to 10.0 g/cm^3 .

Note that the mean aerosol particle size predicted by the VANESA code [6] is correlated with the particle material density to the $-1/3$ power. This correlation of aerosol particle size with particle material density was taken to be too weak and insufficiently supported by experimental evidence to be considered in the uncertainty analyses done here.

(13) Initial Bubble Size. The initial bubble size is calculated from the Davidson-Schular equation:

$$D_b = \epsilon \left(\frac{6}{\pi} \right)^{1/3} \frac{V_s^{0.4}}{g^{0.2}} \text{ cm}$$

where ϵ is assumed to be uniformly distributed over the range of 1 to 1.54. The minimum bubble size is limited by the Fritz formula to be:

$$D_b = 0.0105 \Psi[\sigma_l / g(\rho_l - \rho_g)]^{1/2}$$

where the contact angle is assumed to be uniformly distributed over the range of 20 to 120° . The maximum bubble size is limited by the Taylor instability model to be:

9.2.1 Aerosols in the RCS

9.2.1.1 AECL

The experimenters conclude that spherical particles of around 0.1 to 0.3 μm formed (though their composition was not established) then these agglomerated giving rise to a mixture of compact particles between 0.1 and 3.0 μm in size at the point of measurement. The composition of the particles was found to be dominated by Cs, Sn and U: while the Cs and Sn mass contributions remained constant and very similar in mass, U was relatively minor in the first hour at 1860 K evolving to be the main contributor in the third (very approximately: 42 % U, 26 % Sn, 33 % Cs). Neither break down of composition by particle size nor statistical size information was measured.

9.2.1.2 PBF-SFD

Further interesting measurements for purposes here were six isokinetic, sequential, filtered samples located about 13 m from the bundle outlet. These were used to follow the evolution of the aerosol composition and to examine particle size (SEM). Based on these analyses the authors state that particle geometrical-mean diameter varied over the range 0.29-0.56 μm (elimination of the first filter due to it being early with respect to the main transient gives the range 0.32-0.56 μm) while standard deviation fluctuated between 1.6 and 2.06. In the images of filter deposits needle-like forms are seen. Turning to composition, if the first filter sample is eliminated and “below detection limit” is taken as zero, for the structural components and volatile fission products we have in terms of percentages the values given in Table 9.2-1.

9.2.2 Aerosols in the containment

9.2.2.1 PHÉBUS FP

The aerosol size distributions were fairly lognormal with an average size (AMMD) in FPT0 of 2.4 μm at the end of the 5-hour bundle-degradation phase growing to 3.5 μm before stabilizing at 3.35 μm ; aerosol size in FPT1 was slightly larger at between 3.5 and 4.0 μm . Geometric-mean diameter (d_{50}) of particles in FPT1 was seen to be between 0.5 and 0.65 μm ; a SEM image of a deposit is shown in Fig. 9.2-2. In both tests the geometric standard deviation of the lognormal distribution was fairly constant at a value of around 2.0. There was clear evidence that aerosol composition varied very little as a function of particle size except for the late settling phase of the FPT1 test: during this period, the smallest particles were found to be cesium-rich. In terms of chemical speciation, X-ray techniques were used on some deposits and there also exist many data on the solubilities of the different elements in numerous deposits giving a clue as to the potential forms of some of the elements. However, post-test oxidation of samples cannot be excluded since storage times were long (months) and the value of speculating on potential speciation on the basis of the available information is debatable. Nevertheless, there is clear evidence that some elements reached higher states of oxidation in the containment when compared to their chemical form in the circuit.

試験名又は報告書名等	試験の概要
AECL が実施した実験	CANDU のジルカロイ被覆管燃料を使用した、1 次系での核分裂生成物の挙動についての試験
PBF-SFD	米国のアイダホ国立工学環境研究所で実施された炉心損傷状態での燃料棒及び炉心のふるまい並びに核分裂生成物及び水素の放出についての試験
PHÉBUS FP	フランスのカダラッシュ研究所の PHÉBUS 研究炉で実施された、重大事故条件下での炉心燃料から 1 次系を経て原子炉格納容器に至るまでの核分裂生成物の挙動を調べる実機燃料を用いた総合試験

12. 緊急時対策所の高気密室構造及び遮蔽設計の見直しについて

12.1 緊急時対策所（対策本部）

(1) 緊急時対策所（対策本部）高気密室構造の見直し

設置変更許可申請時における緊急時対策所（対策本部）は、鋼製の柱を溶接した高気密室架構により必要な構造強度を確保し、高気密室架構に設置する鋼板により必要な気密性を確保可能な設計としていた。

詳細設計段階においては、緊急時対策所（対策本部）で活動する要員の居住性向上を目的とし、高気密室架構から躯体の内側を鋼板により溶接する鋼板内張構造に変更することで必要な気密性を確保する設計とするとともに、緊急時対策所（対策本部）で活動する要員の居住スペースを拡大することが可能となる。

緊急時対策所（対策本部）の高気密室を高気密室架構から鋼板内張構造に変更することにより、緊急時対策所（対策本部）の面積が設置変更許可申請時の約190m²から約220m²に拡大し、緊急時対策所（対策本部）で活動する要員の居住性が向上する。

設置変更許可申請時からの緊急時対策所（対策本部）の変更点を表12-1に、設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較を図12-1に示す。

表12-1 設置変更許可申請時からの緊急時対策所（対策本部）の変更点

対象		変更前	変更後
5号機原子炉建屋内 緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽	材料	コンクリート	変更無し
	厚さ	500mm以上	変更無し
高気密室	構造	高気密室架構	鋼板内張構造
	面積	約190m ²	約220m ²

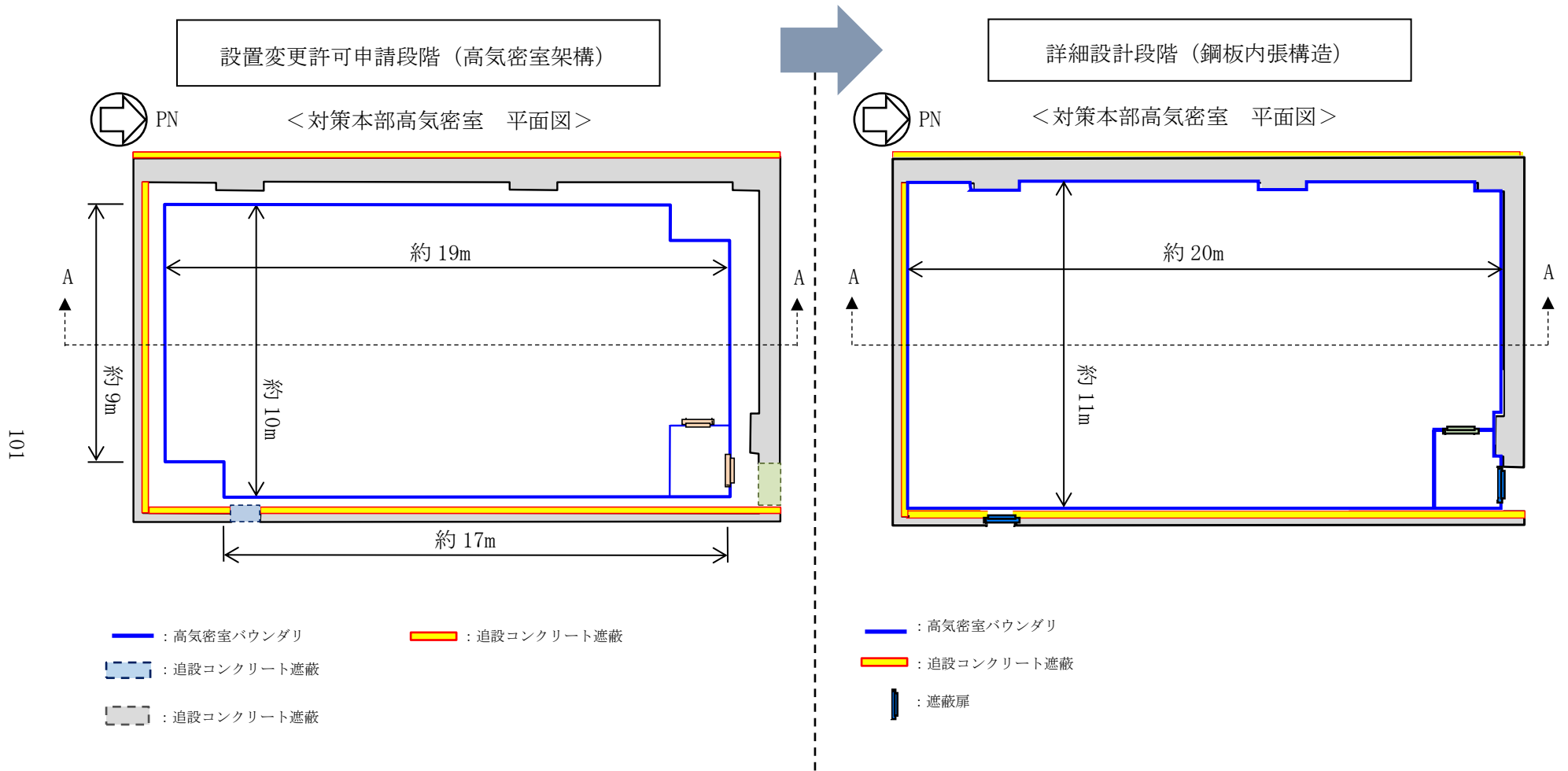


図 12-1 設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較 (1/2)

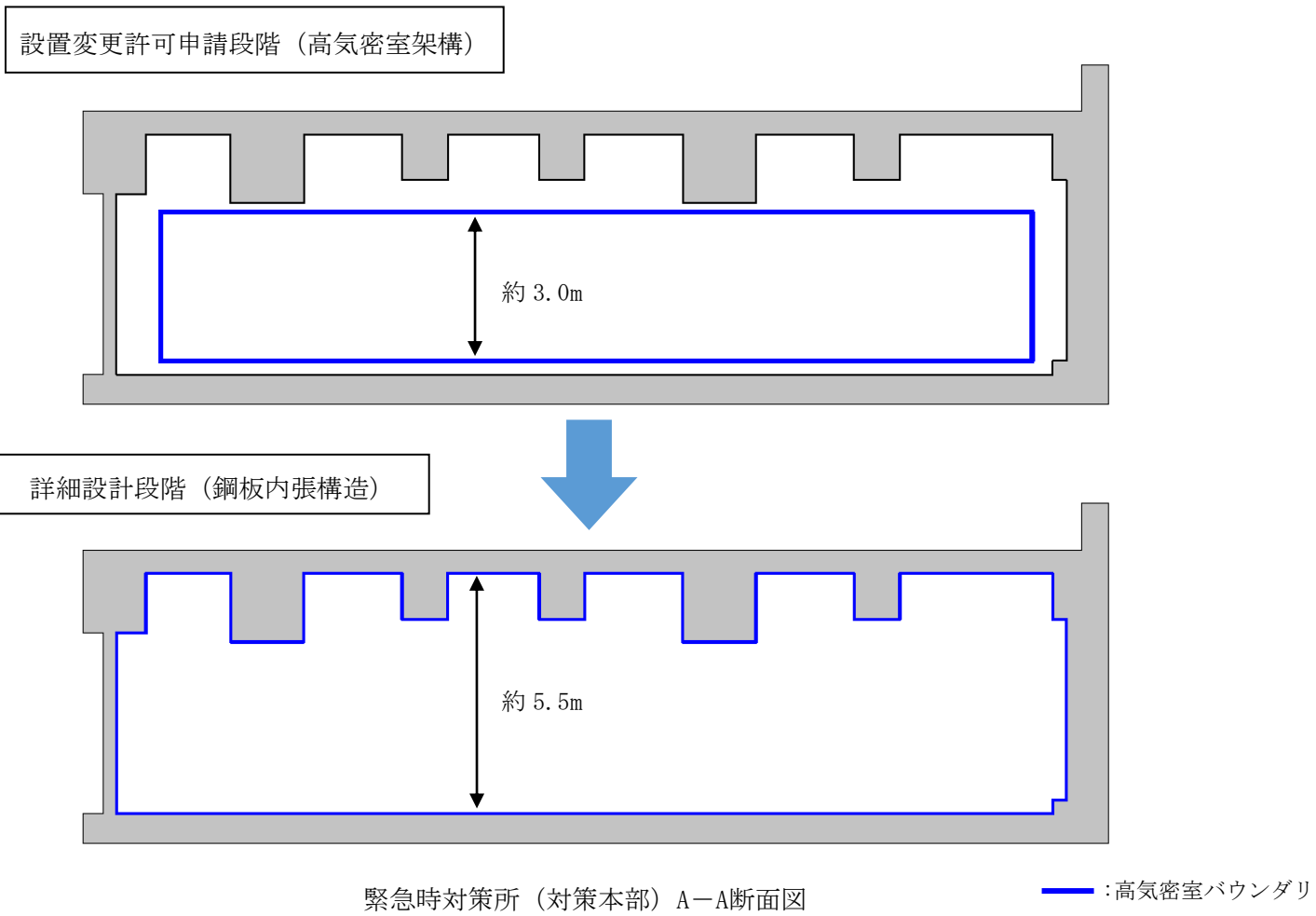


図 12-1 設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較 (2/2)

12.2 緊急時対策所（待機場所）の遮蔽設計について

緊急時対策所（待機場所）で活動する要員の運用性向上を目的とし、設置変更許可申請時より遮蔽設計の見直しを実施した。

設置変更許可申請時点の緊急時対策所（待機場所）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を2区画設置しており、放射性雲通過時において緊急時対策所（待機場所）に待機する要員は、それぞれの5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽の内側に待避する設計となっていた。

詳細設計段階において、緊急時対策所（待機場所）の遮蔽設計を見直すことにより、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽が2区画から1区画となり、放射性雲通過時に緊急時対策所（待機場所）に待機する要員が1カ所に待機可能となることから、要員同士の情報共有等の運用性が向上することが見込める。

緊急時対策所（待機場所）の設置変更許可申請時からの変更点を表12-2に、設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較を図12-2に示す。

表12-2 緊急時対策所（待機場所）の設置変更許可申請時からの変更点

対象		変更前	変更後
5号機原子炉建屋内 緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	材料	コンクリート	変更無し
	厚さ	500mm以上	変更無し
5号機原子炉建屋内 緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	材料	鉄, 鉛等 コンクリート	コンクリート
	厚さ	500mm相当以上	500mm以上
	面積	約60m ²	約67m ²

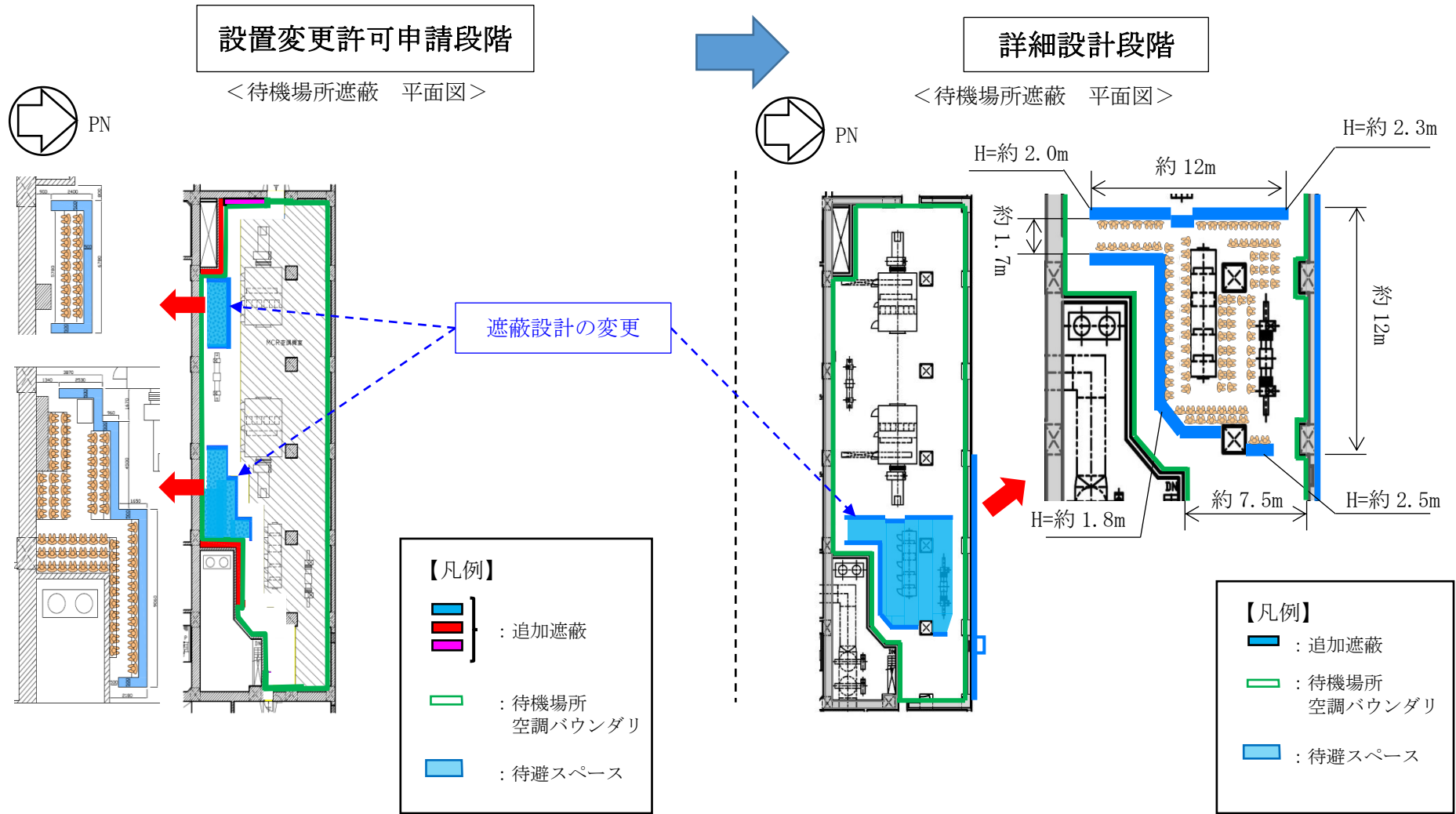


図 12-2 設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較

13. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置について

13.1 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の概要

(1) 緊急時対策所（対策本部）に設置される5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置は、炉心の著しい損傷が発生した際の放射性雲通過時における10時間の陽圧化時に使用する設備である。

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置は、緊急時対策所（対策本部）内で発生する二酸化炭素を吸収し、緊急時対策所（対策本部）内を許容二酸化炭素濃度以下に維持可能な二酸化炭素吸収剤容量を確保することで、緊急時対策所（対策本部）内の二酸化炭素濃度の上昇を抑制する設計とする。

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の機器仕様を表13-1に、構成を図13-1に示す。

表13-1 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の機器仕様

設備名称	数量	仕様	備考
5号機原子炉建屋内 緊急時対策所（対策本部） 二酸化炭素吸収装置	1台 (予備1台)	風量：457 m ³ /h 以上	性能確認試験目標値
		吸収性能：19.41m ³ 以上	
		吸収剤容量：360kg 以上	

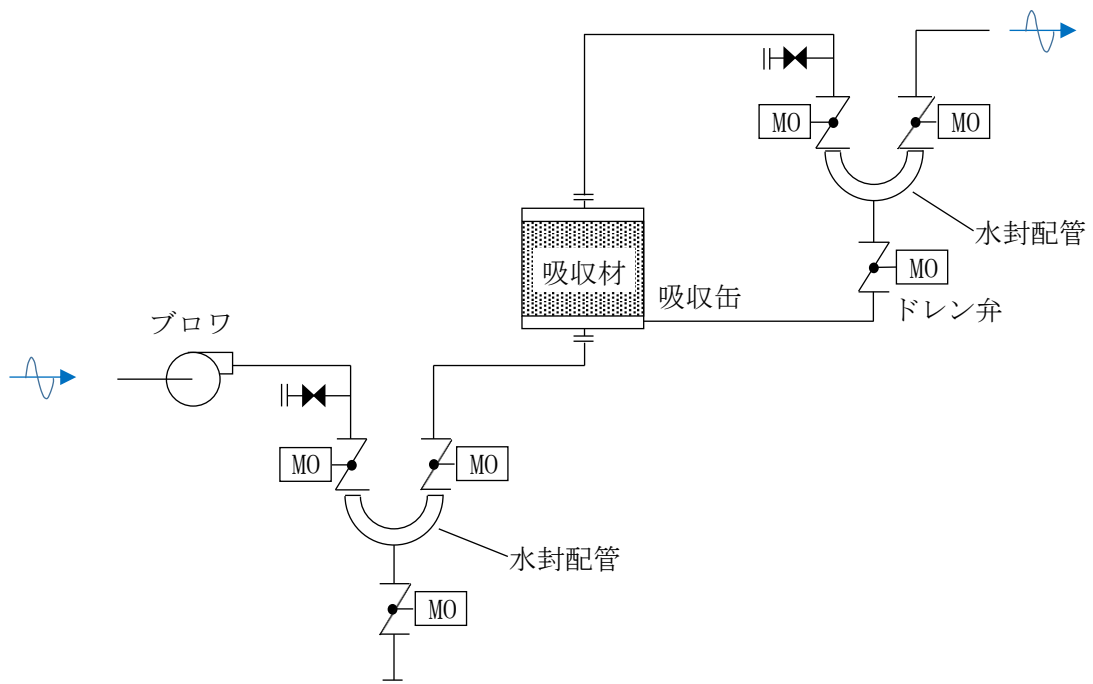


図13-1 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の構成

- (2) 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の構成機器について
5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置は、室内の空気を装置内に供給するためのブロワ、配管、弁、水封部、二酸化炭素を吸収するための吸収剤及び吸収剤を格納するための吸収缶により構成される。

各構成機器の概要について、以下に示す。

a. ブロワ

ブロワは、緊急時対策所（対策本部）の空気を吸収缶に通気し、二酸化炭素を吸収した後、排気するために設置する。

b. 水封配管

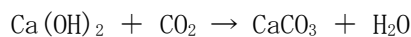
水封配管は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置を保管する際に、U字管に水を入れて水封し、吸収缶内に充填された吸収剤の劣化を防ぐために設置する。

c. ドレン弁

ドレン弁は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の起動時に、水封配管の水を吸収缶内に排水するために設置する。

d. 吸収剤

吸収剤は、水酸化カルシウムを主成分としており、以下の反応により大気中の二酸化炭素と触媒を用いずに直接反応する。また、緊急時対策所（対策本部）内で発生する二酸化炭素を吸収するために必要な量を吸収缶内に充填する。



e. 吸収缶

吸収缶は、緊急時対策所（対策本部）内の二酸化炭素を吸収するために必要となる吸収剤を充填するために設置する。

13.2 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の容量設定について

(1) 許容二酸化炭素濃度を満足するために必要となる二酸化炭素吸収量

放射性雲通過時における緊急時対策所（対策本部）内の許容二酸化炭素濃度（0.5vol%以下）を満足するために必要となる5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の二酸化炭素吸収量Vは、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の必要吸収量であり、以下の式となる。

$$V = \int_0^t Q_2 \times F dt$$

$$= \int_0^t \left\{ \frac{E + F_0 Q_3}{Q_2 + Q_3} + \left(F_0 - \frac{E + F_0 Q_3}{Q_2 + Q_3} \right) e^{-\frac{Q_2 + Q_3}{AB} t} \right\} dt$$

$$V = 19.41\text{m}^3$$

- A : 緊急時対策所（対策本部）体積(m³)
- B : 空隙率(0.95)
- E : 室内二酸化炭素発生量(m³/h/人)
- F : 時間 t における二酸化炭素濃度(vol%)
- F₀ : 初期二酸化炭素濃度(vol%)
- Q₂ : 通気風量(m³/h)
- Q₃ : 陽圧化装置（対策本部）の換気量(m³/h)

以上より、放射性雲通過時における緊急時対策所（対策本部）内の二酸化炭素濃度を許容二酸化炭素濃度以下（0.5vol%）に抑制するために必要な二酸化炭素吸収量は、19.41m³以上となる。

(2) 吸収剤容量の設定

許容二酸化炭素濃度（0.5vol%以下）を満足するために必要な5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の二酸化炭素吸収性能 19.41m³以上、吸収剤の単体吸収性能 から、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置に必要な吸収剤の容量は、以下の計算式のとおり となる。

$$19.41\text{m}^3 \div \text{} = \text{} \div \text{}$$

なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置に充填する吸収剤の容量は、上記の に対して、吸収缶の充填可能容量に応じた 360kg とする。

13.3 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置性能に対する妥当性確認について

「13.2 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の容量設定について」で求めた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の必要二酸化炭素吸収量を基に、実機によるモックアップ試験を行い、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の妥当性確認を以下の方法で実施した。

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能確認試験の系統を図13-2に示す

(1) 試験方法

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能確認試験は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置のプロウ下流側に二酸化炭素ポンベから二酸化炭素を吸収缶に供給し、二酸化炭素濃度計により出口側の二酸化炭素濃度を測定することにより、10時間における二酸化炭素吸収量を測定する。

ここで、二酸化炭素供給量は、ガスメータにより放射性雲通過時の緊急時対策所（対策本部）内での必要二酸化炭素吸収量を一定で制御し、10時間の試験により19.41m³の二酸化炭素発生量を供給可能とする。

本試験は、以下に示す試験方法及び判定基準に基づき実施する。（試験方法）

- ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の風量457m³/h以上、二酸化炭素吸収剤容量360kg

（判定基準）

- ・二酸化炭素吸収量（積算）が必要二酸化炭素吸収性能19.41m³を上回ること

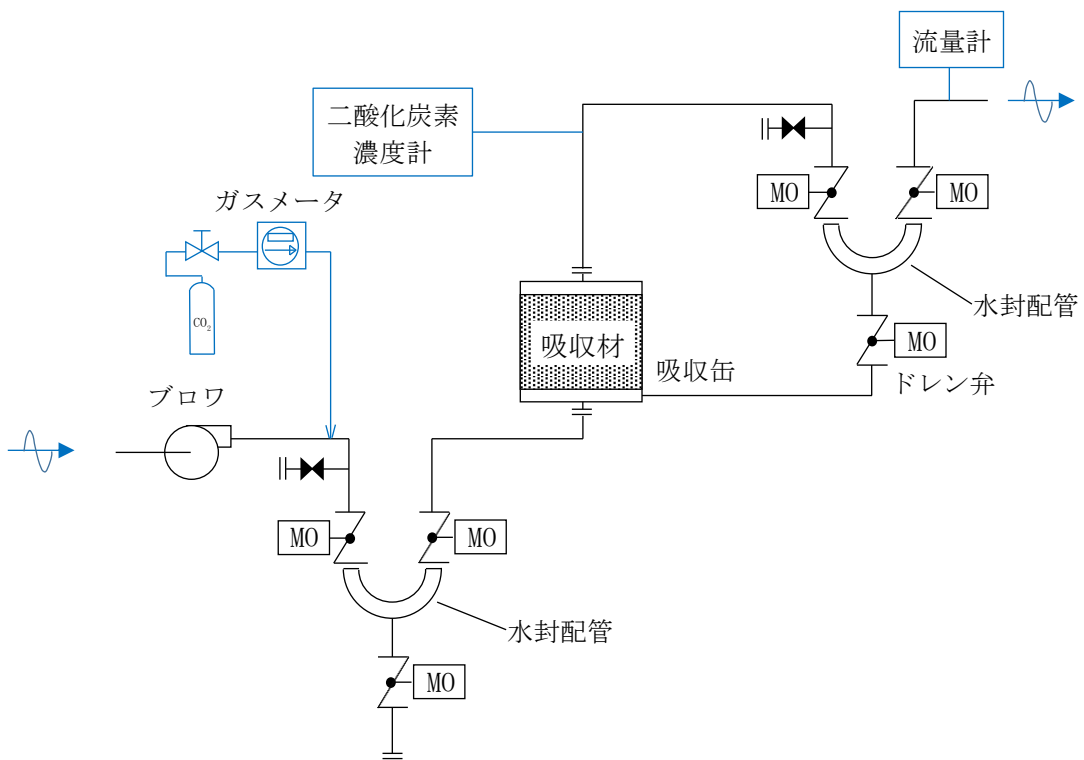


図 13-2 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能確認試験 系統図

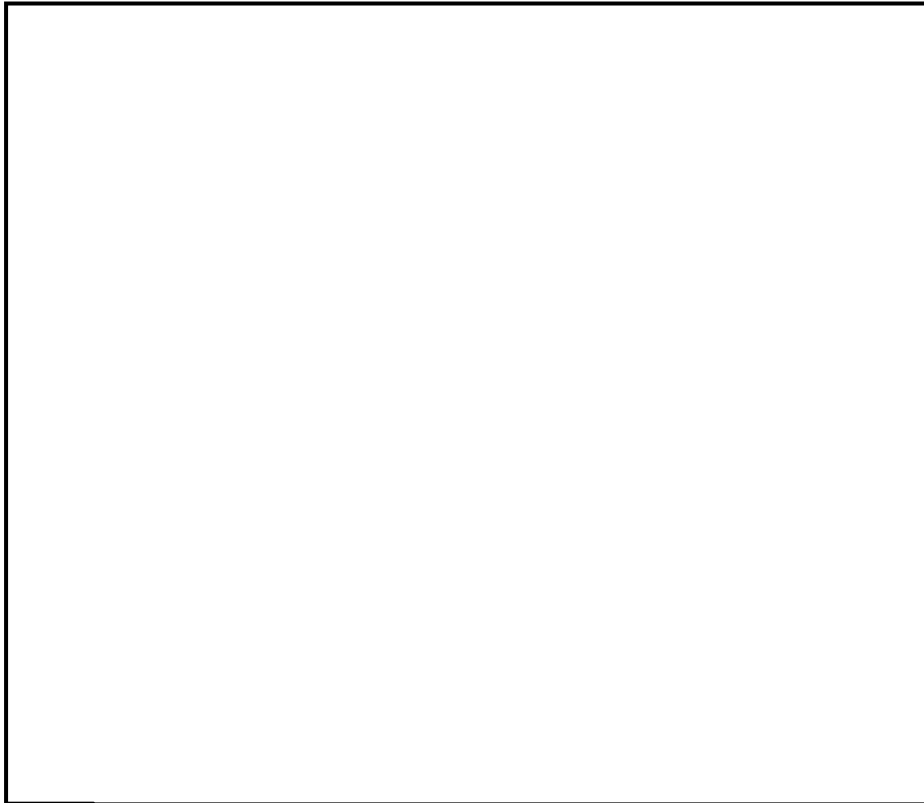
(2) 試験結果

二酸化炭素吸収量の積算値の測定結果を表 13-2 及び図 13-3 に示す。

二酸化炭素吸収量の 10 時間の積算値は であり、判定基準を満足することから、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置は、必要な二酸化炭素吸収性能を有している。

表 13-2 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置性能確認試験結果

判定基準	二酸化炭素吸収量（積算）	判定
19.41 m ³ 以上	<input type="text"/>	合格



判定基準：19.41 m³

図 13-3 二酸化炭素吸収量（積算）の時刻歴

14. 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の構造について

14.1 緊急時対策所（対策本部）高気密室の概要

緊急時対策所（対策本部）の高気密室について、居住性向上のため高気密室架構から鋼板内張構造に変更し、緊急時対策所要員の居住スペースを拡充する。

設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較を図 14-1 に示す。

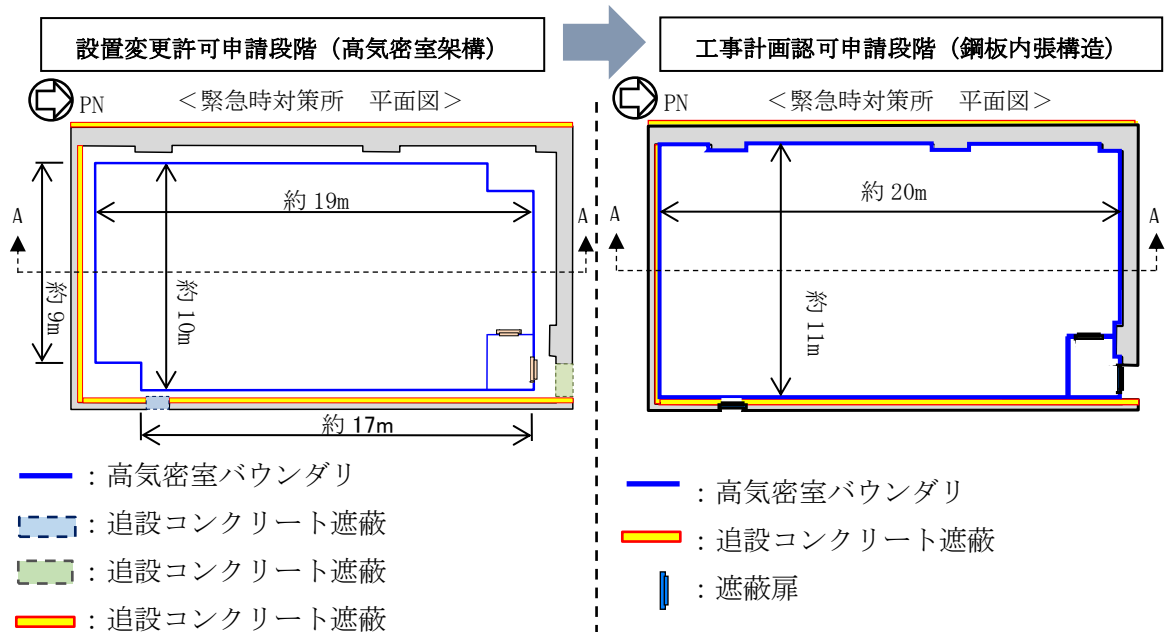


図 14-1 設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較（1/2）

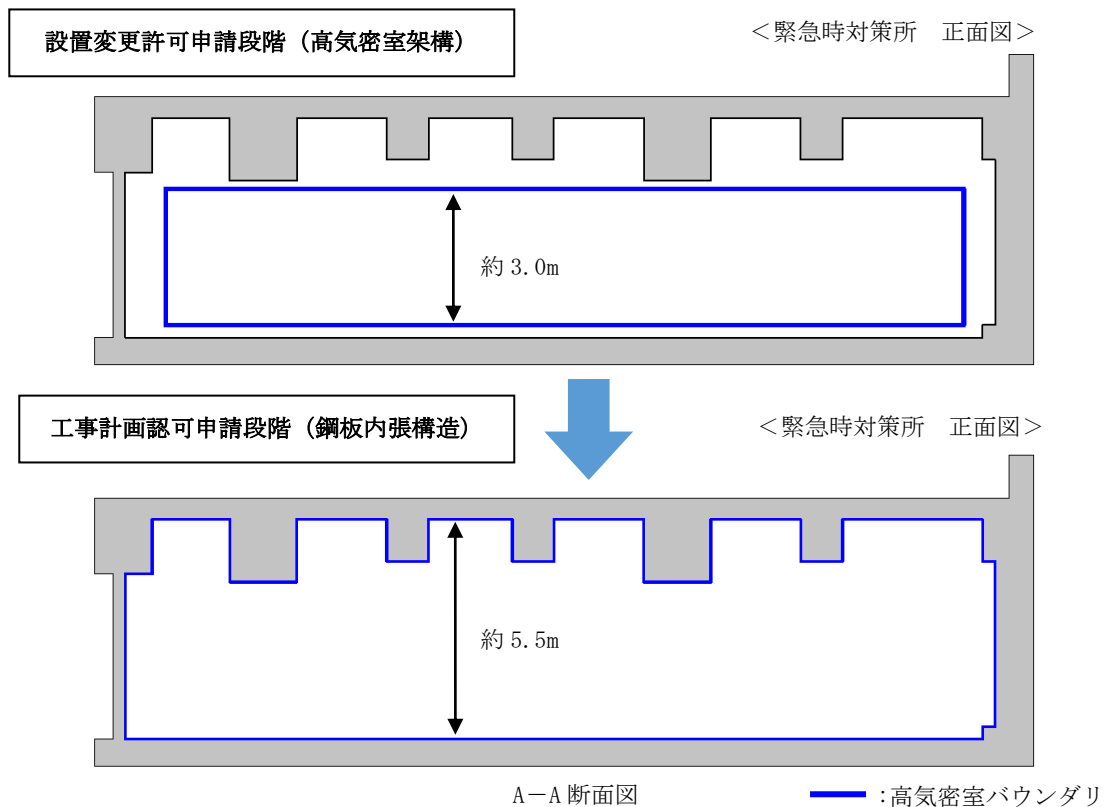


図 14-1 設置変更許可申請時と詳細設計段階の比較（2/2）

14.2 鋼板内張構造の概要

(1) 鋼板内張構造

緊急時対策所（対策本部）の高気密室は躯体の内側をライナー鋼板により構成された鋼板内張構造とし、ライナー鋼板は壁面、床面及び天井面に固定用アンカーにて固定されたライナー鋼板下地材を介して支持された構造としている。

ライナー鋼板の施工例を図 14-2 に示す。

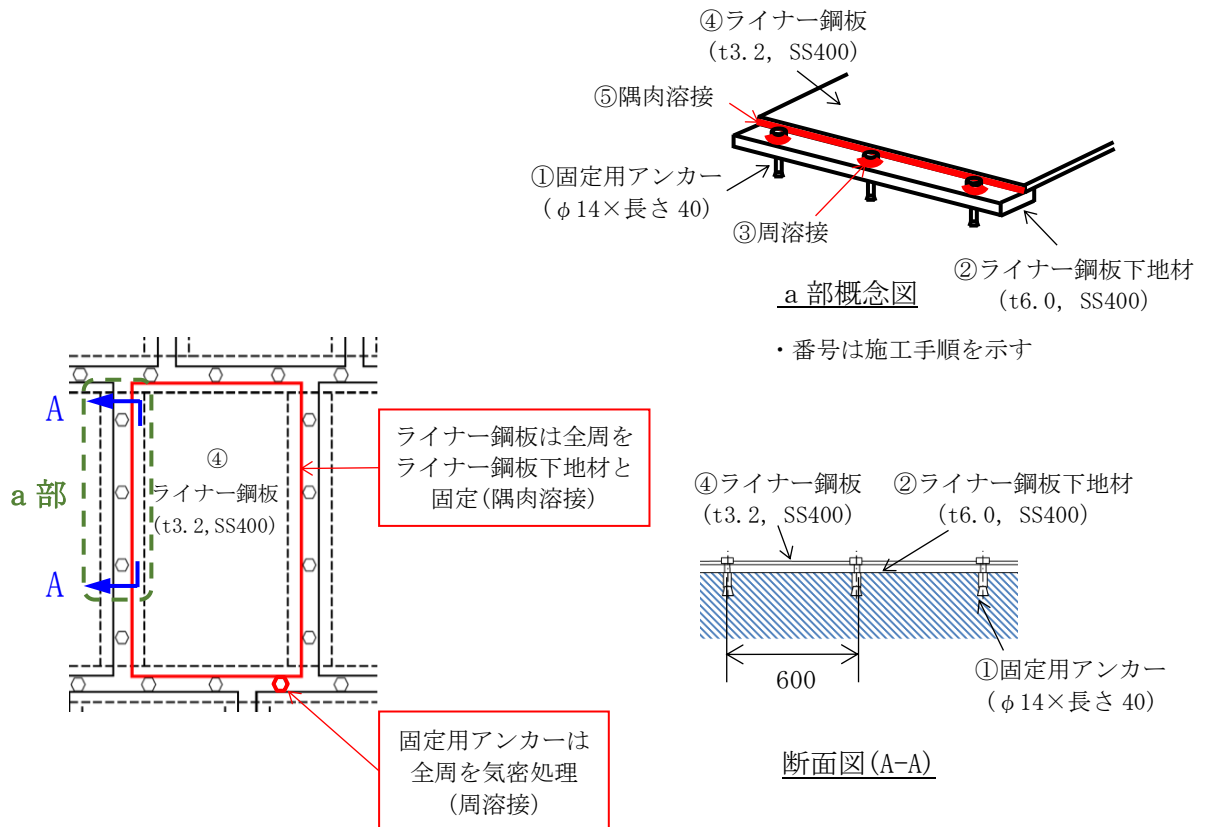


図 14-2 ライナー鋼板の施工例

(2) 鋼板内張構造の梁部の構造

緊急時対策所（対策本部）の梁部については、ライナー鋼板の構成材として梁部型鋼を用いており、梁部型鋼はスタッドジベルを介して天井スラブに支持された構造としている。

緊急時対策所（対策本部）の梁部の施工例を図 14-3 に示す。また、現場施工状況を図 14-4 に示す。

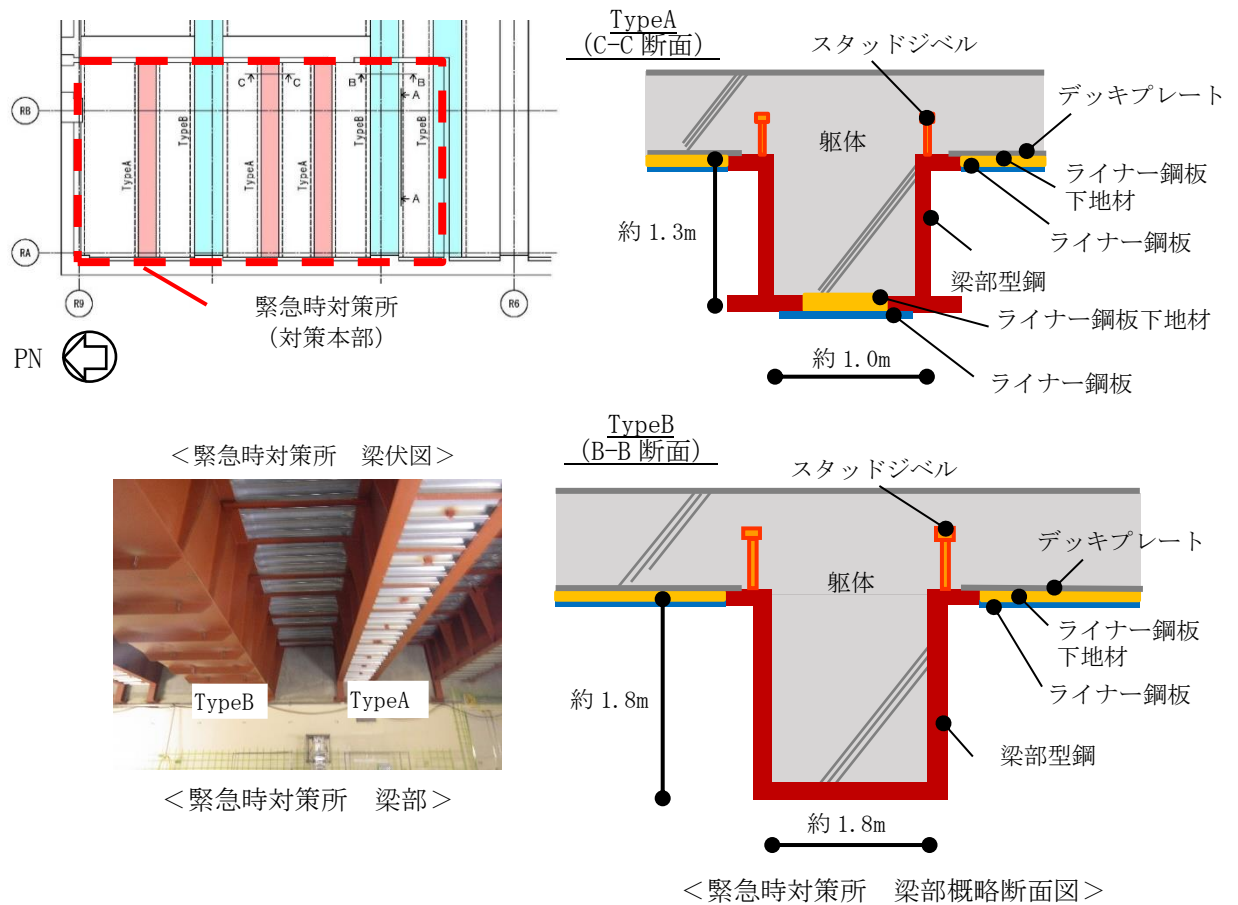


図 14-3 緊急時対策所本部の梁部の施工例

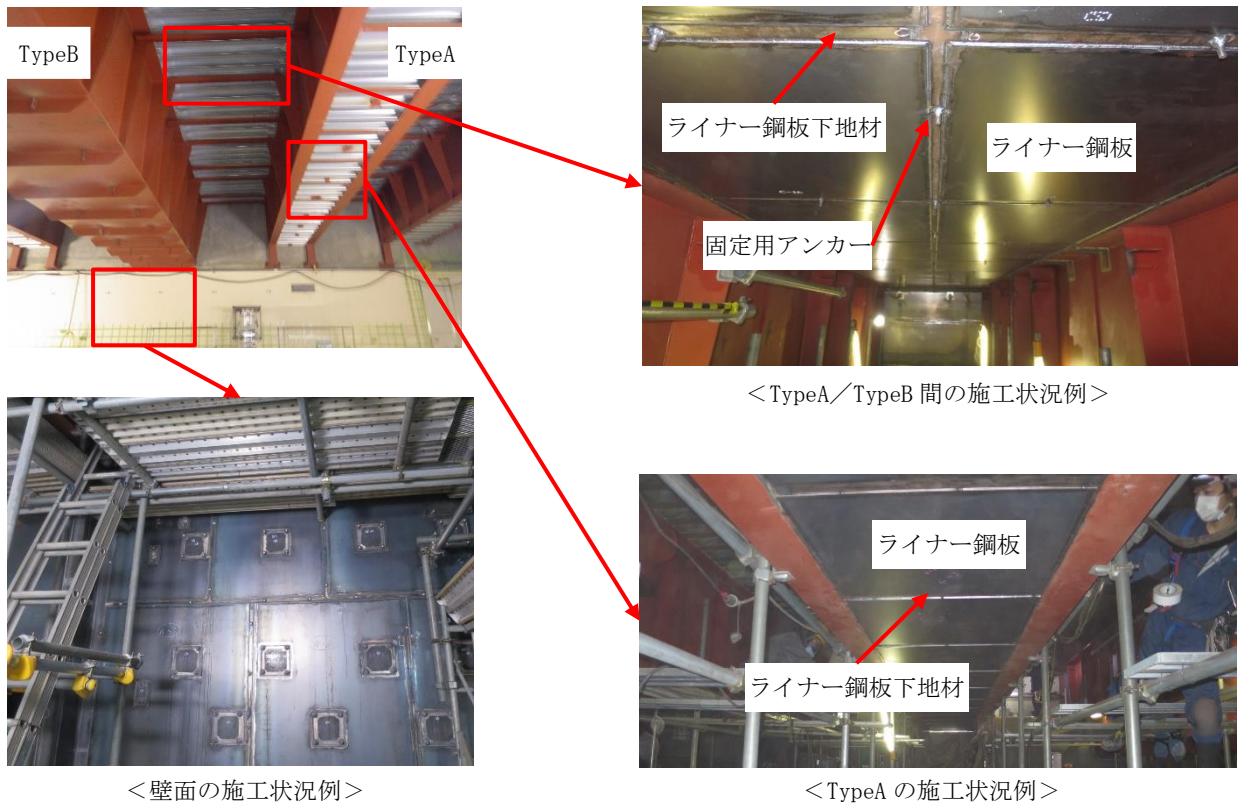


図 14-4 現場施工状況

14.3 緊急時対策所（対策本部）の梁部の応力評価結果

緊急時対策所（対策本部）の梁部型鋼はスタッドジベルを介して天井スラブに支持されている。

基準地震動 S_s を受けたとしても、梁部型鋼が落下しないことを確認する。具体的には、スタッドジベルに発生する地震時の鉛直方向の荷重を考慮し、スタッドジベルに発生する応力が許容値を下回ることを確認する。スタッドジベルに発生する応力の算定式を以下に示す。

$$F_t = A \times \rho_s \times \alpha \times (1 + C_V) \quad (\text{kN/m})$$

ここで、

A : 梁部型鋼の断面積 (TypeA : 23100mm², TypeB : 32400mm²)

ρ_s : 鋼材の単位体積重量 (7.85t/m³)

α : 安全率 (1.5)

C_V : 設計用鉛直震度 (TypeA : , TypeB :)

また、許容値の算定式を以下に示す。「各種合成構造設計指針・同解説（日本建築学会，2010改定）」に準拠し、コンクリート躯体に定着されたアンカーの引抜き耐力を許容値とした。

- ・スタッドの許容引張荷重

$$P_{a1} = \phi_1 \times s\sigma_{pa} \times s_c A \quad (\text{kN/本})$$

- ・コンクリート躯体がコーン状破壊する場合の許容引張荷重

$$P_{a2} = \phi_2 \times \alpha_c \times c\sigma_t \times A_c \quad (\text{kN/本})$$

- ・スタッドの許容引抜き耐力（許容値）

$$P_a = \frac{\text{MIN}(P_{a1}, P_{a2})}{d} \quad (\text{kN/m})$$

ここで、

ϕ_1, ϕ_2 : 低減係数 ($\phi_1=1.0, \phi_2=2/3$)

$s\sigma_{pa}$: スタッドの引張強度 (235N/mm²)

$s_c A$: 最小断面積 (284mm²)

D : スタッド外径 (19mm)

α_c : 施工のばらつきを考慮した低減係数 (0.75)

F_c : コンクリートの設計基準強度 (23.5N/mm²)

$c\sigma_t$: コーン状破壊に対するコンクリートの引張強度 ($0.31 \times \sqrt{F_c} = 1.50\text{N/mm}^2$)

A_c : 有効水平投影面積 = $\pi \times l_{ce} \times (l_{ce} + D)$ (mm²)

l_{ce} : 強度計算用埋込み深さ

d : スタッド間隔 (460mm)

緊急時対策所（対策本部）の梁部のスタッドジベルの応力評価結果を表 14-1 に、スタッドジベルの設置方法概略断面図を図 14-5 に示す。以下に示す通り、スタッドジベルに発生する応力が許容値を下回るため、梁部型鋼は落下しない。

表 14-1 緊急時対策所（対策本部）の梁部のスタッドジベルの応力評価結果

部材	材料	Type	算出値 Ft (kN/m)	許容値 Pa (kN/m)	裕度
スタッドジベル	SS400	A	5.77	36	6.2
		B	19.2	36	1.8

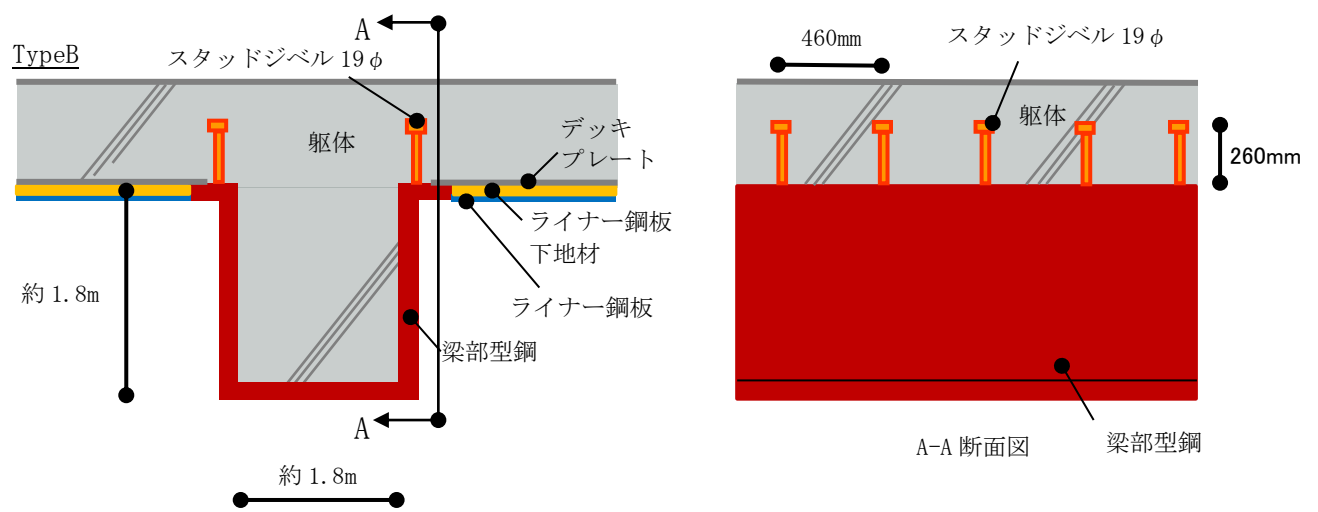


図 14-5 スタッドジベルの設置方法概略断面図

14.4 緊急時対策所（対策本部）のライナー鋼板（溶接部含む）の変形評価結果

ライナー鋼板は、固定用アンカーにて固定されたライナー鋼板下地材を介して支持された構造であることから、基準地震動 S_s によるライナー鋼板の変形評価を行う。対象部位としては、天井、床、壁及び梁に取り付くライナー鋼板とする。この内、天井、床、梁は剛とみなせるため、変形が最も大きくなる壁に取り付くライナー鋼板について代表して評価を行う。

ライナー鋼板に用いている SS400 材の変形の許容値は 0.21 であり、基準地震動 S_s により発生する耐震壁のせん断ひずみの許容値は、0.002 であることから、ライナー鋼板は耐震壁の変形に追従できる。

なお、溶接部はライナー鋼板と一体であり、ライナー鋼板とともに耐震壁の変形に追従できる。

緊急時対策所（対策本部）のライナー鋼板と耐震壁変形の比較を表 14-2 に示す。

表 14-2 緊急時対策所（対策本部）のライナー鋼板と耐震壁変形の比較

部材	材 料	変 形
ライナー鋼板 ($t=3.2\text{mm}$)	SS400	0.21 ^{*1}
耐震壁	コンクリート	0.002 ^{*2}

注記*1： J I S G 3 1 0 1 の許容伸び値

*2： 耐震壁のせん断ひずみの許容値